

令和 5 年度

包括外部監査の結果報告書

(産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について)

八尾市包括外部監査人

公認会計士 奥谷 恭子

目次

第1 包括外部監査の概要	1
【1】 外部監査の種類	1
【2】 選定した特定の事件	1
【3】 特定の事件を選定した理由	1
【4】 監査対象部署	2
【5】 包括外部監査の方法	2
【6】 包括外部監査人補助者	3
【7】 包括外部監査実施期間	3
【8】 利害関係	3
【9】 略称等	3
第2 監査対象の概要	4
【1】 市の概況	4
【2】 八尾市第6次総合計画の概要	10
【3】 監査対象事業	17
第3 監査の結果及び意見	18
【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要	18
【2】 個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見 ..	19
第4 個別の事業執行について	21
【1】 産業政策検討事業	21
【2】 産業立地誘導推進事業	30
【3】 中小企業サポートセンター事業	37
【4】 オープンイノベーション推進事業	47
【5】 ベンチャーエコシステム創出事業	56
【6】 地域企業振興事業	60
【7】 産業ブランディング事業	66
【8】 地域商業にぎわい創出事業	73
【9】 ワークサポートセンター管理運営事業	76
【10】 無料職業紹介事業	85
【11】 ダイバーシティ経営推進事業	91
【12】 観光魅力創造事業	98
【13】 八尾河内音頭まつり振興事業	107
【14】 国内交流事業	113
【15】 観光活動支援育成事業	122
【16】 観光振興の計画について	129
【個別の事務執行の監査を通じて発見した共通の課題について】	132
第5 おわりに	139

第1 包括外部監査の概要

【1】 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び八尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条の規定に基づく包括外部監査

【2】 選定した特定の事件

1. 包括外部監査の対象

産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について

2. 包括外部監査対象期間

原則として、令和4年度を監査対象期間とし、必要に応じて監査作業実施時点における令和5年度の状況及び令和3年度以前も含めた。

【3】 特定の事件を選定した理由

八尾市は、「八尾市第6次総合計画」において、八尾市の将来都市像を「つながり、かがやき、しあわせつづく、成長都市 八尾」と掲げ、6つのまちづくりの目標と34の施策を策定しているが、そのなかでも、「目標3」に掲げる「世界に魅力が広がるまち」として、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境づくりをめざしている。

また、八尾市は国から「地域再生計画」の認定を受け、地域経済の活性化や地域における雇用機会の創出等の取り組みを積極的に進めている。さらに、令和3年度の組織機構改革においては、観光振興に係る組織を新たに設置するなど、横断的視点で新たな市の魅力を広げていくための組織再編を行い、さらなる取り組みを進めている。

したがって、これらの取り組みが一体として機能し、効果的な事業として成果が上がっているかについては、まちのにぎわい創出や健全な財政運営の実現への影響が大きく、市民の関心も高いものと考えられる。

以上から、産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について検討することは重要であり、令和5年度の包括外部監査のテーマとして有意義であると判断しテーマとして選定した。

【4】 監査対象部署

魅力創造部等（産業振興、雇用政策及び観光振興に関連する事務を所管する部局）

【5】 包括外部監査の方法

1. 監査の視点

- ① 対象とした事務事業は関連諸法令・諸規程に基づき適切に行われているか。
- ② 対象とした事務事業は効果的かつ効率的に行われているか。
- ③ 市民や中小企業者等の利便性の確保、公民での役割分担や連携が適切かつ十分に行われているか。
- ④ 各種業務について適切な評価が行われ、適時に見直しが行われているか。
- ⑤ 業務や施策に関する情報が市民や中小企業者等にわかりやすく提供されているか。

2. 監査の方法

- ① 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する法令、条例、規則等を確認する。
- ② 監査対象の事業に関する事務の執行に関連する資料の閲覧、担当者への質問等を実施する。
- ③ その他監査人が必要と認めた監査手続を実施する。

【6】 包括外部監査人補助者

宮本 豪 (公認会計士)
河野 将之 (公認会計士)
吉良 麻里子 (公認会計士)
宮原 朋子 (公認会計士)
古田 豪 (公認会計士協会準会員)
柿平 宏明 (弁護士)

【7】 包括外部監査実施期間

令和5年7月28日から令和6年1月30日までの期間で監査を実施した。

【8】 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

【9】 略称等

1. 報告書中の元号の表記

報告書中、一部の元号については、次のとおり略称を使用している。

略号	元号	凡例
S	昭和	S50年＝昭和50年
H	平成	H30年＝平成30年
R	令和	R4年＝令和4年

2. 報告書中の数値・金額

報告書中の数値・金額は、市から監査人に提示のあった資料、ホームページ掲載の資料等を基に記載したものであり、その数値・金額の正確性を保証するものではない。

3. 端数処理

報告書中の表の合計は、端数処理の関係で、総数と内訳の合計とが一致しない場合がある。

第2 監査対象の概要

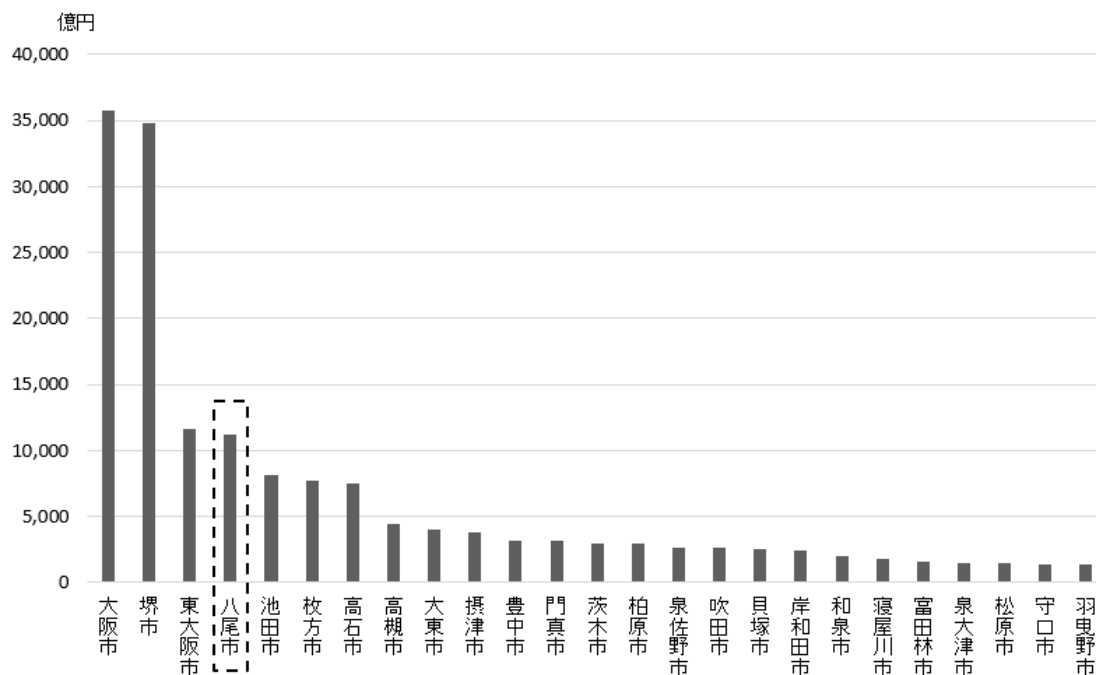
【1】市の概況

市の「産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行」を監査するにあたり、まず、市の産業、雇用、観光の状況を把握し、ここに紹介する。

1. 産業

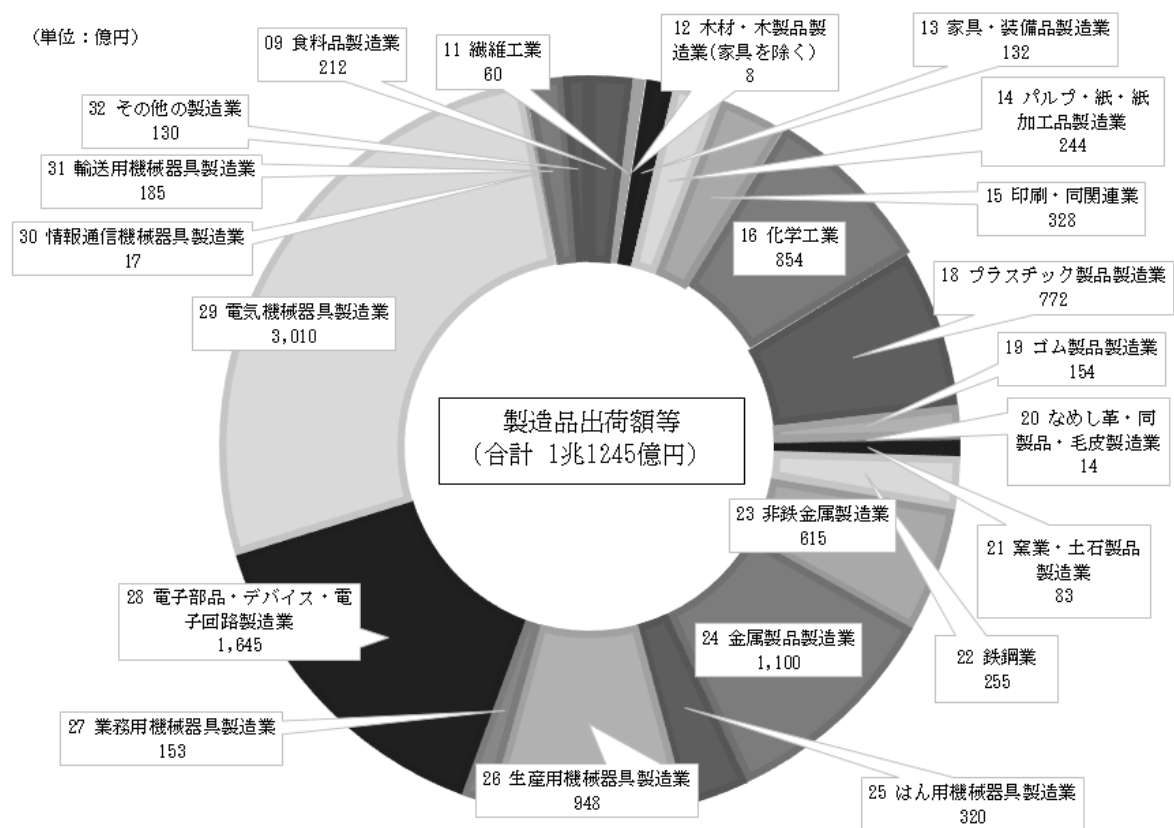
市は、「ものづくりのまち」であり、中小企業を中心に、高度な技術力と製品開発力を誇る。全国トップシェアの出荷額で伝統ある歯ブラシ生産をはじめ、金属製品や電子機器など最先端技術に至るまで、幅広く製造されており、製造品出荷額は、府内で大阪市、堺市、東大阪市に次いで4番目（令和2年工業統計調査）の規模である。

【大阪府内の市町村別 製造品出荷額】



（出典：令和2年工業統計調査（従業者4人以上の事業所）の大阪府における集計結果より監査人が作成）

また、市の中分類別製造品出荷額の内訳は以下のとおりである。



(出典：令和2年工業統計調査（従業者4人以上の事業所）の八尾市の集計結果より監査人が作成)

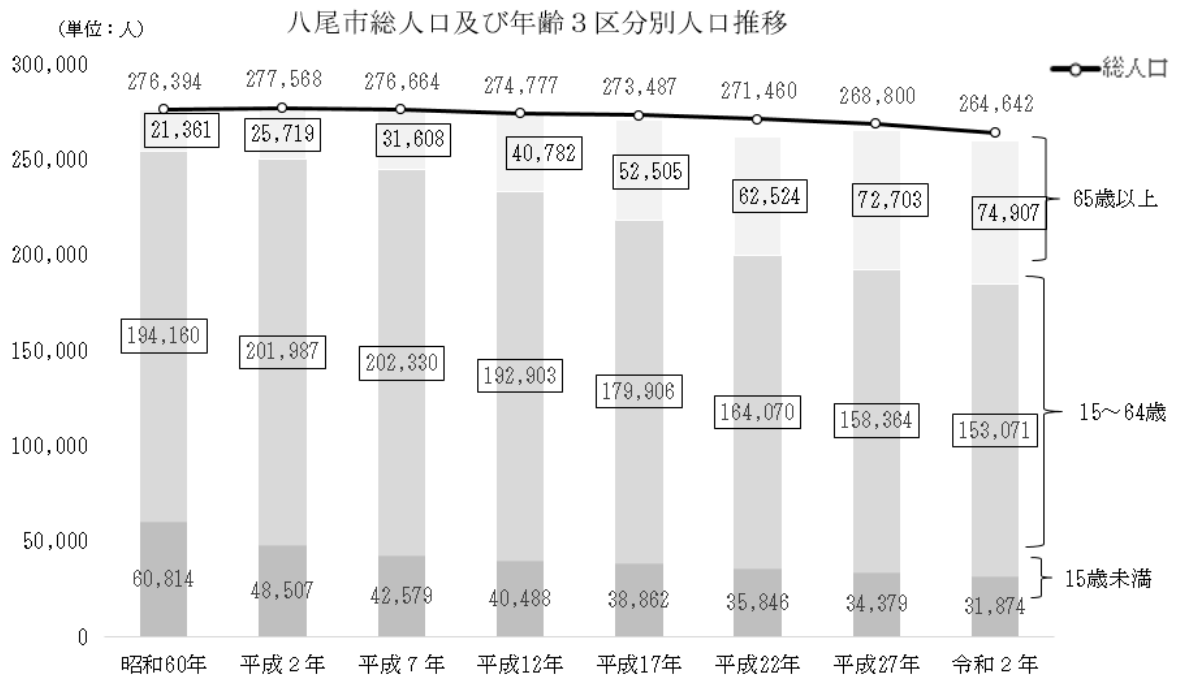
市の製造品出荷額 11,245 億円のうち、電気機械器具製造業が 3,010 億円、電子部品・デバイス・電子回路製造業が 1,645 億円、金属製品製造業が 1,100 億円、生産用機械器具製造業 948 億円となっている。

2. 雇用

(1) 人口

市の総人口は平成 2 年をピークに減少している。

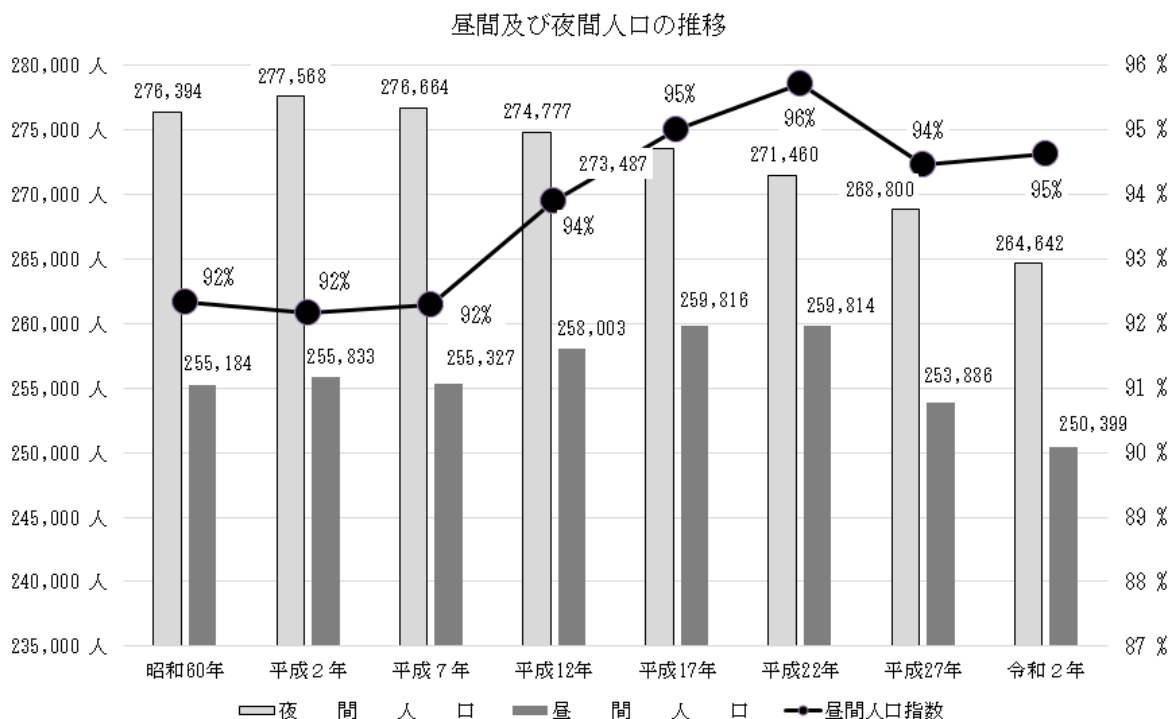
年齢区分別にみると、年少人口（15 歳未満人口）は昭和 60 年から減少し、生産年齢人口（15 歳から 64 歳人口）は平成 7 年をピークに減少している一方で、老年人口（65 歳以上人口）は昭和 60 年以降増加の一途をたどり、少子高齢化の傾向がみられる。



(出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成)

(2) 昼間人口

昼間人口は平成 17 年及び平成 22 年ごろまで増加し、その後減少している。また、夜間人口（常住人口）は平成 2 年をピークに減少している。昼間人口指数は平成 7 年から平成 22 年にかけて増加し、平成 27 年にいったん減少し、令和 2 年に持ち直している。



注1) 夜間人口とは、常住人口である。

2) 昼間人口とは、常住人口に他地域からの流入人口（通勤、通学者数）を加え、当該地域から他地域への流出人口（通勤、通学者数）を控除した人口である。

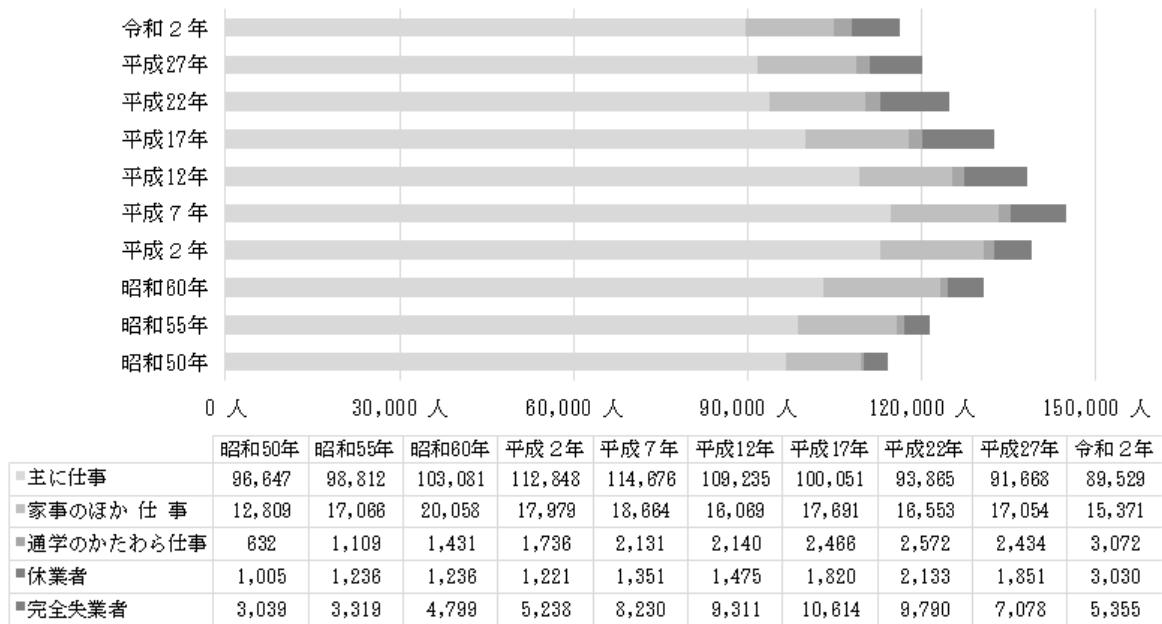
（出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成）

（3）労働力人口

主に仕事をしている労働力人口は平成7年をピークに減少しており、また家事のほか仕事をしている労働力人口は昭和60年をピークに減少傾向にある。一方で、通学の傍ら仕事をしている労働力人口は年々増加傾向にある。

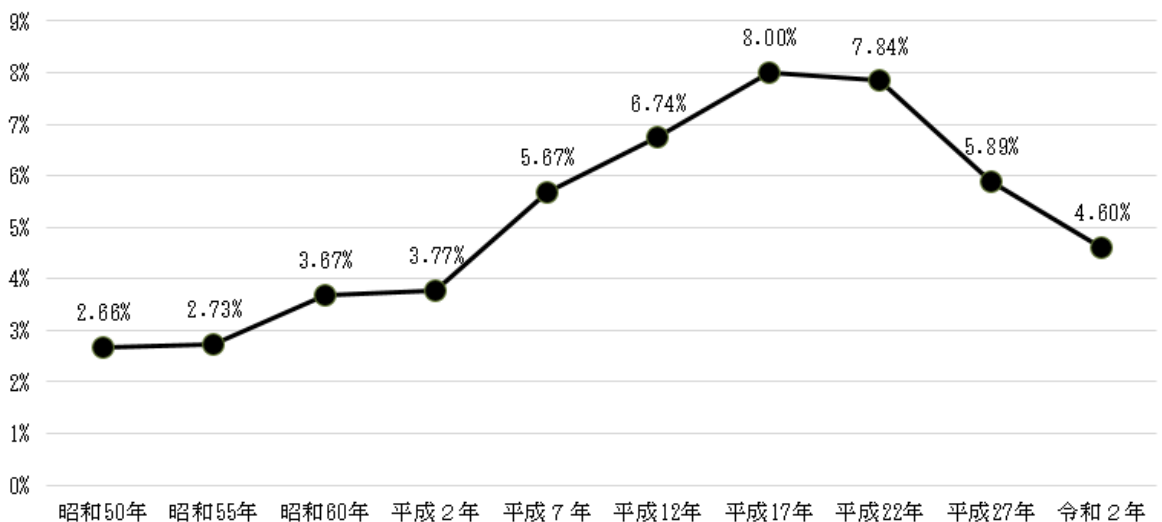
休業者は平成22年をピークに減少したものの、令和2年は新型コロナウイルス感染症の影響により増加している。完全失業者数及び完全失業率は、ともに平成17年をピークに減少している。

15歳以上の労働力人口の構成



(出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成)

労働力人口のうち完全失業者の割合



(出典：総務省統計局「国勢調査報告」より監査人が作成)

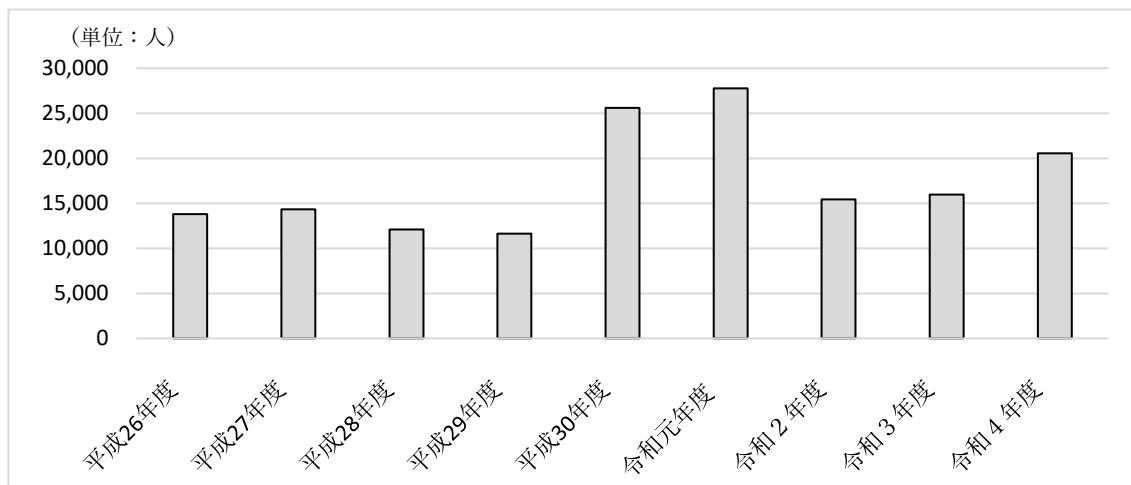
3. 観光

市は、河内音頭のふるさととされており、夏の風物詩として毎年9月上旬に八尾河内音頭まつりが盛大に開催され、市内各所に櫓が立ち、河内音頭の歌と踊りが、世代を超えて八尾の人々を熱くさせている。

また、市は豊かな歴史や文化財を有するまちであり、中河内最大の前方後円墳の心合寺山古墳や、200基以上もの横穴式石室墳が集中する「高安千塚古墳群」は全国的にも知られている。

八尾の魅力発信と観光振興を進める体制づくりを進めるため、平成25年一般社団法人八尾市観光協会を設立し、観光案内所を設置するなど、観光振興のための体制も強化している。

【八尾市観光案内所の来訪者数推移】

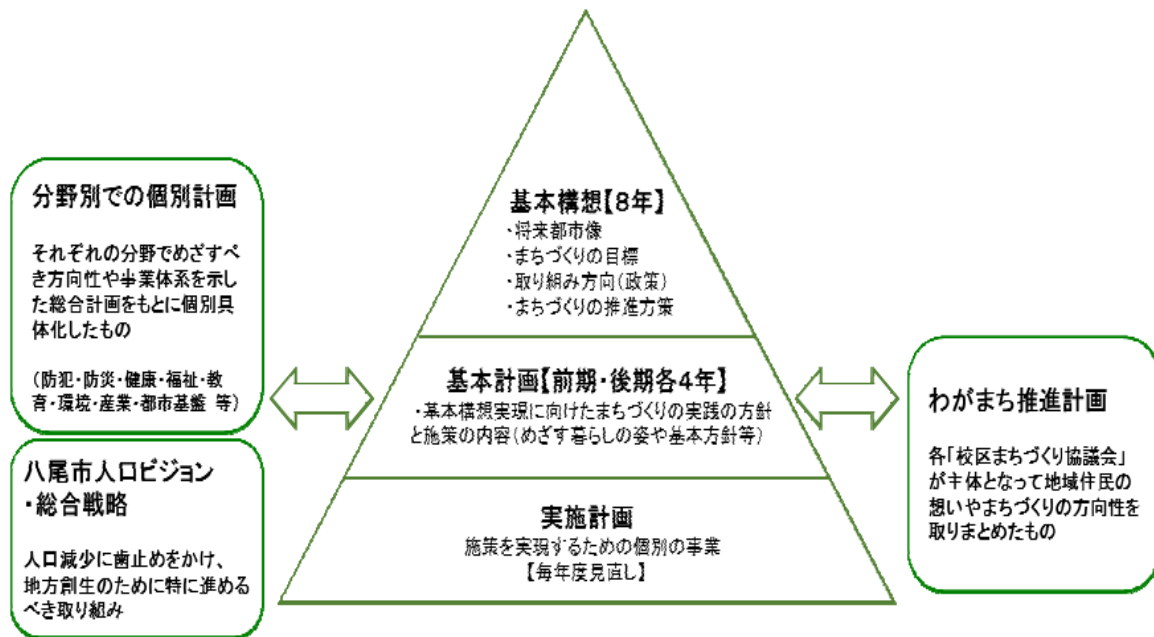


(出典：市提出資料より監査人が作成)

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大のため4月から5月にかけて休館している。

【2】 八尾市第6次総合計画の概要

市は、まちづくりの基本的な指針として、八尾市第6次総合計画「八尾新時代しあわせ成長プラン」を策定している。この総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層で構成されている。



【八尾市第6次総合計画の構成】

（出典：八尾市第6次総合計画）

1. 基本構想

令和3年度から令和10年度までの8年間の市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの目標を示すとともに、目標に取り組む方向（政策）とまちづくりの推進方策を示すものである。第5次総合計画では期間を10年間としていたが、時代の変化に迅速に対応するため、本計画では基本構想の期間を8年間としている。

将来都市像の実現に向け、基本構想において、市民の日常生活の場面とライフステージという視点から、市民のしあわせが実現するための6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向を政策として表している。

以下、6つのまちづくりの目標及び目標に向けた取り組み方向について、「第6次総合計画」の一部を抜粋し、紹介する。



目標1 未来への育ちを誰もが実感できるまち

すべての子どもや若者が様々な状況に合わせた切れ目のない支援を受けながら、人の温かさの中で育ち、周囲の大人も互いに成長できているという喜びによりしあわせを感じられる、「未来への育ちを誰もが実感できるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策1)

次代を担う子どもが健やかに育ち、社会で活躍することは、八尾の成長につながります。また、保護者や周囲の大人が家庭・学校・地域で子どもや若者の成長と触れ合い、その育ちを地域で見守ることから様々なことを学び、自らの成長にもつながります。

そのために、安心して子どもを産み育てることができ、子どもたちがいきいきとともに学び育ち、地域全体で子どもや若者が見守られているという環境を市が責任をもってつくっていきます。



目標2 もしもの時への備えがあるまち

危機に直面した場合にも、ともに支えあえる温かい地域コミュニティの中で、いざという時は様々な資源を使いながら、困っているすべての人に支援の手が届き、しあわせを感じられる、「もしもの時への備えがあるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策2)

安全安心なまちで健康に暮らし、いきいきと働き、事業を営み、活動したいと多くの市民が願うなか、犯罪や自然災害、事件・事故、病気や失業など様々なリスクがあり、その発生リスクの低下や被害の軽減、また回復に向けた対応力を強化する必要があります。

そのために、災害・犯罪、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染等による市民の生命・健康の危機、経済的困窮、引きこもり、孤立等の生活課題への対応を充実し、医療や福祉サービスを提供し、都市基盤や公共施設の安全性を維持するとともに、行政と市民の協働や国・大阪府・市町村と広域的な連携を図ります。また、地域社会においては防災や健康づくり、介護予防への取り組みなど社会と関わるなかで自立した生活を送り、万一の際に備えて様々な危機を乗り越えることができる環境をつくっていきます。





目標3 世界に魅力が広がるまち

八尾の魅力が広く知られ、あらゆる人材や企業が活発に活動し、自らが関わっている八尾が活気にあふれ、注目される誇らしさによりしあわせを感じられる、「世界に魅力が広がるまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策3)

八尾の企業や働く人の技術・活動・社会貢献が注目されると、人材の確保や企業の誘致など新たな流れを生み出すきっかけとなります。また、八尾の魅力が国内はもとより世界に広がることで、国内外から八尾を訪れてみたい、八尾に関わってみたいという個人や企業・団体が増え、市民であることの誇りやまちへの愛着の高まりにつながります。

そのために、高安山をはじめとする豊かな自然環境、[＊]由義寺跡[＊]等の歴史資産[＊]、河内音頭等の伝統文化や工業地、農地、八尾空港等様々な地域資源を活かし、都市景観の維持保全だけでなく、新たな魅力づくりに向けた活用や多様な魅力の戦略的な発信を進めます。それにより、八尾のイメージを確立し、高めるとともに、地域経済を活性化し、魅力ある都市づくりを推進することで、産業集積の維持発展を図り、八尾に関わりたいという個人や企業・団体をさらに増やし、にぎわいのある環境をつくっていきます。



目標4 日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち

「暮らしたい」「暮らし続けたい」まち八尾で住み続ける喜びと、市民自らが環境に対し取り組みを行うことで得られる充実感によりしあわせを感じられる、「日常の暮らしが快適で環境にやさしいまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策4)

住まいが安全で快適であり、また誰もが外出しやすく、働く場所も近いと、「八尾に暮らしたい」と思うきっかけにつながります。また、市民一人ひとりが暮らし、働くなど身近な活動の中で環境負荷を軽減しようと取り組むことは、地球環境の保全にもつながります。

そのために、耐震性が向上した良質な住まいの増加や、誰もが円滑に移動できる交通ネットワークの充実や安全で快適な都市基盤の整備と維持管理、また良好な生活環境の確保を行うことにより、八尾に暮らし続けたいという人を増やしていきます。





目標5 つなかりを創り育て自分らしさを大切にしようまち

お互いの人権を大切に、人と人とのつながりを創り育て、自分らしく活動し、自己実現ができているという喜びによりしあわせを感じられる、「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策5)

誰もが生涯にわたって学び、地域活動や趣味・余暇を楽しみながら豊かな人間性を自ら育むとともに、自ら得た知識や経験を社会に還元することは、周りの人々の知識向上だけでなく、共につながり、しあわせを感じるきっかけとなります。このような人と人とのつながりを創り育てていくためには、その前提として、社会的身分・人種・民族・信条・性・年齢・障がいの有無などにかかわらず、お互いを尊重し認め合う必要があります。

そのために、一人ひとりの人権が尊重され、多様な文化を互いに認め合い、平和を願いながら、地域社会の中で活躍できる環境をつくっていきます。



目標6 みんなの力でとものつくる持続可能なまち

これまでまちづくりに参加したことのない多様な立場の市民もまちづくりに参画し、知恵を出し合い、適切な役割分担のもと公民が連携し協働しながら、八尾のまちづくりが持続可能で成長しているという確信によりしあわせを感じられる、「みんなの力でとものつくる持続可能なまち」をめざします。

◆取り組み方向(政策6)

本市を取り巻く社会経済情勢の急激な変化の中で、市民生活の課題は多様化・複雑化しており、加えて厳しい財政状況の下、課題解決に向けた取り組みを行う際にも最少経費で最大効果を発揮できるようにする必要があります。

そのために、効率的で効果的な行財政運営はもちろんのこと、新たな財源確保や国・大阪府・近隣自治体との広域行政の推進、公民連携などあらゆる担い手によるまちづくりを進めていくことにより、今後のまちの継続的な発展につなげます。



(出典：八尾市第6次総合計画)

2. 基本計画

基本計画は、基本構想期間の8年間で前期・後期の各4年間に分け、基本構想実現に向けたまちづくりの実践の方針やその内容を示すものとして策定し、推進される。

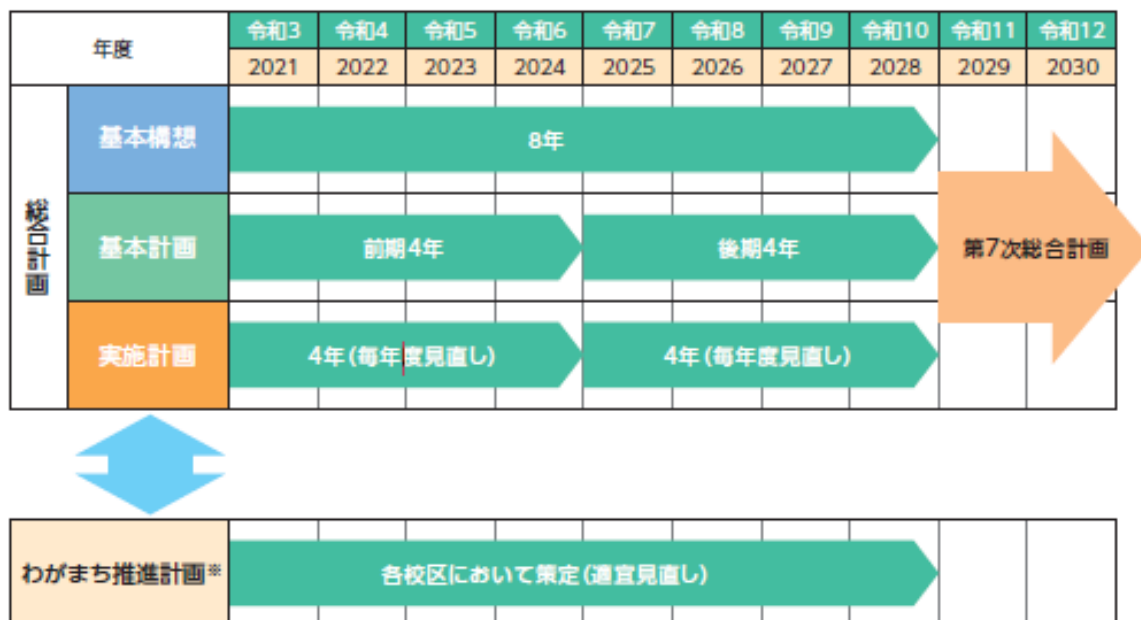


図8 総合計画の期間

（出典：八尾市第6次総合計画）

また、「八尾市第6次総合計画 前期基本計画」（以下「基本計画」という。）において、6つのまちづくりの目標のもと、34の施策ごとに具体的な手法を体系化してとりまとめ、「めざす暮らしの姿」と「基本方針」を設定している。

基本計画では、「横断的な視点によるまちづくり」において実践における方針や施策の体系とその取り組みの内容、また「共創と共生の地域づくり」において地域のまちづくりを市で進めていくにあたっての実践の方針と内容を掲げている。

基本計画については施策の基本方針に沿って取り組みができたかを経年実績を積み重ねて評価し、横断的な施策展開を図ることができたかどうかをまちづくりの目標の視点でも評価することとしている。また、校区まちづくり協議会が主体となって地域住民の想いやまちづくりの方向性を取りまとめた「わがまち推進計画」を参照しながら、総合計画に基づき市民とともに地域のまちづくりを行っている。

なお、後期基本計画は、社会経済情勢の変化等に伴う新たな課題や基本計画の評価（基本方針に基づく取り組みの成果と課題等）などを踏まえ、令和6年度中に策定する予定である。

3. 実施計画

「基本計画」に基づき実施する具体的事業については、「実施計画」を策定し実施している。令和4年度の実施計画は、令和4年度から令和6年度までの3年間の計画期間とした第2期実施計画において策定されている。

第2期実施計画では、基本計画において定める各施策の「めざす暮らしの姿」を実現するため、各施策の「基本方針」を踏まえながら、令和4年度に特に注力する点を施策推進の基本的な方向性として明らかにし、それに則した具体的な取り組み内容を実施計画期間における個別の事業計画として示している。

さらに「めざす暮らしの姿」の実現にあたっての課題解決に向けた達成度などを定量的に計ること、また、まちづくりの現状を市民と共有する際の重要な物差しとすることを目的として施策ごとに指標を設定している。

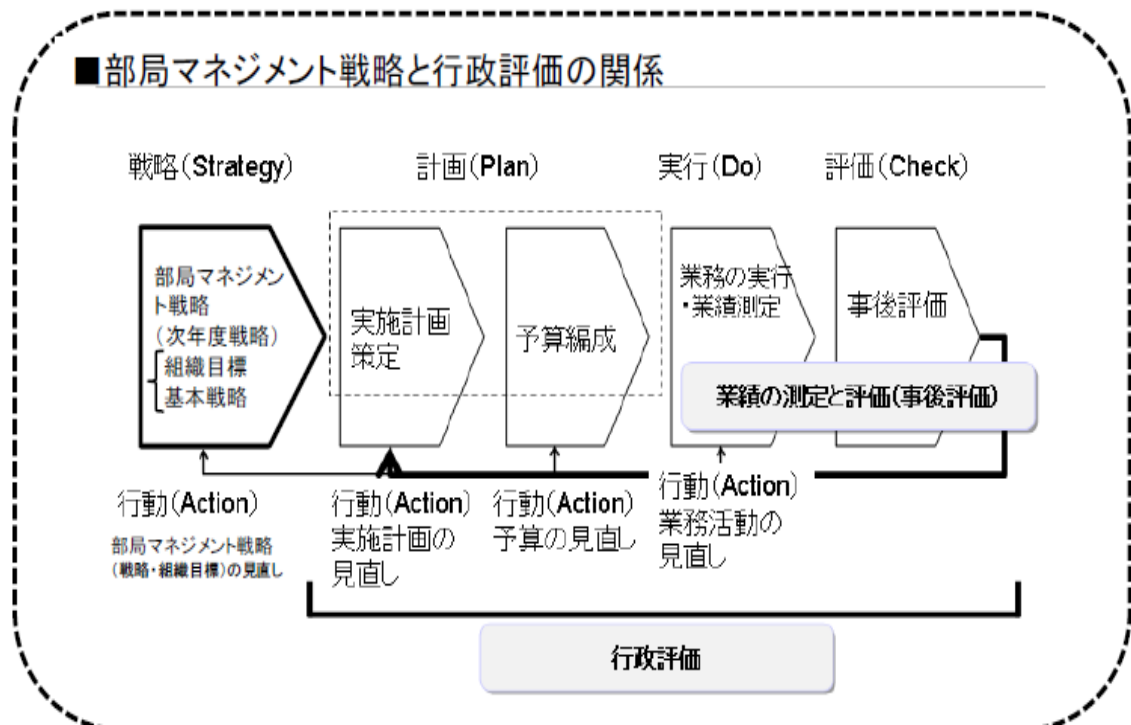
なお、施策内体系のどの内容に優先的に力を入れるべきか、戦略的な政策議論を強化する観点から、毎年度見直しを行い、基本計画の着実な実現に向け取り組んでいくこととされている。

【実施計画の推進について】

市では、財源やマンパワーなどの行政資源を計画的・効果的に最大限活用し、市民が必要とする行政サービスが的確に提供される持続可能な行政経営を行うため、「部局マネジメント戦略」の設定という次年度の組織戦略を定める取り組みを起点として、実施計画策定と予算編成を行い、次年度の資源配分の最適化を図る手法を採用している。さらに、実施計画、予算が確定し、施策展開を図る実施年度の段階

には、当年度の「部局マネジメント戦略」を確定し、組織を挙げて、着実な総合計画の推進を図っている。

第2期実施計画においても本手法により庁内横断的な検討を重ね、策定を行い、事後評価を進める下記に示す行政経営の流れにより、PDCA サイクルを回している。なお、本計画の実績については、令和5年秋に「第2期実施計画施策実績書」として公表されている。



【3】 監査対象事業

監査の対象とする事業は、産業振興、雇用政策及び観光振興に関連する事務を所管する部局である魅力創造部の観光・文化財課、産業政策課、労働支援課が実施している事務事業のうち、以下のものとする。

施策	事務事業名	担当部署
(施策5) やおプロモーションの推進		
1	観光魅力創造事業	観光・文化財課 観光振興係
2	八尾河内音頭まつり振興事業	観光・文化財課 観光振興係
3	観光活動支援育成事業	観光・文化財課 観光振興係
4	国内交流事業	観光・文化財課 観光振興係
(施策9) 地域経済を支える産業の振興		
1	産業政策検討事業	産業政策課 イノベーション推進係
2	産業立地誘導推進事業	産業政策課 イノベーション推進係
3	中小企業サポートセンター事業	産業政策課 イノベーション推進係
4	オープンイノベーション推進事業	産業政策課 イノベーション推進係
5	ベンチャーエコシステム創出事業	産業政策課 イノベーション推進係 地域企業支援係
6	地域企業振興事業	産業政策課 地域企業支援係
7	産業ブランディング事業	産業政策課 イノベーション推進係
8	地域商業にぎわい創出事業	産業政策課 地域企業支援係
(施策10) 就労支援と雇用機会の創出		
1	ワークサポートセンター管理運営事業	労働支援課 支援相談係
2	無料職業紹介事業	労働支援課 支援相談係
3	ダイバーシティ経営推進事業	労働支援課 支援相談係

(注：施策のあとの数字は、総合計画に掲げる施策番号である。)

監査対象を選定するにあたり、過去に包括外部監査のテーマとして選定されているかどうか、その結果に対する措置状況を勘案した。

第3 監査の結果及び意見

【1】 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見の概要

1. 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見であることを明確にするために、項目の見出しに（結果）又は（意見）と記載している。

（結果）については、「事実」と「結果」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「結果」には、財務に関する事務の執行に関する合规性（適法性、正当性）から是正すべき事項を記載している。

（意見）についても、「事実」と「意見」に区分して、「事実」には監査を通じて発見した事実等を記載し、「意見」には、合规性、有効性、効率性及び経済性の観点から市に参考となる提言等、監査人の意見を記載している。

なお、監査の結果又は意見には該当しないが、市に対する留意事項、市民等に対する情報提供の観点から重要と判断した事項については（結果）又は（意見）の文言は付さずに内容を記載している。

2. 監査の結果及び意見の件数

監査の結果及び意見の件数は、以下のとおりである。

項目	結果	意見
産業振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	2 件	12 件
雇用創出に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	0 件	3 件
観光振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見	1 件	13 件

【２】 個別の事業執行に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

個別の事業執行に係る監査の結果及び意見の概要は、以下のとおりである。

<産業振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見>

事業名（結果・意見の概要）		頁
1 産業政策検討事業		
① （意見１）景気動向調査の調査件数について		26
② （意見２）景気動向調査の調査票回収率が目標未達であることについて		28
2 産業立地誘導推進事業		
① （意見３）八尾市ものづくり集積促進奨励金について		34
② （意見４）事業評価の指標の見直しについて		35
3 中小企業サポートセンター事業		
① （意見５）インキュベーション施設の利用実績開示について		41
② （意見６）インキュベーション施設の満足度調査について		43
③ （意見７）インキュベートルーム退去後の活動状況について		43
④ （意見８）インキュベーション支援の在り方について		45
4 オープンイノベーション推進事業		
① （意見９）市が賃料負担をする「みせるばやお」の施設の立地について		51
② （結果１、結果２、意見１０）「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理について		53
5 ベンチャーエコシステム創出事業		
意見なし		-
6 地域企業振興事業		
① （意見１１）意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果について		64
7 産業ブランディング事業		
① （意見１２）「On-Do（音頭）ネット」の効果について		71
8 地域商業にぎわい創出事業		
意見なし		-

＜雇用創出に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見＞

事業名（結果・意見の概要）		頁
1 ワークサポートセンター管理運営事業		
①（意見 13）地域職業相談室について		79
2 無料職業紹介事業		
①（意見 14）八尾市おしごとナビの在り方について		89
3 ダイバーシティ経営推進事業		
①（意見 15）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて		94

＜観光振興に係る監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見＞

事業名（結果・意見の概要）		頁
1 観光魅力創造事業		
①（意見 16）八尾市フィルムコミッション事業の事業計画について		102
②（意見 17）共催イベントのリスク管理について		104
③（意見 18）共催イベント来場者に対する市内観光への取り組みについて		106
2 八尾河内音頭まつり振興事業		
①（意見 19）八尾河内音頭まつりの在り方について		111
②（意見 20）八尾河内音頭まつりの来場者数の調査について		112
3 国内交流事業		
①（意見 21）事業評価の指標が見直されていないことについて		114
②（意見 22）国内交流都市を紹介する市のホームページについて		116
③（意見 23）国内交流都市の相互交流について		117
④（意見 24）国内交流事業の取組状況、効果に係る現状把握について		119
⑤（意見 25）国内交流事業の継続について		120
⑥（意見 26）事業評価の指標がアウトプットのみであることについて		121
4 観光活動支援育成事業		
①（結果 3）観光協会の公式サイトの情報セキュリティーについて		126
②（意見 27）事業評価の指標に係る実績値の根拠について		128
5 観光振興の計画について		
①（意見 28）観光振興の計画策定について		131

第4 個別の事業執行について

【1】産業政策検討事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	学識経験者や市民、商工業者等からなる産業振興会議を開催し、双方向のコミュニケーションにより現場のニーズをくみ取り、新たな課題に対応した施策展開を検討する。 また、今後の産業政策の市政への反映などについて産業政策アドバイザーの助言の活用のほか、地域経済動向調査を実施し、その調査結果も踏まえながら、産業集積の維持・発展の施策を検討していく。
令和4年度の実施内容	・産業振興会議の実施 ・産業振興会議による産業振興方策の検討 ・産業政策アドバイザーからの意見聴取 ・市と八尾商工会議所の連携による四半期毎の業種別・就業者別の八尾市景気動向調査の実施 ・オンライン調査の実施
令和4年度の予算決算の状況	予算額 2,819 千円 決算額 2,091 千円（財源内訳：一般財源 2,091 千円） 執行率 74.2%
支出の内訳	● 産業政策検討経費 報償費 302 千円、委託料 466 千円、負担金、補助及び交付金 756 千円、他 27 千円 ● 産業振興会議委員 17 人分報酬 報酬540千円
事業の実施状況	産業政策・施策の検討を行うために、産業振興会議を開催した。 産業振興会議開催回数 6 回

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針① 新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーションにつながる取り組みの支援により、チャレンジを誘発する環境の整備・システム化を進めるとともに、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図る。
目標となる指標の達成状況	● 産業振興会議からの提言についての実現率 (計画 99.5%、実績 94.6%) ● 産業政策アドバイザーやコーディネーターからの助言・指導を受けたテーマ数 (計画 19 回、実績 12 回) ● 調査事業所数に対する回答事務所数の割合 (計画 25%、実績 20.4%)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	検討部会の付託事項につき、推進するための施策及び関わり方、委員の専門性などについて検討の余地がある。
今後の進むべき方向性	新型コロナウイルス感染症や国際情勢の変化など、世の中のトレンドや経済情勢の変化が激しくなっている。そのようななかで、専門的知識が必要な政策立案が今後より一層求められることが想定される。そのため、専門的なアドバイザーを補強し、政策立案の幅を広げることが必要である。また、会議運営に関して、テーマごとに係をまたいだ連携等を実践していく必要がある。

(出典：事業評価シート)

(3) 産業振興会議の構成メンバーと提言の状況

産業振興会議は、今後の産業振興の方向性や長期的な施策の枠組み等の提言をしている。産業振興会議委員の構成は、学識経験者、市民、事業者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱することとし、それぞれの構成人数は以下のとおりである。

(1) 学識経験者	2 人
-----------	-----

(2) 市民は公募により選定	6人以内
(3) 事業者は団体からの推薦による	① 八尾商工会議所 3人 ② 八尾小売市場連合会 1人 ③ 八尾市商店会連合会 1人 ④ 大阪府中小企業家同友会八尾支部 1人
(4) その他市長が認める者のうち、5人については団体からの推薦	① 八尾市女性団体連合会 1人 ② 八尾市消費問題研究会 1人 ③ 八尾市 校長会 1人 ④ 近畿経済産業局 1人 ⑤ 大阪府 1人

(出典：八尾市産業振興会議委員の募集等の実施要領)

産業振興会議の提言内容と、提言内容を実現するために実施した事業・事項の概要及び実施年度については、以下のとおりである。

【提言年度：平成 28・29 年度】

提言内容	実現年度	実現のための実施事業・事項
事業承継（後継者不足への対応） ○自社の評価（強み・弱み分析） 経営者が、組織内の価値は何であるのかを明確に理解することにより、優良資産を後世に残していく。 ○経営者の相談の場の提供 経営者を育成するための「学びの場」として、お互いの課題や情報交換を出来る場であるだけでなく、相談ごとを持ち込める場や、考え方を学べる場の提供。 ○他の経営者等との交流の機会の提供 自社の組織だけではなく、業界や域内外を超えた人々が集まることが出来る場となるオープンイノベーションが進む「場」の環境整備。	平成 29 年度	○千年企業創造ラボ (経営課題、強みの発見)
経営者層の育成 ○外部視点を入れる機会の提供 組織のマインドセットを変えるには外部の客観的な視点が必要である。そのことから、他の経営者などの交流や専門コーディネーターといった異なった視点を持つヒトからの情報を得る機会を提供する。 ○組織風土づくり 「リスクをとった新たな事業へのチャレンジ」を可能とする、イノベーションの風を感じることが出来る組織風土をつくる。	平成 29 年度	○環山楼塾 (イノベーションプランづくり)

提言内容	実現年度	実現のための実施事業・事項
○10年先を見据えられる人材の育成 イノベーションを起こすイントレプレナー（社内起業家）の育成の機会提供。		
広報戦略（価値提案能力・技術の可視化の向上） ○情報を得られる場の提供 さまざまなアイデアやテクノロジー、そしてヒトとの出会いや取引を加速させ、多くの情報を得る場の提供。 ○エンドユーザーの情報を持っている人との連携機会の提供（取引） ○価値提案能力の向上（技術の可視化） 会社を知ってもらう価値提案の手法の一つとして、工場見学（オープンファクトリー）。そのような試みをしていることを知ってもらう情報発信については、行政支援にも協力を求めるところ。	平成29年度	○ものづくりカレッジ （クラウドファンディングの活用、ブランディング、マーケティング等）
イノベーション創出の場づくり ○新たな商品・技術開発のチャレンジの場の提供 消費者やユーザーとの出会いの機会を提供。そこで、商品の価値に触れ、体感できるといった、テストマーケティングの場の提供。 ○「八尾に行けば、何かが生まれる」といったイメージ戦略の策定 消費者やクリエイターに向けて、ものづくりの存在を大きく示し、「八尾に行けば、何かが生まれる」といったイメージ戦略を練り、ものづくりによるイノベーションが創出する場を提供。	平成29年度以降	○IoTを活用したハードウェアイノベーション拠点デザイン事業 ○ものづくり体験 CAMP in KANDAI Me RISE ○IoTを活用したハードウェアイノベーション拠点基盤事業

【提言年度：平成30・31年度】

提言内容	実現年度	実現のための実施事業・事項
10年後の産業への計画	平成30年度	第6期総合計画の反映

【提言年度：令和2・3年度】

提言内容	実現年度	実現のための実施事業・事項
コミュニティ参加への支援	令和4年度以降	まちのコイン事業の実施

提言内容	実現年度	実現のための 実施事業・事項
働くことの楽しさを伝えるための コンテンツ制作	令和３年度	ギガスクール動画の制作
挑戦する人を育てるための情報発信	令和３年度以降	ギガスクール動画の制作 学校向けキャリア教育事業

(出典：市提供資料より監査人が作成)

(４) 産業政策アドバイザーからの助言・指導の状況

産業政策アドバイザーとは、産業政策に関して高い知見を有し、市の産業に精通している学識経験者及び専門家等である。担当課は産業政策アドバイザーに今後の産業政策の市政への反映などについて助言・指導を受けている。令和４年度に助言・指導を受けたテーマの概要は以下のとおりである。

実施時期 (令和４年度)	テーマ
４月	・事業戦略マップ講座に関する打ち合わせ ・戦略的政策のデザインと未来の価値創造（部内研修）
５月	・八尾市キャッシュレスポイント還元事業に関するアドバイス ・Forbes との連携協定動画配信支援
６月	・カヤックとの連携協定動画配信支援 ・戦略的政策のデザインと未来の価値創造（部内研修）
７月	・戦略的政策のデザインと未来の価値創造（部内研修）
８月	・戦略的政策のデザインと未来の価値創造（部内研修）
９月	・ものカレ「SNS を活用した広報戦略セミナー」 ・戦略的政策のデザインと未来の価値創造（部内研修）
１０月	・国家戦略特別区域工場等新設促進事業の内容に関する相談
１２月	・戦略的政策のデザインと未来の価値創造（部内研修）

(出典：市提供資料より監査人が作成)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見1) 景気動向調査の調査件数について

【事実】

市は、八尾商工会議所と連携し、四半期ごとに景気動向調査を実施している。景気動向調査は、地域経済の総合的な動向を把握し、産業振興のための基礎資料の作成及び経営者への情報提供を目的として実施している。

具体的には、担当課で産業振興のための施策検討の場面で活用されているほか、経営者に市のホームページで情報提供を行っている。調査方法は、八尾市内に立地する従業員5人以上の事業所を母集団として、そのなかから、製造業社・非製造業社（建設業、卸売業、小売業、サービス業）を無作為に1,000件抽出後、調査票を郵送し、FAXで回収を行っている。なお、令和3年経済センサスによると5人以上の事業所数は4,974ある。

令和3年度・令和4年度の調査状況は下表のとおりである。

対象 期間	令和3年度				令和4年度			
	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
発送数 (A)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
回答数 (B)	200	181	146	231	217	203	191	156
回答率 (A/B)	20.0%	18.1%	14.6%	23.1%	21.7%	20.3%	19.1%	15.6%

(出典：景気動向調査結果報告書、市提供資料より監査人が作成)

この点、調査票は無作為に抽出された一部の事業者にのみ発送していること、また調査を依頼された事業者に対する強制力はないことから、回答数が施策検討に利用できる十分な件数となるように、調査票の発送数を決定する必要がある。そのため、市は、他市の同事業の状況についても確認し、調査内容の妥当性について検討している。

【意見】

景気動向調査は、対象となる母集団から一部を抽出して調査を行い、母集団全体の実態を読み取る調査方法であるため、調査件数の設定が重要である。調査結果には誤差が生まれる可能性があり、調査票の回答数が少なすぎると母集団全体の実態を読み取れない。母集団とした全事業所に調査を行わない限り誤差を無くすことは不可能であるため、調査結果にどの程度の正確性を求めるかによって必要な回答件数は異なってくる。一方で、多すぎると調査にかかる費用・事務手続が増えることになる。

したがって、景気動向調査が施策検討に活かすことができる調査結果になるように、直近の調査における回答数が十分であるか、母集団の傾向を代表しているかを検討することが必要である。そして検討の結果、回答数が不足している場合には、これまでの回収率から発送数を何件にすべきか検討する必要がある。その際には、調査結果にどの程度の正確性を求めるか、という観点と調査にかかる費用・事務手続への考慮が必要である。

この点、政策の意思決定に使用するための調査件数（調査に必要な対象者数）は統計的な理論に基づき算出することが望ましい。計算式は以下のとおりである。

$$n = \lambda^2 \frac{p(1-p)}{d^2}$$

n：標本数（サンプル数）、d：標本誤差、λ：信頼水準、p：比率

- 標本誤差（許容誤差）とは、調査結果が母集団全体を調査した場合に比べ、どの程度誤差が生まれる可能性があるかを表している。例えば、調査結果が「○○に満足している事業所は 70%」であった場合に、標本誤差が 5%であれば、母集団全体では「○○に満足している事業所は 65～75%」ということになる。この標本誤差は「1～10%程度」で設定されるが、標本誤差が大きいほど母集団の実態と誤差が生じるため、数値は小さい方が望ましい。ただし、許容誤差を小さくするには標本数を増やす必要がある点が難点である。統計上は「標本誤差 5%程度」であれば、十分信頼できる結果が得られることから、一般的に国などが行っている標本調査は、信頼水準 95%（λ＝1.96）として調査の設計がされている。

- 信頼水準とは、抽出した調査件数がどの程度の確率で標本誤差の範囲内の結果となるかを表している。例えば、信頼水準が 95%であれば、「100 人中 95 人は標本誤差の範囲内」ということになる。
- 比率とは、調査対象者の比率であり、事前に他調査で同様な調査結果がある場合はその比率を用いるが、事前に参考となる結果がない場合は、比率の標準偏差が最大となる 0.5 を入れる。

(参照：総務省統計局ホームページ「なるほど統計学園」)

(2) (意見 2) 景気動向調査の調査票回収率が目標未達であることについて

【事実】

市は八尾商工会議所と連携し、四半期ごとに景気動向調査を実施しているが、調査票の回収率は、25%の計画値に対して 20%程度の実績値で推移している。

計画値達成への取り組みを担当課に質問したところ、「調査の事務手続は八尾商工会議所が実施しており、担当課としては、景気動向調査の回収率を上げるために、八尾商工会議所に WEB 調査を提案してきている。」とのことであった。しかし、現在のところ WEB 調査は採用されていない状況である。

【意見】

「世の中のトレンドに沿った的確な施策の推進を図ることで市内商工業者の課題に対応した施策を実施する」ことを進めるうえで、景気動向調査が重要な情報であるにも関わらず、長期にわたり調査票の回収率が目標に未達であるため、担当課は調査票の回収率改善について八尾商工会議所と協議していく必要がある。

したがって、まずは調査票の回収率改善への取り組みを進めることが必要である。

担当課は、質問形式や回答方法の変更が回答者の属性の変化をもたらし、調査指標の継続性が担保されないという懸念を持っているが、回収率が低いことは施策立案に必要な情報の信頼性を損ねる可能性があることから、計画的に調査票の回収率改善の取り組みを進める必要があると考える。

なお、令和6年度の同調査においては、従来の回答方法に加えてWEBでの回答も取り入れる予定とのことであるため、その確実な実施と実施効果の確認、回収率改善のさらなる取り組みの必要性の検討を進めることが望まれる。

【2】産業立地誘導推進事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	ものづくり集積促進奨励金制度を効果的に運用するとともに、工場立地に関する手続等の支援を行うほか、工場流出・流入情報の収集に努め、製造業の八尾市内への流入の促進及び八尾市外への流出防止を図る。また、製造業者の用地確保、積極的な事業展開などへのニーズや現状、課題に関する調査結果をもとに、今後の立地推進施策について検討する。
令和4年度の実施内容	・ものづくり集積促進奨励金制度の効果的な運用 ・金融機関と連携した市内外の企業等への土地情報の提供 ・関係各課との連携及び工業集積施策を進めるためのさらに具体的な手法やスキームの各種調査、分析
令和4年度の予算決算の状況	予算額 53,405 千円 決算額 48,542 千円（財源内訳：一般財源 48,542 千円） 執行率 90.9%
支出の内訳	産業立地誘導推進経費 委託料 2,318 千円、負担金、補助及び交付金 46,224 千円
事業の実施状況	市内ものづくり企業の集積促進を目的として、「八尾市ものづくり集積促進奨励金」制度により、市内における工場等の新規立地に対して、奨励金を交付した。また、さらなる工場立地の推進を検討するため、今後、工業集積施策を進めるための更に具体的な手法やスキームの各種調査、分析を行った。 奨励金交付件数 34 件（累積）

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針① 新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーションにつながる取り組みの支援により、チャレンジを誘発する環境の整備・システム化を進めるとともに、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図る。
目標となる指標の達成状況	工場立地制度活用による工場立地件数 (計画 10 件、実績 6 件) 関係機関との連携会議の回数 (計画 4 回、実績 3 回)
施策目標達成への貢献度	どちらかといえば貢献した
課題	奨励金の制度については、他市も同様の制度を有しており、本制度がどれほど企業誘致のインセンティブになっているのか検討する必要がある。
今後の進むべき方向性	奨励金を支給することは財政的負担を伴うが、新たに工場を立地・増改築を行う企業は、その後の成長性も見込むことができ、税収や雇用の観点からも重要と考える。

(出典：事業評価シート)

(3) 八尾市ものづくり集積促進奨励金について

産業立地誘導推進事業の主たる事業である「八尾市ものづくり集積促進奨励金」の制度概要は、以下のとおりである。

目的	市内産業集積の維持発展のために、製造業者の市内での工場等の設置に対し奨励措置を講じることにより、本市での工場等の立地を促進し、また工業生産施設が集積する地域での円滑な生産活動を確保することにより、雇用の創出、産業振興及び地域経済の活性化を図ること
対象地域	八尾市内の工業専用地域、工業地域又は準工業地域
対象者	製造業を営むものであって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しないもの

対象事業	延床面積 500 m ² 以上の工場等の建築又は購入とし、生産機能の拡大等に伴う工場等の設置を目的とする用地の購入または工場等の家屋の建築及び購入
奨励金の額	対象事業の土地及び家屋に係る固定資産税の額に2分の1を乗じて得た金額
奨励金の上限額	1事業当たり各年度1億円。
奨励金の交付期間	交付開始年度から5年以内。
努力義務	(A) 工場等の設置にあたっては、環境面等について配慮し、周辺への説明等を実施すること。 (B) 7年以上当該工場等での操業を継続すること。 (C) 八尾市内で工場等に移転する場合であって、移転跡地が工業的利用に適しているときは、当該跡地の工業的利用に努めること。

(出典：八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱より監査人が抜粋)

八尾市ものづくり集積促進奨励金を受ける事業者の一部は、大阪府の府内投資促進補助金を受けることができる。大阪府府内投資促進補助金を受けるには、地元市町村の優遇措置を受ける必要があるため、大阪府府内投資促進補助金を受ける事業者は、八尾市ものづくり集積促進奨励金の補助要件を遵守することになる。

大阪府の府内投資促進補助金の制度の概要は以下のとおりである。

目的	既存工業集積地の維持・発展に向け、市町村の産業振興やまちづくり施策と連携し、ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進を図るため、工場又は研究開発施設の新築や増改築を行う企業に対し補助を行う。
対象者	工場又は研究開発施設の新築・増改築を行う中小企業
対象施設	先端産業分野の研究開発施設、既存工業集積地の工場・研究開発施設
対象地域	研究開発施設の投資奨励計画を持つ市町村、産業集積促進地域 (八尾市竜華地区周辺工業専用等地域、八尾市竜華地区周辺工業地域、八尾市八尾空港周辺工業地域、八尾市上尾町地区周辺工業地域、八尾市渋川町2丁目工業地域、八尾市二俣工業地域、八尾市相生・天王寺屋周辺工業地域)
補助要件及び補助率	地元市町村の優遇措置を受けること
企業規模	中小企業（製造業の場合、一部の業種を除き従業者300人以下又は資本金3億円以下の会社及び個人）
投資額	家屋・機械設備等に係る費用として1億円以上

雇用要件	府内の事業所における操業開始日の府内常用雇用者の総数が交付申請時の数を下回らないこと
補助率	家屋・機械設備等の5%（府内に本店、工場又は研究開発施設を持つ企業は10%）
限度額	3千万円
申請時期	補助事業の契約日又は発注日のうち最も早い日の前日まで

（４）奨励金の指定、交付の状況

奨励金交付の状況を確認したところ、奨励金交付期間である5年以内に、廃業や事業の変更、転出等を理由に奨励金を交付しなくなった事業者はいなかった。

また、奨励金の指定事業者数の推移及び交付の状況は、以下のとおりである。

	指定（※）	交付	
	件数（件）	件数（件）	金額（千円）
平成20年度	8	1	2,334
平成21年度	6	9	9,715
平成22年度	7	19	31,532
平成23年度	3	28	49,379
平成24年度	7	31	47,428
平成25年度	7	36	56,371
平成26年度	7	34	54,713
平成27年度	4	29	41,404
平成28年度	10	28	36,958
平成29年度	7	29	37,404
平成30年度	7	31	32,463
令和元年度	8	29	30,180
令和2年度	6	29	30,422
令和3年度	1	28	34,232
令和4年度	6	34	46,224

（※）取り消し分を除く

（出典：市提供管理資料より監査人が作成）

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見3) 八尾市ものづくり集積促進奨励金について

【事実】

八尾市ものづくり集積促進奨励金とは、八尾市の工業集積地に工場などの集積を促進するために、固定資産税額相当額の2分の1相当額を奨励金として最大5年間交付する制度である。交付を受けた事業者は、7年間は継続操業することが努力義務とされている。

そのため、5年以内に市外に転出した場合は、転出した年度から奨励金が交付されないものの、過年度交付済みの奨励金の返還を事業者に対し要求するといったペナルティーは設けられていない。

この点を担当課に質問したところ、以下の回答を得た。

- ✓ 大阪府でも、府内投資促進補助金を交付しており、指定した工業地域で工場又は研究開発施設の新築や増改築をする企業に対し家屋や機械設備費用の5%を補助している。要綱に操業義務として、家屋を取得するものは操業開始後7年以上操業を継続することが義務付けられている。この大阪府の補助金は、地元市町村の優遇措置を受けることが要件となっている。したがって、「府内投資促進補助金」を受けるためには「八尾市ものづくり集積促進奨励金」を受ける必要があり、結果として八尾市内の工業地域において操業開始後7年以上の操業を継続しなければならないため、市外に転出する可能性は低い。
- ✓ 過去、交付期間中である5年間において、市外への転出は発生していない。
- ✓ 中小企業は将来の見通しがもてない場合もあり、操業継続7年を義務化することは、工場新設などの投資判断を行うにあたってのハードルとなり、産業集積促進につながらない。

【意見】

八尾市ものづくり集積促進奨励金制度において奨励金を支出したにもかかわらず、早期に事業者が市外に転出した場合、事業目的である「製造業者の八尾市外から八尾市内への流入促進及び八尾市内から八尾市外への流出防止を図る」に寄与していないものと考えられる。

一方で、八尾市の交付要件は、「延床面積 500 ㎡以上の工場等の建築又は購入とし、生産機能の拡大等に伴う工場等の設置を目的とする用地の購入または工場等の家屋の建築及び購入」とあり、事業者も一定の投資が必要なことから、市外へ転出する可能性が低い状況は理解できる。

しかし、八尾市ものづくり集積促進奨励金制度の対象地域のすべてが府の補助金の対象ではないことや、交付期間中または交付期間後早期に操業をやめても奨励金の返還が必要となるといった事業者を経済的なマイナスがないことから、交付期間中または交付期間後間もなく転出または業態変更をする可能性もある。

企業活動が自由であることも踏まえたうえで、過去に交付を受けた事業者について、交付期間後の一定期間の活動状況を確認して、転出が多いようであれば、事業者が転出しづらい制度設計の必要性がないか、定期的に検討して、現行制度における支給要件等の継続が問題ないか確認することが望まれる。

（２）（意見４）事業評価の指標の見直しについて

【事実】

当事業の目的は「製造業者の八尾市外から八尾市内への流入促進及び八尾市内から八尾市外への流出防止を図る。さらには、税収及び雇用の確保や、工場跡地への工場進出促進により住工混在の歯止めにつなげる」ことである。

現在の事業評価の指標は「工場立地制度活用による奨励金指定件数」及び「関係機関との連携会議の回数」という事業実施結果（アウトプット）であり、事業の成果から得られた変化や効果（アウトカム）を評価したものにはなっていない。

また、「工場立地制度活用による奨励金指定件数」は、過去の実績のなかで最高値を参考に 10 件を計画値としている。

【意見】

現在の事業評価の指標の奨励金指定件数では、零細企業の工場であっても、規模が大きい工場であっても同じ 1 件である。この点、税収増加や雇用確保には、規模の大きい工場の集積促進が効果的である。

したがって、事業目標にも挙げられている「税収及び雇用の確保」を推進するための目標（例えば一定の規模を超える工場の奨励金指定件数や、制度利用者の従業員数の増加、税収の増加）を事業の成果から得られた変化や効果（アウトカム）として事業評価の指標に加えることが有用と考える。

このような評価方法は、担当課の企業に対するアプローチ方法（訪問企業を特定する、特定の企業の訪問回数を多くする、特定の企業に担当者をおくなど）を検討する際の判断基準にもなり、年間の行動計画の策定根拠にもなる効用がある。

なお、誘致活動は単年度で成果がでるものでもないことから複数年で達成すべき目標を設けて、事業評価の指標とすることも考えられる。

【3】 中小企業サポートセンター事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	中小企業者の様々なニーズに応えるため専門分野のコーディネーターを配置し、相談・助言や支援機関の紹介、販路開拓支援、産学官の連携、異業種交流の推進、技術セミナーの開催等を行う。また、インキュベーション施設を起業予定者や新分野展開をめざす事業者等に貸し出すことで創業支援を行う。
令和4年度の実施内容	・ 中小企業サポートセンターで各種事業の実施 ・ 中小企業の研究・技術開発、製品開発、IT化等に係る相談対応 ・ 新事業展開、新分野参入支援 ・ ニーズの発掘、展示会出展支援、ニーズ・シーズマッチング支援 ・ 国・大阪府等の公的支援施策・制度の紹介と活用支援、技術相談・技術課題解決のための専門機関へのコーディネート ・ インキュベートルーム利用者への支援 ・ サポートセンターの活動についての情報発信
令和4年度の予算決算の状況	予算額 42,981 千円 決算額 42,787 千円 (財源内訳：国 4,064 千円、一般財源 38,723 千円) 執行率 99.5%
支出の内訳	中小企業サポートセンター経費 需用費 45 千円、委託料 42,616 千円 中小企業サポートセンターインキュベートルーム利用者等審査会委員 3 人分報酬 報酬126千円
事業の実施状況	中小企業の抱える技術的課題等に対する相談、新事業展開、ビジネスマッチング及び販路開拓などに対する総合的な支援を行うとともに、企業の経営力・技術力向上と競争力強化に取り組んだ。また、インキュベーション事業により創業支援を行った。 利用事業者数 324 者 相談件数 1,178 件 ビジネスマッチング支援 29 件 インキュベートルーム利用者数 4 者

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針① 新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーションにつながる取り組みの支援により、チャレンジを誘発する環境の整備・システム化を進めるとともに、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図ります。
目標となる指標の達成状況	相談等対応件数 (計画 1,440 件、実績 1,178 件) インキュベーション施設の利用者数 (計画 11 者、実績 4 者)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	ものづくりに従事する人々の高齢化や若者たちのものづくり企業に対する就職離れ等、様々な問題が今後想定され、それは「ものづくりのまち八尾」の継続的な発展において根幹的な問題であり、今後、当センター事業においても、より重きをおいて施策展開を図る必要がある。また、新型コロナウイルス感染症による活動自粛も和らぎつつあり、新規企業訪問を強化し、新たな支援先の発掘をあわせて行う。
今後の進むべき方向性	当センターは、市内企業からの認知度や利用度も高く、また市内企業や大学等の専門機関、行政の三者ネットワーク構築の中心的な役割を果たしており、その活動の休止や廃止は市内の中小企業振興施策にとって大きなマイナスとなる。

(出典：事業評価シート)

(3) インキュベーション施設の利用状況の推移

インキュベーション施設を起業予定者や新分野展開をめざす事業者等に貸し出すことで創業支援を行っている。

個室 3 室、共同利用室 8 区画の合計 11 のインキュベートルームを貸し出している。利用状況の推移は以下のとおりである。

年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
使用者数(個室)	3	3	3	3	1
使用者数(共同)	1	1	1	2	3
使用者数(合計)	4	4	4	5	4
利用率 (使用者数/最大 利用可能者数)	36.4%	36.4%	36.4%	45.5%	36.4%

(出典：市提供資料より監査人が作成)

利用スペース



【個室タイプ】

室数 3室
面積 17平方メートル
月額 22,000円(税込み)



【共同利用室タイプ】

室数 1室(8区画)
面積 35平方メートル
月額 5,500円(税込み)



【交流サロン】

休憩や、来客対応・商談等にご利用可能なスペースです。
どなたでもご利用いただけます。

(出典：市のホームページ)

(4) 中小企業サポートセンターの活動について

中小企業サポートセンターでは、中小企業者のニーズに応えるため、八尾商工会議所会館の2階に相談窓口を設置している。多彩な専門分野のコーディネーターが「現場第一」をモットーに、専門機関への橋渡し、公的支援制度の紹介や産学連携を図りながら、中小企業者のさまざまな課題解決に向けてサポートを行っている。

【相談対応の内容の紹介】

相談種類	内容
技術課題に関する相談	☐ 技術相談・技術課題解決のための専門機関へのコーディネート ☐ 生産システム、原価管理に関する助言 ☐ 工場改革・工程改善、5S等に関する助言 ☐ 品質、性能向上・維持に関する支援 ☐ 分析、解析に関する情報提供
公的支援等に関する相談	☐ 国・大阪府等の公的支援施策・制度の紹介と活用支援 ☐ 大学・研究機関との連携、公的支援機関等の活用支援 ☐ 外部の専門家活用支援
ビジネスマッチングに関する相談	☐ 販路開拓・ビジネスマッチング支援 ☐ 新規事業開発・新製品開発に関する支援 ☐ 企業間の連携・交流支援
医療・介護分野に関する相談	☐ 専門コーディネーターによる各種許可等の申請支援 ☐ 関連企業や医療機器メーカーとのマッチング ☐ 販路開拓に関する支援 ☐ 展示会出展支援
業務のデジタル化 IT 化推進	☐ 専門コーディネーターによる IT 化支援 ☐ 業務のデジタル化、IT 導入に向けた支援
人材確保・育成等に関する相談	☐ 人材情報・人材教育情報の提供 ☐ 公的支援施策、人材採用支援機関の紹介
創業支援	創業支援

(出典：市のホームページ)

【令和4年度の具体的相談状況の紹介】

内容	件数	前年度件数	対前年増減数
相談件数（合計）	1,177 件	1,217 件	▲40 ※2
①訪問	327 件	257 件	70
②来所	485 件	488 件	▲3
③電話	120 件	154 件	▲34
④外出・出張※1	23 件	—	—

内容	件数	前年度件数	対前年増減数
⑤オンライン※1	12 件	—	—
⑥メール	190 件	271 件	▲81
⑦その他	20 件	47 件	▲27

※1 ④外出・出張、⑤オンラインの項目は、令和4年10月より計数開始

※2 相談件数減少の要因：新型コロナウイルス感染症の感染者数の減少により、
企業訪問が増加した一方、電話・メールでの対応が減少した。

(出典：市提供資料より監査人が作成)

・相談分類別合計

相談種別	合計（単位：件）
相談件数合計	1,178
経営	283
営業	68
製品・サービス	88
財務・会計	4
組織	27
創業	126
八尾市事業	41
補助金	396
表彰制度	94
インキュベートルーム	26
その他	25

(出典：市提供資料より監査人が作成)

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見5) インキュベーション施設の利用実績開示について

【事実】

インキュベーション施設は、「新たに起業をされる方や、新事業への進出をめざす事業者等に、事業用スペース（インキュベートルーム）を貸し出し、経験豊富なインキュベートマネージャーがさまざまな支援を行い創業のお手伝いをする施設」である。

令和4年度の使用者数は4者であり、稼働率36.5%の状況である。なお、平成30年より稼働率35～45%ほどであり、効果的に稼働しているとは言い難い。

稼働を高める取り組みとして、パンフレットで直近の利用者の声を紹介、相談者へのインキュベーション施設の紹介等、周知方法の工夫を実施している。

そこで、市のホームページを閲覧したところ、「インキュベートルームのご案内」内の「インキュベートルームの卒業・入居企業者様のご紹介」で利用実績を開示している。しかし、利用実績があるにも関わらず、当該監査開始時点では、平成27年12月31日退去までの記録しかホームページには掲載されていなかった。

監査開始時点の市のホームページによる開示の状況は、以下のとおりであった。

企業名	事業概要	入居日	卒業・退去日
ラビス株式会社	全自動歯ブラシ検査機の研究・製作	平成23年6月16日	平成26年6月13日卒業（3年）
株式会社ビーダッシュ	インターネット通信販売事業の設立	平成24年2月15日	平成27年2月13日卒業（3年）
宮本 圭	スマートフォンアプリ、組み込みソフトウェア事業	平成24年6月19日	平成25年4月30日退去（10ヶ月）
株式会社シーズクリエイト	「八尾の魅力発信」を通じたCSR事業部の設立	平成25年3月1日	平成28年2月29日卒業（3年）
株式会社大幸精機	NC旋盤の教育用切削支援ソフト販売に対する事業部の設立	平成25年3月1日	平成28年2月29日卒業（3年）
クックメイト株式会社	小規模高齢者施設へ『食』に関する仕組みの提案	平成26年9月1日	
北辻 公啓	訪問歯科支援サービス業	平成27年3月1日	平成29年2月28日卒業（2年）
ヤマトヒューマン株式会社	日本製の健康・リハビリ機器開発事業	平成27年3月1日	平成27年12月31日退去（10ヶ月）

（出典：市ホームページ）

【意見】

起業予定者や新分野展開をめざす事業者がホームページを閲覧し利用実績を確認することで、インキュベートルームを利用することが自身の成長につながると感じ、入居の後押しになると考える。

したがって、インキュベーション施設の稼働を高めるための取り組みとして、最新の入退去情報等利用実績を開示することが望まれる。

なお、監査の過程で当該事項を担当課に伝えた結果、当監査報告を作成する段階においては最新の状況をホームページに掲載している。引き続き稼働を高めるため取り組んで欲しい。

(2) (意見6) インキュベーション施設の満足度調査について

【事実】

インキュベートルームの利用者に対しては、中小企業サポートセンターの担当者やインキュベートマネジャーが月1回の近況ヒアリングとあわせて、インキュベーション施設の運営にあたっての改善要望を確認している。

そして、利用者からの改善要望は市と中小企業サポートセンターの担当者、インキュベートマネジャーで行う月1回の会議で共有され、今後のインキュベーション施設の運用を検討する際に参考になっている。

【意見】

個々の要望にきめ細かく対応するという点においては、現在の口頭による質問は有効であるが、一方で、全体としての満足度を評価するためには、過去からの変化や利用者間の満足度のばらつきも分かる点数評価を含めたアンケート調査が有効である。点数による評価は、支援メニューに対する期待の変化や、支援する担当者に対する客観的な満足度が明確になる。

したがって、インキュベーション施設利用者の意見、要望、不満を、より具体的に多く把握するとともに、利用者の満足度を定量的に評価するために、定型化し、精緻化したアンケートによる満足度調査を実施する必要があると考える。

なお、アンケート調査の結果（自由記述を含む）とアンケートを踏まえた担当課の取組方針は、ホームページ上で公開することが、積極的に利用者ニーズに応える姿勢をインキュベートルームへの入居を検討している起業予定者または事業者に対してアピールできるため有用である。

(3) (意見7) インキュベートルーム退去後の活動状況について

【事実】

当事業の目的は「中小企業者の技術・経営革新や人材確保・育成等を支援することにより、経営・技術の高度化を促進すること。また、起業や新分野への進出等がしやすい環境が整うことにより、特色ある事業の創出や地域産業の発展を図ること」である。

当該目的達成のため、インキュベートルームを最大3年間貸し出しているが、インキュベートルーム使用者が退去した後の進路については、例えば、元入居者が相談や助言を受けに中小企業サポートセンターに来ることや、現在の入居者の課題解決に貢献できる元入居者を紹介するために市から連絡を取ることで、退去後の活動状況が把握できるとのことである。

【意見】

中小企業サポートセンター条例第7条第3項第2号には、入居条件として「インキュベートルームを退去した後、市内で事業を開始し、又は継続する具体的な予定がある者」とあるため、退去後の活動状況を把握することは必要である。

入居者がインキュベートルームを使用して市内で事業が開始または継続できていれば、当中小企業サポートセンター事業の目的である「特色ある事業の創出や地域産業の発展を図ること」に貢献したと判断することができる。しかし、インキュベートルーム使用者の退去後の活動状況について一部把握できていないため、インキュベーション施設の入居及びインキュベートマネジャーの支援が、事業開始または継続に直接的、間接的に貢献したかどうかの評価が正確にできず、特色ある事業の創出や地域産業の発展に有効な取り組みであったのか十分に判断できない。また、担当課による支援内容の見直しの検討が不十分となる。そのほか、退去後の活動状況を把握していない場合、入居の判断が適切であったかどうかの検討をすることも不十分になる。

そのため、インキュベートルーム使用者の全員に対して、退去した後の活動状況を把握し、起業しない場合はその理由を把握する必要がある。また、退去後も一定期間は元インキュベートルーム利用者全員の活動状況を確認し、事業開始の有無、事業の実施場所、市内で事業を開始しない、または継続しない場合にはその理由を把握し、今後のインキュベーション施設の在り方や改善策に活用することが望まれる。例えば、八尾市内で事業を開始しない理由が事業開始後の支援内容にあれば、事業開始後の支援内容やその周知方法等の改善を検討することが考えられる。

なお、インキュベートルーム使用者が退去した後の活動状況を把握するためには、退去時の手続きの一つにする方法のほか、退去後一定期間の調査協力（アンケート回答協力）を入居条件として明記しておくといった方法が考えられる。

(4) (意見8) インキュベーション支援の在り方について

【事実】

インキュベーション施設を設置し、利用者とインキュベーターマネージャー、市の職員が同じ建物内にいることで、関係者が情報を緊密に共有でき、利用者は適時にアドバイスを受けることができるというメリットがある。

しかし、上述のとおり、インキュベーション施設の利用率は全体として 50%を超えたことはなく、特に共同利用室の 8 区画は、過去 5 年間に於いて、半数以上利用されていたことがない。また、更新時期のタイミングによっては、個室が 3 室あるが令和 4 年度は 1 室しか使用されていない状況もあった。

なお、令和 6 年 1 月のインキュベートルーム使用者等審査会で審査されるとのことだが、現在、相当数の申請が出ており、申請者全員が許可されれば、入居率が 9 割を占めるとのことである。

また、インキュベーション施設の利用者は、インキュベーターマネージャーの支援対象となるほか、インキュベーション施設を利用していない創業希望者や新事業展開をめざす事業者が利用できる中小企業者の様々なニーズに応えるため配置された専門分野のコーディネーターの支援対象となり、相談・助言や支援機関の紹介、販路開拓支援、産学官の連携、異業種交流の推進、技術セミナーの開催といった施策を受けることができる。

【意見】

事業評価の指標には「インキュベーション施設の利用者数」を設けているが、過去から継続して、計画値は 11 と、全室、全区画の利用を目標としている。しかし、インキュベーターマネージャーが不在の期間がある場合や入居者の更新時期などによっては、インキュベーション施設の利用率が低い状況があり、この現状からは、起業予定者や新分野展開をめざす事業者等の創業支援を行うという目標に対して、インキュベーション施設の機能が十分に発揮されているとは言い切れない。

上記「(3) インキュベートルーム退去後の活動状況について」で述べたとおり、インキュベートルーム退去後の利用者の活動状況を把握してインキュベーション施設の設置による市への貢献度がどれくらいあるのかを正確に把握することや、「(2)

インキュベーション施設の満足度調査について」で述べたとおり利用者の満足度や要望の調査方法を定型化、精緻化することにより得た情報に基づき支援策の見直しを進めること、「（１）インキュベーション施設の利用実績開示について」で述べた情報提供を強化するといった取り組みが望まれる。また、退去後の活動状況を確認する取り組みを進めても、恒常的に利用率が低下している場合は、インキュベーション施設の在り方やその活用方法について総合的に検討することが望ましい。

【４】オープンイノベーション推進事業

１．実施事業の概要

（１）実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	地域経済活性化の担い手を育成するためのワークショップを行うとともに、地域内外のデザイナー・クリエイター等とのマッチング支援を行い、新商品開発・販路開拓支援により新価値創造する企業を育成する。また、イノベーション推進拠点において、新たな産業人材の育成や発信等を行う。
令和４年度の実施内容	・ 2025 年大阪・関西万博の経済波及効果を活かす取り組みの検討 ・ 市内外の企業間交流の機会創出 ・ オープンイノベーション推進拠点事業 ・ デザインイノベーション推進事業の実施 ・ 販路開拓強化支援事業の実施
令和４年度の予算決算の状況	予算額 40,451 千円 決算額 39,975 千円（財源内訳：国 9,288 千円、その他 9,230 千円、一般財源 21,456 千円） 執行率 98.8％
支出の内訳	オープンイノベーション推進経費 役務費 30 千円、委託料 20,224 千円、使用料及び賃借料 19,721 千円
事業の実施状況	地域産業の新たな活力を生み出し自発的なイノベーションを創出するため、企業間連携によるイノベーション推進プロジェクトなどオープンイノベーション推進事業を実施した。 イノベーション推進拠点 会員協賛企業数 135 社 デザインイノベーション推進事業 商品アイデア数 14 個／11 社

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針① 新たな分野や異業種をはじめ、素材・加工技術等を活かした様々なイノベーションにつながる取り組みの支援により、チャレンジを誘発する環境の整備・システム化を進めるとともに、企業誘致支援策等による操業環境の向上と産業集積の維持発展を図ります。
目標となる指標の達成状況	ワークショップセミナー参加者数（計画 20 件、実績 11 件）
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	参加事業者からのフィードバックをはじめ、経済動向や社会情勢など、最新の情報を常にキャッチし事業設計を行う必要がある。また、2025 年大阪・関西万博をめざして、関係機関との連携を最大限活用しながら、個々のイノベーションを通じて、市の産業全体に波及するイノベーションを創出していく。
今後の進むべき方向性	事業自体は注目度が高く、事業者の関心度も高いため、継続実施すべき事業である。また、事業自体の認知を市域内外問わず広く周知し、市内企業の新たなイノベーションにつなげていけるように工夫をする必要がある。

(出典：事業評価シート)

(3) オープンイノベーション推進拠点の「みせるばやお」について

オープンイノベーション推進事業では、イノベーション推進拠点において新たな産業人材の育成や魅力発信等を行うため、近鉄八尾駅前のショッピング施設 LINOAS(リノアス) 8階ホール（約 550m²、約 166 坪）を賃借料 19,721 千円で市は借り上げている。

そして、中小企業者を中心に、ものづくりの魂を次世代にも紡ぐため、また地域の魅力を後世の子どもたちにも伝えるために設立された団体である「みせるばやお」が、当該スペースをイノベーションの推進拠点として 2018 年 8 月に施設名称を「みせるばやお」としてオープンしている。

「みせるばやお」では、子どもたちをはじめ、来場者が楽しみながら、市内企業の魅力を知ることができる施設運営に取り組んでおり、ものづくり体験やセミナー、講演、レッスンなどさまざまなイベント・ワークショップが実施されている。

そのほかにも、市内の中小企業者が加入している「みせるばやお」の会員は、チームを組んでプロジェクトを結成し、アイデアを出し合いながら活動を行っている。こうしたアイデアのシェアをはじめ、スペース、ヒト、データのリソースをシェアリングしながら、会員同士の交流が促進される仕組みを創出している。

「みせるばやお」のホームページによれば、会員活動のメリット、主な活動を以下のとおり紹介している。

会員となるメリット	主な活動
● 会員同士における有益な情報共有 ● 企業同士のコラボレーションによる新商品・新事業の開発 ● 従業員同士の交流促進によるモチベーション向上 ● 研修や企業説明会などの開催（新卒・転職採用） ● イベント開催による認知度の向上、ブランディングの確立 ● 市民との交流における有益な情報の取得	● ランチミーティング ● 八尾創業ゆるっとカフェ ● 学ぶ場やお（みせるばやおの個人/法人会員企業から講師を選定し毎月 1 回セミナーや講演を開催）、IoT 勉強会 ● コワーキング ● 異なる仕事をする人々が集まり、「みせるばやお」のスペースを共同で利用。お互いにコミュニケーションを取り、新たなビジネスチャンスを創出

「みせるばやお」の活動は、令和元年にふるさとづくり大賞団体表彰（総務大臣表彰）、令和 2 年に第 37 回地域づくり表彰、日本政策投資銀行賞、令和 3 年にイノベーションネットアワード 2021 優秀賞、令和 4 年には第 9 回ものづくり日本大賞優秀賞を受賞しているほか、メディアにとりあげられるケースも多く、他の自治体から視察も来るなど、市のものづくりのブランディングに貢献という点で、全国的に活動が高く評価されている。

(4) デザインイノベーション推進事業について、

オープンイノベーション推進事業では、地域内外のデザイナー・クリエイター等とのマッチング支援を行い、新商品開発・販路開拓支援により新価値創造する企業を育成するため、デザインイノベーション推進事業に取り組んでいる。

このデザインイノベーション推進事業は、市内事業者が抱えている販路開拓の課題を解決するため、販売戦略について学ぶ機会を設けるとともに、クラウドファンディングやECサイト等を活用した自社商品の販売支援を行うものである。

支援は主に委託事業者が行っており、委託事業者は以下の3つの支援を通して、市内事業者の持つ多様な課題を解決し、事業展開を促進している。

- A 市内事業者のうち、自社商品を開発、保有しながらも、販路や広報に関するノウハウや販売経験が少ない、または販売促進を目的に自社商品の更なるブラッシュアップを必要とする事業者に向けた販売戦略支援。
- B 市内事業者のうち、自社分析を踏まえた自社商品の開発に取り組み、商品の試作品や具体的なアイデアを創出しながらも、商品化には至っていない事業者に向けた試作品及びアイデアの商品化支援。
- C 市内事業者のうち、下請けやOEM体質からの脱却を目的とした自社商品の開発を希望しながらも、商品開発経験がない、または、少ない事業者に向けた、自社分析を踏まえた商品アイデア創出及び試作品開発支援。

令和4年度は以下のスケジュールで実施され、参加企業は11社であった。

7月下旬	説明会、企業採択
8月下旬	キックオフミーティング、各種講義
10月～	リサーチ、ラピッドプロトタイプ、フィードバック
1月	製品化、ローンチ準備、展示など
3月	成果発表、発表会の実施

なお、近鉄八尾駅前のLINOAS(リノアス)8階にある「みせるばやお」で、メンター、採択企業などが一堂に会したキックオフイベントを開催するなど、「みせるばやお」も活動の拠点となっている。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見9) 市が賃料負担をする「みせるばやお」の施設の立地について

【事実】

「みせるばやお」は、下記の理念のもとで活動している。

- 子どもたちに自分たちの想いや夢を「伝えること」「魅せること」が地域貢献となり、ともに施設運営を考えることが「共創」に繋がり、ひいてはこの八尾の地が飛躍し、新たなものづくりのイノベーションにつながる。
- 中小企業1社では持つことの出来ないスペース、ヒト、リソースをシェアリングする。アイデアやワザなど持ちうるすべてを魅せ合い、共有することで一つの大きな波(イノベーション)を創りたい。

したがって、市が「みせるばやお」の施設について賃料負担することで活動促進する場を提供することは、新たな産業人材の育成や発信等を行うオープンイノベーション推進事業の目的に沿ったものであるといえる。

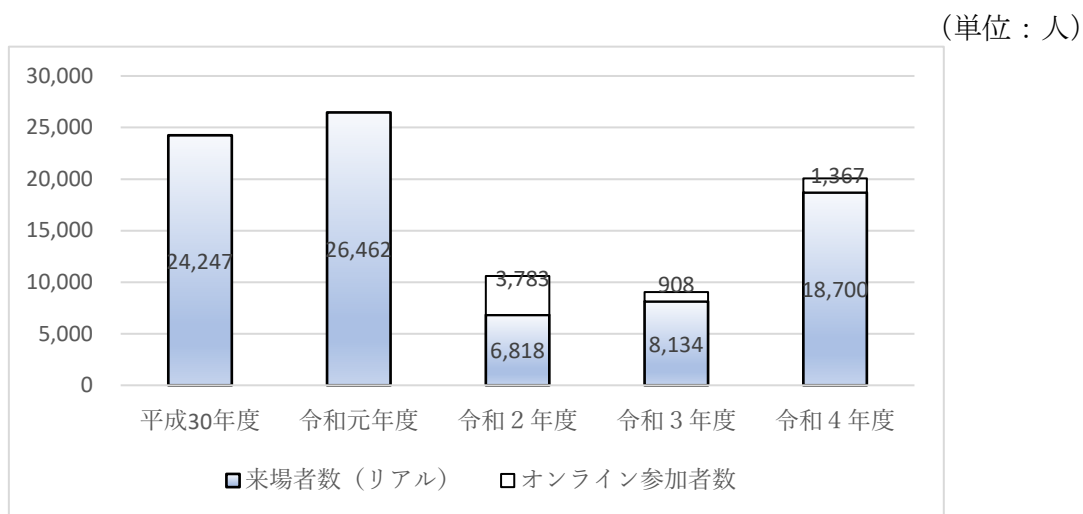
一方で、「なぜ、市が賃料を負担しているスペースが、駅前のショッピング施設8階（レストラン街の隣接）という市内有数の好立地となっているのか」については、「過去に、当該施設は近鉄八尾駅前開発のために商業用地を確保して建設されたものであり、西武百貨店が撤退した後の駅前のにぎわい創出は、市の商業振興やまちづくりの観点から極めて重要であること、また、産業振興のためのオープンイノベーションの推進拠点を提供する目的を達成できる場として活用できると判断したこと」が理由とのことである。

この点、オープンイノベーションの推進は、上述のとおり一定の実績を上げていることは確認できる。また、行政の役割として場の提供をし、民によって産業振興に向けた運営を実施し、その活動支援を行政が行うといった官民連携のとれた活動については、評価される。

もう一つの目的であった地域のにぎわい創出については、第6次総合計画の「（施策9）地域経済を支える産業振興の KPI（評価指標）の一つである「産業分野にかかわる関係人口の対基準年度比率」の把握の過程で来場者数を含む関係人口の増加として、前年度比5%増加の目標を総合計画の指標に掲げ、そのなかで効果検証を毎年実施している。なお、関係人口とは、みせるばやおの来場者数のほか、産業関連のふる

さと納税の寄付者数、商店会イベント（八尾市商業協同組合、北本町中央商店会、高安さくら商店街など）の参加者数、まちのコイン利用者数である。

来場者の推移は、以下のとおりである。駅前であることで親子連れも多く来場している。



（出典：市提供資料）

【意見】

オープンイノベーションの拠点である「みせるばやお」の施設がオープンして令和5年8月で5年経過することもあり、現在の立地に「みせるばやお」の施設があることで、どれだけ地域のにぎわいを創出できたのか評価する必要がある。その結果を踏まえて今後も現在地にて運営する必要があるのか、一定期間ごとに検討する体制を整備するべきと考える。

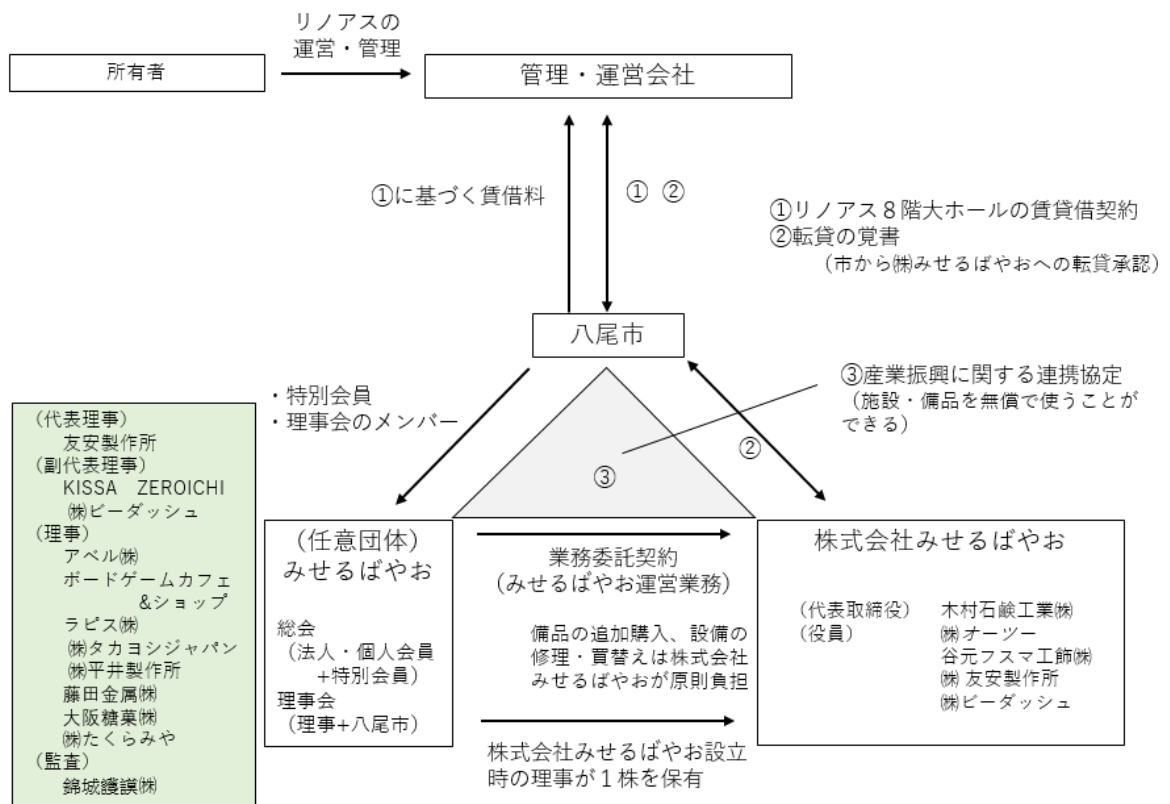
そのためには、市が創出したい地域のにぎわいというものがどのようなものかゴールを描く必要がある。西武百貨店が撤退する前の駅前の人出を目標とするなど定量的な目標を含めたゴール設定が必要と考える。仮に十分に地域がにぎわっていない状態であれば、そもそも当該場所の活用方法として、「みせるばやお」以外の事業者を誘致することでにぎわいを創出することについて検討する必要がある。また、仮に十分に地域がにぎわっている場合であっても、このままにぎわい創出のため市が賃借料を負担し続ける必要があるか検討することは必要である。

(2) (結果1、結果2、意見10) 「みせるばやお」の賃料の負担及び法的関係等の整理について

【事実】

市は、近鉄八尾駅前のにぎわい創出のためにイノベーション拠点として賃貸借契約を賃貸人と締結している。そしてその運営を担う八尾市を含む「みせるばやお」は、LINOAS（リノアス）8階大ホールにある「みせるばやお」の事務局運営業務を株式会社みせるばやおに実施させるため、その賃貸施設の使用に関する転貸承諾に関する覚書を市と賃貸人との間で締結している。

みせるばやお、株式会社みせるばやお、市、賃貸人の関係を整理すると以下のとおりである。



(出典：市提出資料より監査人が作成)

【意見 10】

一般的な民間団体の活動支援の手法としては、補助金等で資金支援をする形態を取るところであるが、施設利用者の「みせるばやお」は市も団体を構成する一員であることから、そのような支援を行う対象とはならない。そして、「みせるばやお」は任意団体であること、市も「みせるばやお」の構成メンバーであることなどから、市が活動スペースに係る賃貸借契約を締結することで賃料を全額負担し、また、「みせるばやお」の運営業務を受託している「株式会社みせるばやお」に対して無償で転貸することを通じて、拠点運営についての役割分担がなされている。

市も団体を構成する一員として共に活動することを通じ、市として取り組むべき施策を推進することは、民間団体と連携した取り組みの一つの形態として、特色あるものと考えられるが、必ずしも市が賃料を全額負担し続けることを前提とするのではなく、「みせるばやお」の活動内容や活動の採算性、公益性等を勘案して、事業運営を十分に行える会費収入等がある場合は、その部分に対して負担割合を決めるべきである。したがって、「株式会社みせるばやお」あるいは本来の活動主体である任意団体「みせるばやお」から一定程度の賃料負担を求めることについて検討することが必要であると考え。

また、当該契約形態となった経緯について担当課に質問したところ、市と契約したいとする賃貸人側の意向があったほか、市としても地域にぎわい創出のため、市が借り上げたうえで活用することを探っていたという経緯があったとのことである。

これに関しては、仮に賃貸人の意向を優先する場合でも、市と賃貸人の2者契約ではなく「株式会社みせるばやお」も加えた3者契約とすることで賃貸人の要望にも応えることができると考える。

【結果 1】

加えて、「八尾市産業振興に関する連携協定書」や「転貸承諾に関する覚書」は、転貸先である「株式会社みせるばやお」が故意・過失で建物等に損害を発生させた場合は、市も連帯して損害を賠償することが定められているが、市と転貸先である「株式会社みせるばやお」の間の負担関係や、通常の退去にあっても発生する原状復旧義務の負担関係などが明確になっていない。したがって、市が予期していない支払いを負担するリスクがあるため、協定内容等の見直しを検討する必要がある。

【結果 2】

さらに、転貸に係る覚書においては、転借人である株式会社みせるばやおは、市との関係を「業務受託者」、業務内容を「みせるばやおの運営業務のため」と明記し、そして、建物の使用目的は「みせるばやおの運営のため」としている。

現在の転貸に係る覚書の記載は、市がみせるばやおの運営業務を株式会社みせるばやおに委託しているような記載となっているが、実態は別途、任意団体「みせるばやお」が株式会社みせるばやおに運営委託しているため法的関係が不明瞭となっている。

したがって、運営委託の主体者について契約者相互に誤解が生じないよう、契約書等の文言を、実態に合わせて見直す必要がある。

【5】ベンチャーエコシステム創出事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	・中小企業の経営者に対して、人材育成に係る情報提供、公的支援制度の紹介を行うとともに、企業向けセミナーなどの定期的な開催により、産学連携及び異業種間交流の促進に取り組み、技術・経営の高度化を図るための人材を育成する。 ・また、中小企業の人材育成やものづくりに対する関心を抱いてもらうため、子どもたちと事業者との交流を行う。 ・八尾商工会議所、大阪シティ信用金庫、日本政策金融公庫東大阪支店、関西みらい銀行などの支援機関との体制強化をはかり、起業希望者を支援するとともに、先輩起業家がメンターとして起業を志す者などをサポートする「イノベーションエコシステム」の構築をめざす。
令和4年度の実施内容	・人材育成に向けたセミナーの実施 ・国・府等の公的機関や大学等と連携を図りながら企業の人材育成の課題解決の取り組みへのサポートを実施 ・教育機関や市内事業者・異業種グループとの連携、工場見学の取り組みの促進などにより、企業の人材育成を行うとともに、子どもたちに「ものづくり」に関心を持ってもらい、将来世代の人材育成を実施 ・「あきんど起業塾」の実施や支援機関の連携促進など創業支援体制の充実
令和4年度の予算決算の状況	予算額 7,953 千円 決算額 7,576 千円 (財源内訳：国 2,500 千円、一般財源 5,014 千円、他 63 千円) 執行率 95.3%
支出の内訳	ベンチャーエコシステム創出事業経費 報償費 84 千円、需用費 329 千円、委託料 7,164 千円
事業の実施状況	中小企業者の経営・技術開発力の向上を目的に企業向けセミナーを実施した。また、創業支援を行うビジネスプラン策定事業を行った。 八尾ものづくりカレッジ開催回数：15 回 ビジネスプラン策定事業 あきんど起業塾支援者数：22 者

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針② 地域の企業家や商業団体との連携をさらに進めるとともに、社会課題の解決に向けて挑戦しようとする取り組みに対して、まち全体で応援するしくみを構築し、創業やイノベーションの創出につながる好循環を生み出します。
目標となる指標の達成状況	人材育成セミナーに参加した人数 (計画 200 人、実績 466 人) 創業支援計画にある創業支援を受けた人の内の創業者数 (計画 143 人、実績 172 人)。
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした。
課題	中小企業の大きな課題の一つは、人材育成・人材確保である。それらを解決するために、従業員のスキルアップや経営者の経営革新等に寄与するセミナーの開催が必要となる。また、将来のものづくり人材の育成のため「みせるばやお」などとの積極的な連携を行い、子どもたちへのものづくりの関心を高める必要がある。
今後の進むべき方向性	創業後は、市のサポートセンター、商工会議所の経営指導員によるサポートなど一定の体制づくりができているが、さらに、創業者が創出されやすく、事業継続、発展できるような環境整備を行っていく必要がある。セミナー等を通じて事業者間の横のつながりが広がり、情報連携や企業間連携の機運が高まっており、市内産業活性化の一助となっている。大学、市外企業などさらに連携を広げることで産業振興の発展につなげる。

(出典：事業評価シート)

(3) 主な取り組みについて

【あきんど起業塾】

市内で起業・開業を控えている方や検討している方を対象として起業・開業に必要な知識やノウハウの習得や新たにビジネスモデルを構築する起業家のフォローアップ等を目的に「ビジネスプラン策定事業」として八尾あきんど起業塾を実施している。

八尾あきんど起業塾は、「出発編」と「実践編」の2つのカリキュラムに分かれており、起業・開業に必要な基本的な知識の習得や事業計画書のブラッシュアップと市内での出店フォローアップまでを行うカリキュラム内容となっている。

種類	内容
出発編	市内で開業したい方を対象に、開業に係る知識の習得や事業計画書のブラッシュアップを行う連続講座や個別面談等を実施している
実践編	市内で新たに出店を計画されている方や、市内に出店後1年以内の方を対象に、開業準備期から開業後の店舗経営が軌道に乗るまでの一定期間、専門家の個別メンタリングを実施している（店舗レイアウトから帳簿のつけ方等）

【八尾ものづくりカレッジ】

八尾ものづくりカレッジでは、セミナーや説明会を開催して、人材育成のサポートをするほか、事業者には有用な補助金制度の説明をしている。令和4年度の実施状況は以下のとおりである。

実施日	テーマ
令和4年 4月26日	省エネ・脱炭素に関する補助金説明会
5月31日	八尾ぜんぶコワーキング化計画
7月5日	～いま、八尾でも静かに盛り上がってます！～米粉ビジネス最前線 in 八尾
8月2日	まちのコイン「やおやお」スポット説明会
9月1日	SNSを活用した広報戦略
10月20日	～製造業のための医療・介護参入フォーラム～
10月25日	省エネ・脱炭素経営
令和5年 1月24日	高卒・新卒に選ばれる採用活動
2月16日	医工連携のリアル -医工連携の意義と医療現場からの期待-
2月28日	拡張万博の効果を八尾へ！

3月 9日	～DX への第一歩～社内システム導入入門
3月 13日	令和5年度補助金等説明会

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【6】地域企業振興事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	市内中小企業者等に対し、新製品・技術開発、新分野への進出、経営改善・技術の向上に要した費用の一部を補助する。 市内の事業者に対して規模や状況に応じ事業に必要な資金の融資の斡旋、相談のほか市町村認定業務や信用保証料の助成等を行う。 また八尾商工会議所が市内商工業振興事業者に対する経営相談・指導に要する経費の一部を助成する。 八尾商工会議所との連携のもと、ビジネスチャンス発掘フェアの開催等、中小企業者や中小企業交流グループのビジネスチャンスを高める支援を行う。
令和4年度の実施内容	・経営・技術革新を支援するための意欲ある事業者経営・技術支援補助金を交付 ・市内小規模企業者を中心に事業資金融資に関する相談・融資斡旋 ・市内小規模企業者に対して低利な融資を提供するため指定金融機関に預託 ・八尾商工会議所補助金交付要綱に基づく補助金の交付 ・ビジネスチャンス発掘フェアを開催し、広域的な販路拡大を支援
令和4年度の予算決算の状況	予算額 127,473 千円 決算額 116,730 千円 (財源内訳：国 97,505 千円 (※)、一般財源 19,225 千円) 執行率 91.6% ※意欲ある事業者経営・技術支援補助金に係るもの
支出の内訳	地域企業振興経費 負担金、補助及び交付金116,730千円
事業の実施状況	市内中小企業者等を対象に新製品・技術開発、新分野への進出、経営改善・技術向上等に要した費用の一部補助を行った。また、八尾市小規模企業融資制度の利用者を対象に信用保証料の補助を行った。 さらに、八尾商工会議所との連携のもと、市内事業者が持つ製品や技術を紹介する場の提供としてビジネスチャンス発掘フェアを開催し、市内中小企業の新規取引の拡大、企業間連携につなげた。 意欲ある事業者経営・技術支援補助金補助件数 技術支援補助金 区分1：13件

	区分 2 : 64 件 八尾市小規模企業融資に係る信用保証料補助件数 : 36 件 ビジネスチャンス発掘フェア 2022 出展企業 182 社 (団体) うち八尾 88 社 (団体)
--	---

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針② 地域の企業家や商業団体との連携をさらに進めるとともに、社会課題の解決に向けて挑戦しようとする取り組みに対して、まち全体で応援するしくみを構築し、創業やイノベーションの創出につながる好循環を生み出します。
目標となる指標の達成状況	融資決定額 (計画 774,000 千円、実績 121,600 千円) 融資決定件数 (計画 100 件、実績 32 件) ビジネスチャンス発掘フェアの引合い件数 (計画 13,500 件、実績 13,973 件) 意欲ある事業者経営・技術支援補助金の補助件数 (計画 40 件、実績 77 件) 中小企業振興対策補助金に係る経営相談員による経営相談件数 (計画 3,100 件、実績 3,602 件)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	産業集積の高度化には、集積を形成する中小企業の付加価値向上が不可欠であり、それを支える意欲ある事業者経営・技術支援補助金について、予算の確保が必要となる。また、さらなる効率化のためにセーフティネット認定のオンライン申請への誘導、ボットの活用推進を行っていく必要がある。
今後の進むべき方向性	ニーズの高い、市制度融資を継続していく必要がある。意欲ある事業者経営・技術支援補助金についても、拡張したメニューのニーズが高く、産業集積の高度化に必要な事業と考える。

(出典：事業評価シート)

(3) 意欲ある事業者経営・技術支援補助金

市内の中小企業を対象に、新製品・技術開発や新分野進出等経営・技術革新を支援するため、下表に該当する事業経費の2分の1を上限に助成するものであり、①通常枠と②新事業展開、IT・DX化枠が設けられている。

- ① 「通常枠」は、補助上限額が10万円であり、製品開発・品質向上、販路開拓、高付加価値、人材育成、国際標準化・機構規格、環境貢献、BCP策定といった各区分について、使用料や委託料、登録料、受講料などの経費を負担するものである。
- ② 「新事業展開、IT・DX化枠」は、補助上限額が250万円であり、新製品の開発、新分野進出、技術革新及びサプライチェーン毀損への対応に係る経費、DXやIT化推進に係る経費、コーポレートブランディングに係る経費を負担するものである。

意欲ある事業者経営・技術支援補助金の申請及び交付の状況は、以下のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通常枠			
申請件数	23件	16件	13件
交付決定件数	23件	16件	13件
申請総額	1,284千円	905千円	651千円
交付決定総額	1,284千円	905千円	651千円
新事業展開、IT・DX化枠			
申請件数	50件	79件	72件
採択件数	46件	69件	68件
交付申請件数	43件	65件	64件
交付決定件数	43件	65件	64件
申請総額	95,310千円	151,385千円	128,237千円
採択総額	85,901千円	127,326千円	118,351千円
交付申請総額	73,906千円	118,315千円	106,410千円
交付決定総額	73,906千円	118,315千円	106,410千円

(出典：市提出資料)

(4) 八尾市中小企業融資（大阪府市町村連携型中小企業融資制度）

八尾市中小企業融資は、市内で事業を営む小規模企業者に対し、事業に必要な資金を、大阪信用保証協会の保証を付して、市内金融機関より借り入れできるように斡旋する制度である。八尾市では信用保証料の補助であり、市が損失補填すべきものはない。

(5) 緊急小口事業資金融資について

① 概要の説明

昭和 50 年から平成 15 年まで緊急小口事業資金の融資を実施していた。平成 22 年までの融資申込、決定、損失補償状況、回収状況は以下のとおりである。

申込 件数	申込金額 (円)	決定 件数	決定金額 (円)	損失補償額 (円)	事故 件数	回収済額 (円)
378	40,677	316	31,117	36,762,553	53	14,079,301

② 平成 22 年以降の回収済みや損失対応の実績

平成 22 年以降の損失補償状況は以下のとおりである。

状況	放棄理由	事故件数
H22 債権放棄	2 号（破産）	3 件
H23 債権放棄	1 号（時効）	10 件
H24 債権放棄	2 号（破産）	2 件
	1 号（時効）	3 件
H25 債権放棄	1 号（時効）	5 件

③ 損失補償後未回収 4 件の状況

現在未回収者は 4 名である。回収状況は以下のとおり。

(単位：円)

債務者	平成 30 年度 返済額	令和元年度 返済額	令和 2 年度 返済額	令和 3 年度 返済額	令和 4 年度 返済額	令和 4 年度 末の 未回収金額
A	11,000	11,000	10,000	9,000	5,000	295,000
B	55,000	55,000	60,000	60,000	55,000	372,971
C	33,000	24,000	0	0	0	579,735
D	55,000	55,000	60,000	60,000	50,000	630,173
合計	154,000	145,000	130,000	129,000	110,000	1,877,879

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 11) 意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果について

【事実】

意欲ある事業者経営・技術支援補助金は、「新事業展開、IT・DX 化枠」においては、上限 250 万円であり、以下の 3 つの事業経費の 2 分の 1 を上限に補助を受けることができる」とされている。

- 新製品の開発、新分野進出、技術革新及びサプライチェーン毀損への対応に係る経費
- DX や IT 化推進に係る経費
- コーポレートブランディングに係る経費

事業計画の内容については、新規事業性・革新性、成長性、実現可能性を審査している。また、審査会には、外部有識者がオブザーバーとして加わっており専門的な視点からも検討している。

そして、市は、計画に沿った取り組み（製品開発、内製化・効率化のための設備導入など）が実施出来たことを実績確認にして補助金を支出している。

また、補助事業の効果については、アンケートを実施しているほか、補助金を受領した事業者はデータ登録されているため、別の補助申請があったときなどは担当課の

職員や中小企業サポートセンターの担当者が必要に応じて事業の状況を確認して以前の実施した補助事業の効果を把握している。

しかし、すべての事業者に対して意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果を評価する仕組みは設けられていない。

【意見】

すべての事業者に対して意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果を評価する仕組みは設けるべきである。

市は補助金支出時においては、補助事業者が計画内容に沿った取り組みを行ったかどうかを確認しているが、最終的には補助事業の結果、開発され商品を販売することで売上が伸びることや、新規事業への展開や IT・DX 化による経営効率化が軌道に乗り利益が拡大することなど、新製品開発や新事業展開又は革新的な取組等がなされ、企業及び事業の成長・発展につながったのかが重要である。

特に、新製品の開発、新分野進出及び技術革新といったことに対する補助金が、補助事業者にとって効果のあるものとなっているかについては、事業の性質上、短期的な評価と長期的な評価に分けて確認をしていくべきである。

例えば、事業終了時は補助事業計画が実現したかどうかを評価する一方で、事業終了後一定期間は付加価値額の増加がどれくらいあるかを評価することで、当該補助事業の有効性を評価し、補助事業の在り方（補助金の規模や補助対象の範囲、審査方法など）の見直しに活用するべきと考える。なお、付加価値については利益に人件費や減価償却費を加えて、補助事業実施前との差額で算出することが考えられる。

【7】産業ブランディング事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	・市内事業者及び市民への産業振興施策の周知手段として、事業者及び市民のニーズに合致した情報誌を発行する。事業者向けに産業関連情報をWEBサイトで発信する。 ・地域の商店、商店街等の情報を提供し、商業の観点から八尾の魅力をWEBサイトで発信する。 ・ものづくり企業の魅力を発信するコンテンツの充実を図るとともに、大都市圏で開催される展示会出展や新商品等の開発支援を通じて、「ものづくりのまち・八尾」を国内外に発信し、産業集積地としての認知度と魅力度を高め、ブランド化を推進する。 ・イノベーション推進拠点の活動者を増やし新たな産業人材の育成と発信を図る。
令和4年度の実施内容	・産業情報誌の発行 ・産業集積地としての認知度と魅力度を高めるための情報発信 ・中小企業地域経済振興功績者顕彰 ・「On-Do（音頭）ネット」における、商店の基本情報、地域密着情報の発信 ・「八尾ものづくりネット」における、ものづくり企業情報の発信 ・「やお産業情報ポータル」における、市の事業情報の発信
令和4年度の予算決算の状況	予算額 10,477 千円 決算額 8,571 千円 （財源内訳：国 2,690 千円、一般財源 5,880 千円） 執行率 81.8%
支出の内訳	産業ブランディング事業経費 旅費 210 千円、委託料 7,912 千円、使用料及び賃借料 193 千円、負担金、補助及び交付金 214 千円、他 42 千円
事業の実施状況	情報誌やWEBサイト、展示会出展支援等により八尾市の産業施策及び産業の魅力を発信した。 On-Do ネット年間アクセス件数 293,762 件 八尾ものづくりネット年間アクセス件数 372,922 件 やお産業情報ポータル年間アクセス件数 926,863 件

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針③ 業種や地域を超えた様々な分野の人材のつながりによる共創が生まれる土壌づくりを積極的に行うことで、八尾の産業を支える人材の育成や個性豊かな商店の創出をはじめ、垣根を超えたコラボレーションを増やし、まちの活性化につなげます。
目標となる指標の達成状況	やお産業情報ポータル年間アクセス件数 (計画 30,000 件、実績 926,863 件) 八尾あきんど On-Do ネット年間アクセス件数 (計画 355,000 件、実績 293,762 件) 八尾ものづくりネット年間アクセス件数 (計画 420,000 件、実績 372,922 件) 大規模展示会共同出展の成果についての満足度 (計画 90%、実績 84.1%)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	インターネットや SNS、紙媒体などを活用して事業に取り組んでいるが、さらに広範な事業者・消費者に情報が届けることができるよう、改善や手法を模索しながら、事業展開を行っていく。各サイトについて、さらに価値あるサイトにするためにコンテンツの充実に努める。
今後の進むべき方向性	SNS の普及により情報収集の方法が多様化しているが、ホームページの閲覧も今なお主要な情報収集の方法である。サイトのさらなる魅力向上、アクセス数の向上のためサイトならではの情報掲載をしていくとともに SNS と組み合わせて情報発信をしていく必要がある。

(出典：事業評価シート)

(3) 「On-Do (音頭) ネット」について

「八尾あきんど On - Do (音頭) ネット」は、市内のお店の魅力ある商品やサービスをわかり易く消費者に伝えることにより、お店の利用を促進するとともに生活の利便が良く、賑わいと活力ある生活空間づくりを進め、商業の活性化と質の高い生活環境の充実をめざすものである。

また、八尾らしさや地域の多様な資源を生かした個性豊かな情報サイトづくりを進め、八尾の歴史・文化・自然・生活への市民の理解と協力を深めて頂くことも目的としている。

サイトの特徴は、以下のとおりである。

- 市内で営業する小売、サービス、飲食、卸売業のお店が参加する大規模商業WEBサイトであり、広く、多くの方々の訪問を期待するバーチャルな商業空間である。
- 商業に関わる様々な情報を地域住民に届ける地域密着型の情報サイトであり、お店と消費者との直接の交流につながるようなコンテンツを提供している。
- 個店や商店街・市場などのホームページへの集客性の高いアクセスポイントとなるよう、魅力あるコンテンツを満載している。
- 個店や商店街・市場などの商業者が自立的に、IT を生かした様々なサービスを展開出来るよう、情報づくりの総合的支援を進めている。

【事業者の登録の状況】

登録者数は、概ね 1,000 社程度で推移している。業種ごとの令和 3 年度、4 年度の登録者数は以下のとおりである。

	小売業	サービス業	飲食業	卸売業	合計
令和 3 年度末	436	370	273	15	1,094
令和 4 年度末	431	363	266	15	1,075

(出典：市提出資料)

【アクセスの状況】

年間のサイトへのアクセス数は増加傾向にある。平成 28 年度以降の推移は以下のとおりである。

28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
949,270	964,075	978,786	984,785	1,010,761	1,062,327	1,110,496

(出典：市提出資料)

(4) 「八尾ものづくりネット」について

市は、ものづくり企業の魅力を発信するポータルサイトとして、八尾ものづくりネットを運営している。このサイトでは、「八尾市企業情報データベース」というメインコンテンツを中心に八尾市内の製造業の企業情報を掲載している。

「八尾市企業情報データベース」は、八尾市内ものづくり企業 1000 社以上の詳細な企業情報をデータベース化してインターネット上で公開している。このデータベースは、以下の 2 つの特徴がある。

- 掲載されている企業情報については、調査員が一社一社企業に訪問の上、収集したものである。
- 検索方法を、「キーワード」「モノ」「業種」「加工種別」の 4 つで用意し、ユーザーの利便性を高めている。

【事業者の登録の状況】

登録者数の推移は以下のとおりである。概ね 1,000 社程度で推移している。

28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
987	1,002	1,031	1,049	1,064	1,068	1,073

(出典：市提出資料)

【アクセスの状況】

サイトへのアクセス数の推移は以下のとおりである。

28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
417,697	406,647	411,188	405,149	445,282	324,617	372,922

(出典：市提出資料)

(5) 「やお産業情報ポータル」について

やお産業情報ポータルは、市内の中小企業に、支援施策情報をはじめとした事業活動に役立つ情報の提供を行うポータルサイトである。市の支援施策に加えて、八尾商工会議所や国、府など様々な機関で実施している情報を掲載している。

中小企業者が現在利用できる助成金、イベント、セミナー、融資制度等の情報を提供しているほか、支援施策情報として、①相談したい、②創業したい、③市内の製造業者について知りたい、④商店街・市場の活性化施策について知りたい、⑤新製品・サービス開発について知りたい、⑥新技術について知りたい、⑦経営改善・販路開拓をしたい、⑧事業承継したい、⑨人材を確保したい、⑩事業資金（運転資金・設備資金）を確保したい、⑪市内に工場・倉庫を借りたい・建てたい、⑫賞・表彰制度について知りたいといった目的別にサイトの入口を案内し、ユーザーに有用な支援情報がまとめて届く仕組みを構築している。

また、多彩な検索機能を備え、目的別（専門家へ相談、事業資金を調達など）、制度別（助成金、イベント・セミナーなど）、実施主体別（市、商工会議所、国、府など）、キーワードで検索できるようにしている。

【アクセスの状況】

年間のサイトへのアクセス数は増加傾向にある。平成 28 年度以降の推移は以下のとおりである。

28 年度	29 年度	30 年度	1 年度	2 年度	3 年度	4 年度
43,953	87,268	58,356	68,605	279,366	516,024	926,863

（出典：市提出資料）

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 12) 「On-Do (音頭) ネット」の効果について

【事実】

監査人が On-Do (音頭) ネットにアクセスして、紹介されている事業者のホームページや SNS といった媒体での事業紹介がなされているか確認したところ、以下の状況にあった。なお、確認対象は、無作為で抽出した 2 つの業種 (「飲食」と「卸売り」) とし、確認件数は各 10 事業者 (ただし、飲食については「日本料理・郷土料理・和食・仕出し」の区分) とした。

サンプル抽出した On-Do (音頭) ネット 掲載事業者 10 件中	飲食	卸売り
① 自社サイトを作成している事業者数	6 者	9 者
② SNS を利用している事業者数	3 者	0 者
(自社サイトまたは SNS を利用している割合)	(90%)	(90%)

(出典：八尾あきんど On-Do (音頭) ネットから、監査人調べ)

なお、飲食は食べログやぐるなびといった飲食店紹介サイトに登録されている事業者も複数あった。また、On-Do (音頭) ネットにおける事業者の紹介ページにある URL にリンクされていない自社サイトも複数あった。ただし、監査人の上記調査は無作為に抽出した業種、事業者であるものの、上記調査結果を受けて担当課も調査したところ、「生花・園芸・造園」では半数が自社サイトも SNS も有していないという結果であった。業種により自社サイトや SNS を利用している割合が大きく異なる可能性がある。

また、監査人が市内の特定の企業名や店舗名で検索したところ、自社サイトや Google、グルメサイトのような業種専用の紹介サイトが上位で表示され、「On-Do (音頭) ネット」は中位で表示された。同様に、八尾市と限定したうえで業種を指定して検索した場合においても、特定の企業や店舗の自社サイト、グルメサイトのような紹介サイトが上位に表示された。

【意見】

「On-Do（音頭）ネット」は、平成13年度の緊急雇用基金事業を活用して、平成14年度に開設したものであり、市内の商店、商店街、市場情報が無料で紹介できるインターネットサイトである。

しかし、「On-Do（音頭）ネット」を開始した約20年前と現在とでは、インターネット環境は大きく変化しており、ホームページをはじめ各種 SNS や Blog など広告宣伝の方法は多様化している。このような方法での広告発信も、20年前と比べ安価かつ簡易となっている。したがって自社の情報発信について市がサポートする必要性、効果も20年前とは変わってきている可能性がある。

また、アクセス数は増加しているものの、インターネット利用者数がパソコンのほかスマートフォンやタブレットなど様々なデバイスの普及により増加していることから、一定程度の増加は必ずしも当該サイトの必要性が高まっている根拠とはならないと考える。

したがって、市内のお店の利用促進や、商業の活性化と質の高い生活環境の充実、そして八尾の歴史・文化・自然・生活への市民理解の深化といった「On-Do（音頭）ネット」の目的に照らして、民間事業者の自社サイトや他の紹介サイトでは得られない効果が「On-Do（音頭）ネット」にはあるのか、社会的環境の変化も踏まえて、測定・評価することが必要な時期にあると考える。

【8】地域商業にぎわい創出事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	産業政策課
事業の概要	・商業団体等が持続的に発展するために、地域住民やコミュニティのニーズを踏まえたにぎわい創出や防犯（街路灯の設置等）などの地域貢献活動等の促進を図る。 ・また、商業団体が計画的・戦略的に活動を実施できるように、活性化ビジョン・プランの策定支援及び活性化ビジョン・プランに基づく事業等の支援を行う。
令和4年度の実施内容	・商業者、商業団体による地域貢献活動の促進 ・八尾商工会議所と連携し、八尾商業まつり等にかかる費用の一部を負担 ・活性化ビジョン・プランを策定しようとする商業団体や商店街・市場等の取り組みに対する支援を実施 ・八尾市地域商業活性化事業補助金など各種補助事業を実施
令和4年度の予算決算の状況	予算額 697,777 千円 決算額 633,030 千円 （財源内訳：国 573,120 千円、一般財源 59,910 千円） 執行率 90.7%
支出の内訳	地域商業にぎわい創出経費 委託料 629,284 千円※、負担金、補助及び交付金 3,704 千円 ※うちキャッシュレス決済ポイント還元事業委託料 628,753 千円 （財源内訳：国の臨時交付金 573,120 千円、一般財源 56,164 千円） 商工振興事業補助金審査会委員 2 人分報酬 報酬 42 千円
事業の実施状況	商業とまちの活性化を図るため、商業団体が実施する活性化活動の取り組みや、八尾市域の商業の活性化促進・にぎわい創出のための事業等を行った。

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	地域経済を支える産業の振興
基本方針	基本方針③ 業種や地域を超えた様々な分野の人材のつながりによる共創が生まれる土壌づくりを積極的に行うことで、八尾の産業を支える人材の育成や個性豊かな商店の創出をはじめ、垣根を超えたコラボレーションを増やし、まちの活性化につなげます。
目標となる指標の達成状況	商業団体が活性化事業補助金を活用し行った事業の数 (計画 5 事業、実績 4 事業) 商業まつり参加事業所数 (計画 940 事業所、実績 1,106 事業所)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	連携ができている商店街を核として、各商店街のめざすべきビジョンを共有し、複数の商店街と連携が出来れば、さらなる発展が見込める。各商店街において、にぎわいを創出し、買い物の場として選ばれる、魅力ある場所となるためには、こういった方法が適切なのかを検討する必要がある。
今後の進むべき方向性	商店街等は買い物機能だけでなく、高齢者やこどもの見守り、街路灯の設置など防犯面での役割を果たすとともに地域のコミュニティの場としての役割を果たすことを期待されている。商店街等が地域になくてはならない存在となるために、買い物機能に加え地域の一員として活性化の取り組みを行っていく必要がある。

(出典：事業評価シート)

(3) 主な事業の内容

【キャッシュレスポイント還元事業】

キャッシュレスポイント還元事業は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者支援を図るとともに、「新しい生活様式」を実践するキャッシュレス決済の普及促進を図ることを目的に、委託事業として実施している。

市内の対象店舗において、商品・サービス等を対象二次元コードキャッシュレス決済により購入・利用した方に、決済額の20%分のポイントを付与するものである。

ポイント付与期間及び委託費は以下のとおりである。

	ポイント付与期間	委託費
当初	令和5年1月5日から1月25日まで	424,164千円
追加	令和5年2月1日から2月21日まで	204,588千円

ポイント還元率は決済額の20%とする。ただし、1回あたりの付与上限額は1,000円相当とし、また、期間中の付与上限額は5,000円相当とする。

当該事業の実施にあたり、委託会社は対象店舗の選定、決済及びポイント還元に係る業務、事業者及び利用者に対する広報並びに問い合わせ対応、ポイント付与の対象期間中に対象店舗を利用した利用者へのポイント付与、キャッシュレス決済普及促進に係る業務、キャッシュレス決済の動向調査業務等を行っている。

【その他】

上記のほか商店街街路灯電気料金補助事業では、事業協同組合、商店街振興組合に交付している。商店街の街路灯が、市の商業振興並びに防犯及び交通安全に寄与していることを鑑み、地域住民の利便性、快適性、安全性等を高めるとともに、商店街等の活性化に寄与することを目的として街路灯の電気料金の一部を補助する。

このほか、地域商業活性化補助事業では、商店街等のイベント（わんぱくちびっ子カーニバルなど）の活動費の一部を補助している。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

本事業に関し、監査を実施した範囲において、特に指摘すべき事項等は認められなかった。

【9】ワークサポートセンター管理運営事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

所管課等	労働支援課
事業の概要	ワークサポートセンターを運営し、市民の就業機会を確保・充実する。また、各種制度やサービスの情報提供を行い、労働環境の安定をめざすほか、労働条件や職場のトラブルなど勤労に関して、弁護士や社会保険労務士による法律相談を実施する。
令和4年度の実施内容	・八尾市ワークサポートセンターの運営 ・勤労者法律相談の実施 毎月第2水曜日と最終土曜日 午後1時から4時まで 相談員 弁護士・社会保険労務士
令和4年度の予算決算の状況	予算額 16,632 千円 決算額 16,243 千円（財源内訳：一般財源 16,243 千円） 執行率 97.7%
支出の内訳	ワークサポートセンター管理運営事業1人分報酬 報酬 2,671 千円、職員手当等 554 千円、旅費 85 千円 ワークサポートセンター管理運営事業経費 報償費 735 千円、需用費 2,976 千円、役務費 385 千円、委託料 362 千円、使用料及び賃借料 8,474 千円
事業の実施状況	国と共同でワークサポートセンターを運営することにより、市民の就業機会を拡充するとともに労働者の雇用の安定等を図った。 ワークサポートセンターの運営 勤労者法律相談の実施：相談件数 52 件

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就労支援と雇用機会の創出
基本方針	基本方針① 働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、段階的な自立支援、及び個別的、包括的、継続的な就労支援を行います。また、就労困難者等に対しては、引き続き、一人ひとりが抱える課題に応じた支援を行います。
目標となる指標の達成状況	勤労者法律相談件数（計画 96 件、実績 52 件）
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	勤労者法律相談について、必要な方が利用できるように効果的・効率的な広報手法について検討が必要である。
今後の進むべき方向性	市民にとって身近な場所で、地域職業相談室（国）による職業紹介と、市の就労相談及び法律相談がワンストップで利用できる就労支援の要の事業であり、今後も市民の就業機会の拡充、職業生活の安定及び勤労意欲の維持・高揚のためにも重要であり、継続して事業を実施していく必要がある。

（出典：事業評価シート）

(3) 八尾市ワークサポートセンターについて

ワークサポートセンターには、市内に全部で5つある地域就労支援事業の拠点の一つである「中央地域就労支援センター」と、東大阪市内にあるハローワーク布施（国（厚生労働省）が運営）の出先機関である「八尾市地域職業相談室」が置かれている。

この「八尾市地域職業相談室」は、市、商工会議所、市内企業からハローワークの設置について国に要望を行ってきたなかで、国が労働力需給のミスマッチの解消を図り需給調整機能を強化することを目的に「地域職業相談室」を設置する取り組みを進めるなか設置に至ったものである。

地域職業相談室の概要

- ・ 市区町村の要望等を勘案し、公共職業安定所と市区町村が共同で運営する地域職業相談室を設置し、市区町村独自の相談・情報提供業務と連携した事業実施により、一層、求職者の再就職の促進を図る。
- ・ 業務内容：職業相談、職業紹介(パート含む)
- ・ 設置要件：概ね人口5万人以上の市町村
公共職業安定機関が設置されていない
市町村自らが無料職業紹介事業を行っていない(※)

(※) 当初の設置要件では求められていたものの、設置以降、「ふるさとハローワーク(市町村連携型)」へと取扱いが変更され、ふるさとハローワーク設置運営要領において、市町村が対象者を限定して自ら無料職業紹介事業を実施する場合は、市町村自らが無料職業紹介事業を行うことを認められている。

「八尾市地域職業相談室」では、ハローワーク布施の出先機関として、パソコン20台を設置し求人情報を検索できるようにしているほか、求人検索の能力が乏しい方や就労困難者などに対しては、相談員がサポートをしている。

また、「中央地域就労支援センター」では、高齢者・障がい者・子育て女性・外国人など働きたい意思はあるが、様々な理由によって就職が困難な「就労困難者」のために、職業訓練も含めた就職のためのサポートをする地域就労支援事業を実施している。

その他、ワークサポートセンターには月2回、外部から弁護士と社会保険労務士が訪れ、勤労市民や事業主の労働条件・労務管理・社会保険等の様々な悩みや疑問についての相談を受けている。



(令和5年12月 市のホームページより)

ワークサポートセンター管理運営事業では、「八尾市地域職業相談室」が事業活動をする施設（ワークサポートセンター）の管理運営をするとともに勤労者法律相談といった市民の就業機会の拡充と労働者の雇用の安定に取り組んでいる。また、地域就労支援事業として「中央地域就労支援センター」を施設内に設置し「八尾市地域職業相談室」と連携し事業を行っている。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

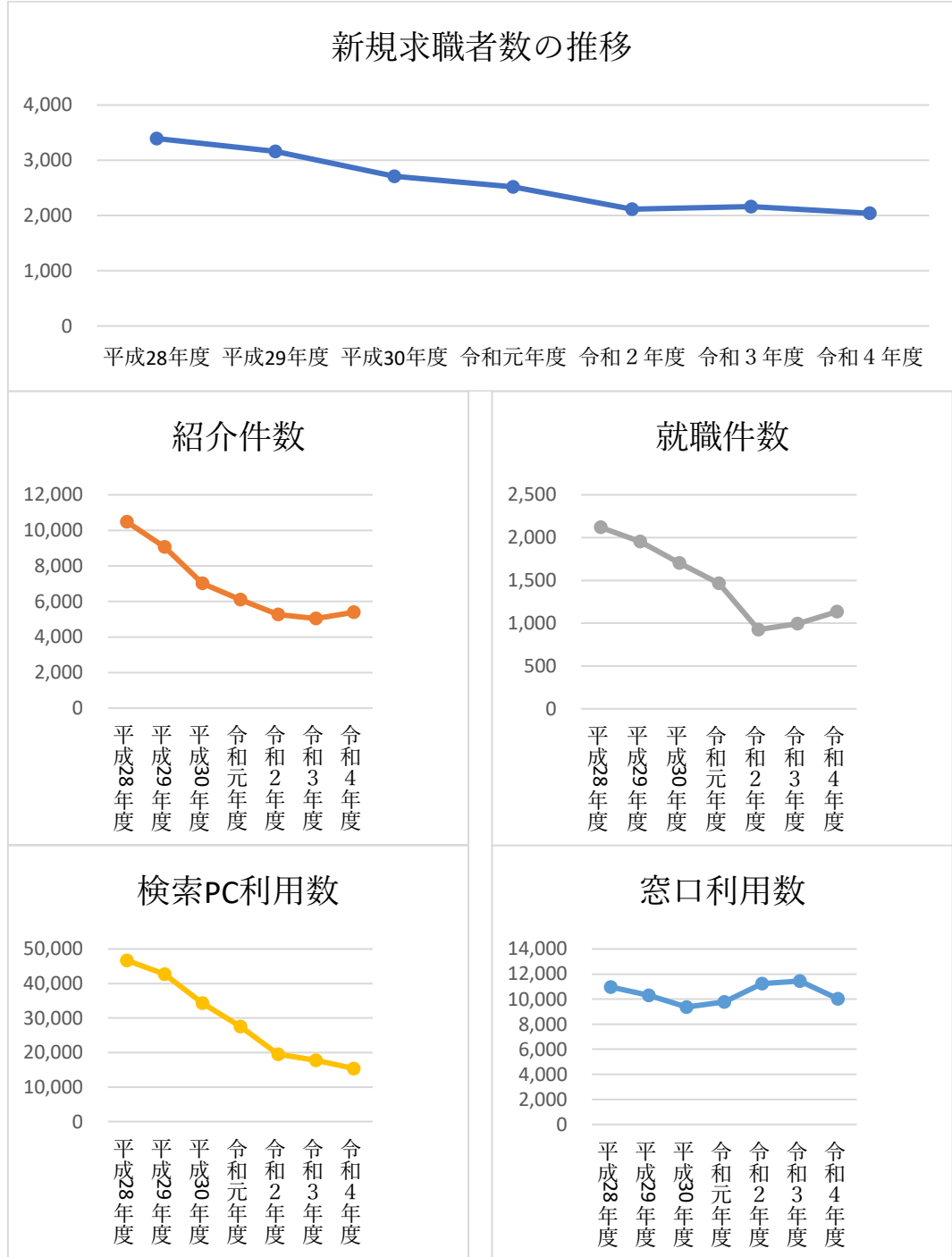
(1) (意見 13) 地域職業相談室について

【事実】

ワークサポートセンターは近鉄八尾駅から徒歩3分の場所に立地している。ワークサポートセンター運営管理事業においては、令和4年度に16,243千円の支出を行っているが、建物使用料8,475千円のほか、人件費、修繕費、水道光熱費、法律相談等が発生している。トイレ、エアコン、照明設備など設備の維持管理費用は市が負担する必要がある、近年の主な修繕としては、令和2年度にエアコン改修等で4,180千円、令和4年度に照明器具の一部LED化に伴う1,243千円がある。

ワークサポートセンター内にある八尾市地域職業相談室は、ハローワーク布施の出先機関として、市が要望して平成19年8月に設置されたものであり、パソコンによる求人情報の提供及び職業紹介業務を実施している。ただし、雇用保険業務（失業等給付・育児休業給付・教育訓練給付等）、職業訓練・助成金の相談や求人受理は行っておらず、これらの手続のためにはハローワーク布施まで出向く必要がある。なお、ハローワーク布施は布施駅から徒歩2分の場所に立地しており、近鉄八尾駅から布施駅まで近鉄大阪線区間準急で5分という地理関係にある。

ワークサポートセンターの利用実績は、以下のとおりである。



(出典：市提供資料より監査人が作成)

令和2年度からは新型コロナウイルス感染症の流行の影響もあると考えられるが、新規求職者数、紹介件数、就職件数、検索PC利用数のいずれも平成28年度から減少傾向にあり、窓口相談数のみ各年度1万件前後で推移している。

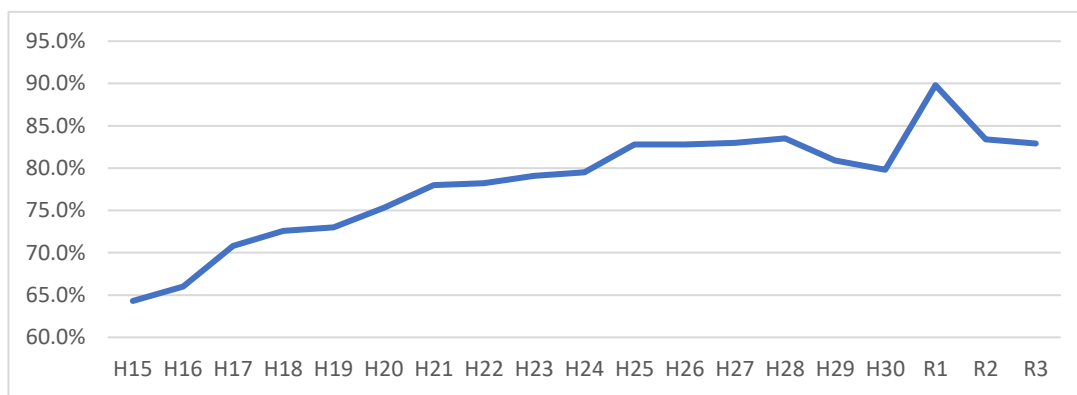
令和元年 12 月にはパソコンの台数を 24 台から 20 台に減らすなど、市は利用状況を踏まえてハローワーク布施とも連携し、コスト意識を持ってワークサポートセンターの管理運営を行っている。しかし、八尾市地域職業相談室を設置した当時の社会環境からの変化を踏まえ、現在及び将来において当該事業を継続し続けることの効果とそのために必要となるコストの検討、さらにはワークサポートセンター自体の存続の妥当性について、検討が十分とは言えない。

【意見】

平成 19 年に八尾市地域職業相談室を設置してから令和 4 年で 15 年経過しており、求職者が置かれている環境にも変化が起きている。

したがって、市は、八尾市地域職業相談室を設置した時との社会環境の変化を分析して、将来にわたりワークサポートセンター内にハローワーク布施の分室として八尾市地域職業相談室を設置する必要があるのか、定期的に検討することが望まれる。

社会環境の変化として考慮すべき事項として、まず、インターネットの普及がある。総務省の通信利用動向調査によると、インターネット利用率（個人）の推移は、以下のとおりである。



（出典：総務省「情報通信白書」令和 4 年度版）

上記調査は、統計法に基づく一般統計調査であり、全国の 4 月 1 日現在で満 20 歳以上の世帯主がいる世帯及びその 6 歳以上の構成員を対象としているため、必ずしも八尾市民の傾向に合致するとは言いきれないが全体の趨勢を理解するには有用である。この調査結果を見ると、個人のインターネット利用率は平成 17 年が 70%であったが現在は 80%超となっている。

また、ネット利用行為者率の近年の推移は以下のとおりである。

(単位：％)

		平日			休日		
		PC	モバイル	タブレット	PC	モバイル	タブレット
全年代	2017年	25.3	69.3	7.2	18.9	70.3	7.7
	2018年	24.6	74.3	7.5	18.9	76.9	8.6
	2019年	24.1	80.2	7.4	15.0	75.9	6.7
	2020年	30.2	81.6	8.4	18.9	77.9	8.7
	2021年	30.7	83.5	10.4	18.9	80.5	8.9
うち 60代	2017年	19.4	32.9	5.3	18.8	35.5	7.2
	2018年	23.7	46.0	7.4	22.4	50.2	7.4
	2019年	23.6	56.7	5.7	15.5	55.2	6.9
	2020年	29.6	61.5	8.9	21.3	55.7	8.2
	2021年	28.8	63.6	13.0	23.6	59.4	12.3

(出典：総務省「情報通信白書」令和4年度版)

パソコンの利用も徐々に伸びているなか、モバイルやタブレットの普及に伴い、ネット利用度が低いと言われていた60歳代も、毎年の利用行為者率は高まっており、令和3年（2021年）は平成29年（2017年）の2倍近い状況にある。なお、令和3年の同調査によると、スマートフォンの端末保有割合は74.3%となっている。

次に、社会環境の変化として考慮すべき事項として人口の減少がある。国勢調査によると、市における15歳以上人口総数は平成17年から減少に転じており、直近の調査である令和2年においては平成17年と比較して、労働力人口、非労働力人口のいずれも減少している。また、完全失業者も平成17年の10,614人から令和2年の5,355人と半減している。

(各年10月1日現在)												
男 女 別 年 次	総 数	労働力人口							完全失業者	非労働力人口	うち 家事	うち 通学
		総 数	就 業 者				休業者					
			総 数	主に仕事	家事のほか 仕事	通学のかた わら仕事						
総 数	人											
平成 2	227,706	139,022	133,784	112,848	17,979	1,736	1,221	5,238	87,182	45,856	24,453	
7	233,938	145,052	136,822	114,676	18,664	2,131	1,351	8,230	86,629	47,111	19,260	
1 2	233,685	138,230	128,919	109,235	16,069	2,140	1,475	9,811	91,888	49,820	16,351	
1 7	232,411	132,642	122,028	100,051	17,691	2,466	1,820	10,614	92,031	43,750	13,835	
2 2	226,594	124,913	115,123	93,865	16,553	2,572	2,133	9,790	88,805	41,476	13,482	
2 7	231,067	120,085	113,007	91,668	17,054	2,434	1,851	7,078	92,135	36,303	13,953	
令和 2	227,978	116,357	111,002	89,529	15,371	3,072	3,030	5,355	80,371	29,161	10,951	

(出典：八尾市統計書2022年版（第3章17. 労働力状態、男女別15歳以上人口）)

以上のことを考慮して、就労を希望する高齢者の多くはパソコンやスマートフォンを利用できるため、ワークサポートセンターのパソコンを利用しなくとも、個人が所有するパソコンやスマートフォンで求人検索ができる。そのためワークサポートセンター内に地域職業相談室を設置して、広く市民に当センター内のパソコンから求人情報にアクセスしてもらうことで就労をサポートするといった機能を市内に置く意義が低下している可能性が高い。

これに対しては、担当課は、以下を理由に、現在の利用者数及び就職件数の規模を考慮すると、今後も国と連携してワークサポートセンターを運営継続していくべきであるとしている。

担当課の主張内容は以下のとおりである。

- ✓ 社会環境の変化にもかかわらず、八尾市地域職業相談室は令和4年度において、5,398件の紹介を行い、1,133件の就職実績を挙げている。また、令和4年度に2,040名の方が新たに八尾市地域職業相談室に利用登録を行っている。
- ✓ また、求人検索がスマートフォンで検索できるようになっても、依然として八尾市地域職業相談室を利用する背景には以下の4点が理由として挙げることができる。
 - ・職業紹介を受けるに当たっては、求職者と求人者がインターネットという非可視性に不安を感じていること。
 - ・国や市といった公的機関が、求職者と求人者の間に入り、職業紹介を行うことに安心感があること。
 - ・依然としてパソコンやスマートフォンを保有していない、もしくは使うことができない求職者が一定数いる。
 - ・求職者のなかには、ハローワーク布施に行くまでの労力及び交通費に強い抵抗感を示す者がいる。
- ✓ さらに、八尾市は無料職業紹介を行っているが、主としては、自身で就職活動を行うことができない就労困難者を対象として運営している。自身で就職活動を行うことができる求職者に対しては、面接会を運営することにより職業紹介を行うが、就職件数では上述した八尾市地域職業相談室には遠く及ばない。

- ✓ よって、自身で就職活動を行うことができる求職者の就職支援は国（八尾市地域職業相談室）で行い、自身で就職活動を行うことができない就労困難者に対しては八尾市で寄り添い型の就労支援を行うことが、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第5条の定める「地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。」の主旨に最も合致する。

上記の担当課の主張はあるものの、市の人口は長期的に減少していくことが見込まれ、将来の八尾市地域職業相談室の利用者は減少していくことが予想される。もちろん、高齢化による社会福祉財源の不足に起因した年金受給年齢の引き上げにより、生涯現役世代が当面増加（元気な高齢者が増加）することや、障がい者を含めた多様な背景をもつ人を雇用することなど、就労支援に対する市へのニーズが高まることも予測される。

しかし、そもそも、国の公共職業安定所が布施にあるにもかかわらず、市が建物を借り上げて出先機関として地域就業相談室を設置するのであれば、八尾市地域職業相談室の存在が、ハローワーク布施のみが求人情報の提供及び職業紹介業務を行う場合と比べて、就職支援に効果があること、その効果は市が事業を行うのに十分な規模であることを説明しなくてはならない。この点、ネットを媒体とする職業紹介への不安感や、パソコンやスマートフォンを持っていない人が一定数いること、ハローワーク布施に行くことの抵抗感などは、八尾市地域職業相談室に行く理由にはなるが、就職を希望する市民がハローワーク布施に行かない理由とまでは言い切れない。

以上から、市は、八尾市地域職業相談室を設置した時との社会環境の変化を分析すると同時に、社会環境の変化の弊害及びその変化に取り残された求職者にも目を向けながら、ワークサポートセンターへの市民ニーズ及び、設置の継続ができないこととなった場合の住民サービスの低下を客観的に把握したうえで、引き続き、当初目的とした出先機関としての必要性を満たしているのか、将来にわたり必要と見込まれるのか、つまり、現在の利用状況だけではなく、設置時の社会環境や設置の必要性、目的等に照らして、設置を継続する必要があるのか、定期的に検討することが望まれる。

【10】 無料職業紹介事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

所管課等	労働支援課
事業の概要	働く意欲・希望のあるすべての求職者に対し、無料職業紹介所で開拓した求人や、ハローワークから提供される求人情報等を活用して職業紹介を実施する。また、市内事業所の求人を開拓し、求人登録事業所の人材確保支援として就職面接会等の開催や求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」への求人掲載による求職者と事業所のマッチングを行い、雇用の実現に努める。
令和4年度の実施内容	・職業紹介の実施 ・求人事業所開拓の実施 ・女性活躍推進員による女性が働きやすい求人の開拓 ・就職面接会等を年11回開催 ・求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を活用した求人情報の提供
令和4年度の予算決算の状況	予算額 24,589 千円 決算額 19,625 千円 (財源内訳：国 3,215 千円、府 4,912 千円、一般財源 11,498 千円) 執行率 79.8%
支出の内訳	無料職業紹介事業3人分報酬 報酬 8,597 千円、職員手当等 1,682 千円、旅費 614 千円 無料職業紹介事業経費 報償費 265 千円、旅費 11 千円、需用費 1,057 千円、役務費 432 千円、委託料 6,375 千円、使用料及び賃借料 497 千円、備品購入費 96 千円
事業の実施状況	就労困難者等を含む求職者と求人者のマッチングを図る職業紹介事業を実施するとともに、求人登録事業所支援として就職面接会を開催した。 (個別職業紹介) 個別職業紹介件数 28 件 就職件数 11 件 (就職面接会) 主催面接会 11 回 面接件数 455 件 就職件数 53 件

(出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就労支援と雇用機会の創出
基本方針	基本方針① 働く意欲・希望のあるすべての市民に対し、段階的な自立支援、及び個別的、包括的、継続的な就労支援を行います。また、就労困難者等に対しては、引き続き、一人ひとりが抱える課題に応じた支援を行います。
目標となる指標の達成状況	紹介件数 (計画 380 件、実績 483 件) 就職件数 (計画 50 件、実績 64 件)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	面接会等により多くの求職者を誘導すべく、引き続き効果的な広報及び実施手法について検討・研究が必要である。面接会の開催は、市主催、無料、地元求職者が集まりやすいといった点で事業所のニーズは高いことから、今後も継続して開催する。
今後の進むべき方向性	地域密着型の八尾市求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を通じた事業所と求職者とのマッチングや面接会等の開催は求職者への就労支援及び事業所の人材確保を行っていくうえで重要であり、施策への貢献度も高いため継続して事業を実施し、他の事業とも連携しながら相乗効果を高めていく。

(出典：事業評価シート)

(3) 主な無料職業紹介事業の取り組み

市には製造業を中心とした中小の事業所が多く、これまでハローワークや有料の求人誌等では必要とされる人材確保に苦慮する事業所に対して、会社説明会・就職面接会等の開催や市独自の求人情報検索サイトである「八尾市おしごとナビ」による事業者と求職者のマッチング支援、制度改正・助成金等の情報提供、その他、ハローワークを始めとした関係機関との連携による様々な事業を行っている。

なお、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う事業としては、本事業とは別に八尾市雇用促進・定着支援金事業を実施しており、国等の交付金を活用した面接会等を令和3・4年度に開催し事業者の人材確保及び就労困難者等への支援を実施している。

無料職業紹介事業の具体的な活動実績は以下のとおりである。

【会社説明会・就職面接会等の開催】

求職者と求人者のマッチングを図るため、求人登録事業所支援として、商工会議所とも連携し、八尾市内の企業と求職者に対する就職説明会や面接会を実施している。また、広報として市内掲示板への掲示とともにハローワーク・大阪府・図書館・大学などに会社説明会・就職面接会等の案内文書を配架している。

<会社説明会・就職面接会等実績>

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
就職面接会等開催回数	7回	10回	11回
参加事業所数	107社	121社	168社
参加者数	480名	316名	339名
面接件数	408件	310件	455件
就職件数	38件	29件	53件

(出典：市提供資料)

【八尾市おしごとナビの運営】

市は、平成28年10月に求人情報検索サイト「八尾市おしごとナビ」を開設している。当該サイト開設の趣旨は「女性の就業を支援する」であり、「もう一度働きたい」「もう一步踏み出したい」という女性たちの就職活動を応援するためである。したがって、求人情報には「女性が働き易い求人」を多く掲載するように取り組んでいる。

開設した平成 28 年度から令和 4 年度までの利用状況は、以下のとおりである。

(単位：件、カッコ書きは「うち女性数」)

	アクセス数	求人検索数	新規登録数	応募者数	就職者数
平成 28 年度	47,430	11,576	142(115)	20(15)	5(4)
平成 29 年度	56,851	23,208	73(61)	39(34)	18(16)
平成 30 年度	69,456	36,539	71(60)	42(34)	17(16)
令和元年度	74,105	48,208	80(64)	33(24)	11(9)
令和 2 年度	68,501	36,495	63(56)	47(38)	16(16)
令和 3 年度	54,583	33,626	43(31)	29(17)	13(9)
令和 4 年度	42,912	26,999	43(38)	25(21)	11(9)

(出典：市提供資料)

また、八尾市おしごとナビの登録企業数は以下のとおりである。

(単位：件、カッコ書きは「うち女性が働きやすい求人」)

	令和 2 年度末	令和 3 年度末	令和 4 年度末
登録企業数	407	451	472
求人登録数	243(126)	271(132)	306(159)

(出典：市提供資料)

令和 3 年度の増加は、主に新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い実施した八尾市雇用促進・定着支援金事業の影響である。

八尾市おしごとナビの特徴は以下のとおりである。

- ・求人情報の検索、求職登録、応募等のページのほか、市内事業所の女性の働きやすい求人情報や労働関係情報等の掲載
- ・従業員や社長からのメッセージや職場の写真など事業所の雰囲気が伝わる求人ページを掲載
- ・求職者はサイトまたは電話で八尾市無料職業紹介所に応募
- ・資格や経験、就労に向けた希望の条件などに合わせた八尾市無料職業紹介所からの就労サポート
- ・会社説明会・就職面接会など求人情報以外の各種説明会情報等の提供

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 14) 八尾市おしごとナビの在り方について

【事実】

八尾市おしごとナビは年間 50,000 件規模のアクセス数や 25,000 件を超える求人検索数がある。しかし、増加傾向にある登録企業数や求人登録数の状況に比べて、サイトをきっかけに就職した人数は、令和 4 年度は年間 11 人となっており、令和 3 年度以前も 20 人未満で推移している。

一方で、八尾市おしごとナビの登録者数、就職者数の 2 割程度が男性であることや、求人登録の約半数は「女性が働きやすい求人」情報として掲載されている。

【意見】

「八尾市おしごとナビ」は、求職者の就職・再就職の支援及び市内事業所の人材確保支援の 2 つの目的を担っているが、開設してから令和 4 年で 6 年経過したことから、サイトの開設当初の目標に対しての達成状況を点検して、その在り方について検討を行う時期にあると考える。

つまり、求人数の増加に対して求職者数の増加が追いついていない現状は、近年は新型コロナウイルス感染症の流行の影響も考えられるが、近年の労働力人口の減少や完全失業者数の減少という社会環境に起因している可能性があり、就職者数は年間十数人程度で推移し続けているということから、事業者の人材確保支援のツールとして機能しているのか検証が必要と考える。また、八尾市おしごとナビは、求職者の就職・再就職の支援において、民間やハローワークが運営する求人サイトと異なり、設置の経緯から特に女性の求職者にとって有用なサイトとなっているのか検証が必要である。

具体的には例えば以下の視点が考えられる。

- ・WEB サイトの検索機能では、八尾市おしごとナビが上位でヒットすることはないという状況下、就労希望者（特に女性）に対して「八尾市おしごとナビは女性の就業のために特化したサイトがある」ことの周知方法とその効果。
- ・周知対象の範囲（市外在住者に向けての周知の有無、方法）。

- ・そもそもおしごとナビの開設の趣旨が「女性の就業をサポート」「女性が働きやすい求人情報を掲載」であったことを鑑みると、女性が働きやすい求人以外の情報も掲載されていることの必要性及び求職者にとっての有用性。

- ・求人の特徴を前面に出したサイト運営の有無。これは、男性も一定数が求職者として登録し就職している現状から、当初の女性就労サポートから例えば高齢男性の再就職サポートに求人のターゲットが変化していることも考えられる。そこで、市が支援したいターゲットを定め、他の求人サイトとは異なる特色のある求人情報を載せているか。

これらの検証の結果、求人検索数及び就職者数が増加しないのであれば、八尾市おしごとナビの在り方について検討するべきであると考ええる。

【1 1】 ダイバーシティ経営推進事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	労働支援課
事業の概要	今後の少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少を見据え、女性・高齢者・障がい者・外国人材等の活用といった事業所におけるダイバーシティ経営と働き方改革の取り組みを支援するとともに、事業所の人権意識の高揚及び人権問題への啓発に関する事業を実施するほか、個々の中小企業では取り込むことが難しい勤労者への福利厚生事業を実施する（公財）八尾市中小企業勤労福祉サービスセンターに対し補助金を交付する。また、育児や介護との両立など働く方のニーズに応じた多様な働き方を支援する。
令和4年度の実施内容	・ハローワーク等と連携し「マザーズおしごとフェア」を開催 ・ダイバーシティ経営や働き方改革などに取り組むための人材確保セミナー等による企業への支援・啓発 ・（公財）八尾市中小企業勤労福祉サービスセンターへの補助金交付を通じた各種福利厚生サービスの提供及びセンター事業の周知支援 ・八尾市企業人権協議会事務局事務及び市内事業所への企業内人権の啓発、啓発誌「労働情報やお」の発行
令和4年度の予算決算の状況	予算額 20,886 千円 決算額 20,731 千円（財源内訳：一般財源 20,731 千円） 執行率 99.3%
支出の内訳	ダイバーシティ経営推進事業経費 報償費134千円、需用費53千円、負担金、補助及び交付金20,544千円
事業の実施状況	女性、高齢者、障がい者、外国人材等の活用といった事業所におけるダイバーシティ経営と働き方改革の取り組みの支援を実施するとともに、（公財）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの運営費補助を行うなど、中小企業勤労者の福利厚生や健康管理等を推進した。また、八尾市企業人権協議会の事務局として、企業内のあらゆる人権問題を解決するため、セミナーの開催や、情報提供を行った。

（出典：事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	就労支援と雇用機会の創出
基本方針	基本方針③ 誰もが働きやすい職場を増やしていくため、企業におけるダイバーシティ経営の推進と働き方改革の推進に関する支援を行います。
目標となる指標の達成状況	事業所向けセミナー等の開催数 (計画 5 回、実績 2 回) (公財) 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターの加入事業所数 (計画 298 件、実績 295 件)
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	女性・高齢者・障がい者・外国人等の就労実現のためには就労支援だけでなく、他の支援も必要なケースも多いことから庁内関係課が連携し支援を進めることが重要である。また、(公財) 中小企業勤労者福祉サービスセンター及び八尾市企業人権協議会については加入事業所をいかに増やすか、在り方も含め今後も引き続き検討が必要である。
今後の進むべき方向性	女性・高齢者・障がい者・外国人等の多様な人材の活躍は、少子高齢化のなかで人材を確保し、多様化する市場ニーズやリスクへの対応力を高める「ダイバーシティ経営」を推進するうえで、事業所の持続的成長にとって不可欠となるため、市内事業所への人材確保・定着支援及び働く方のニーズに応じた多様な働き方の実現に向け各取り組みを着実に進めていく。

(出典：事業評価シート)

(3) 八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて

八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンター（以降、「八尾市共済センター」という。）は、市内の中小企業支援策の一つとして、中小企業の福利厚生を充実させるために平成元年に設けられた共済制度であり、八尾市と八尾商工会議所が平成元年に設立した公益財団法人（設立時は財団法人）により運営されている。市内の会社・工場・商店などで働く勤労者と事業主の福利厚生の向上を図る事業を進めることで、勤労者等の福祉の増進と文化教養の向上を図り、併せて人材確保・定着による中小企業の振興に資することを目的にしている。

八尾市共済センターの管理運営は、市からの補助金により行っており、会員から納められる入会金・月会費のすべては福利厚生事業の費用として使われ、会員に還元されるシステムになっている。

市からの補助金の推移は以下のとおりである。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補助金	19,318 千円	18,492 千円	20,544 千円

八尾市共済センターの令和4年度末の事業所加入数は295社、加入者数は1,757人となっている。なお、令和2年国勢調査のデータによれば、市内の中小企業勤労者は105,984人であることから加入率は1.7%（加入者数は1,789人）である。

入会、退会の状況は以下のとおりである。

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	事業所数	会員数	事業所数	会員数	事業所数	会員数
新規加入	20	189	12	147	20	201
退会	14	163	17	162	18	218

市及び共済センターは、商工会議所と連携し、商工会議所のネットワークも利用して会員拡大に取り組んでいる。

（参考：八尾市共済センターの概要）

会員の資格
1. 八尾市内の中小企業に従事する勤労者及びその事業主。
2. 八尾市民で市外の中小企業に勤務する勤労者。
入会金
1人あたり500円
会費
1人あたり月額700円

事業内容

1. 慶弔給付事業
結婚・出産・入学祝金／弔慰金／入院等見舞金／在会慰労金
2. 健康管理事業
生活習慣病予防健診／人間ドック／脳ドック
3. 余暇活動事業（文化・トラベル&エンターテイメント・購買・イベント事業）
スポーツ施設／文化講座／映画・演劇・音楽観賞／宿泊補助／遊園地・レジャー施設／百貨店等の割引／その他
4. その他の事業
貸付事業／中小企業退職金共済制度

（４）『労働情報やお』について

『労働情報やお』は、以下の目的で市が発行している。

- ・市内の事業者と労働者への情報提供
- ・市内事業所の人権意識を啓発することにより、人権問題に関する幅広い理解を促進し、事業所内における人権問題の解決と差別のない企業活動をめざす
- ・国・府・市の労働行政のPR・啓発、女性労働関係等の啓発、勤労者・事業所・労働組合等の交流を進め、勤労者意識の高揚と勤労者福祉を増進

発行にあたり、情報収集、掲載内容の企画・作成については、担当課が実施している。また、令和４年度の発行部数は１,０００部（校正・印刷に係る費用４２,６２５円）であり令和３年度に２,０００部から減らしている。

配布先は「八尾市企業人権協議会の会員企業への配布」や「その他の関連機関での配架」であり、データ版を市のHPに掲載やメルマガの発信も行っている。

２．監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

（１）（意見 15）八尾市中小企業勤労者福祉サービスセンターについて

【事実】

八尾市は従業員が１人から９人までの事業所が約７５％、１人から９９人では約９９％と中小零細企業の多いまちである。（令和３年度総務省統計局経済センサス活動調査報告より監査人が集計）

この中小零細企業を対象に福利厚生事業を行う八尾市共済センターの運営費を市が補助することで、市は、中小企業の勤労者福祉の向上と企業の人材確保と定着を支援している。

中小企業者の勤労者の福利厚生支援に取り組む自治体は全国に多数あり、支援の必要性は一般的に以下の目的に整理される。

- 優秀な人材の確保
- 従業員の心身のケア
- 従業員満足度の向上、定着率アップ

監査人が質問及び資料を閲覧した結果、共済センターの現在の課題は以下と考える。

① 八尾市共済センターの会員数が少ない。

会員数の推移は以下のとおりである。市内の中小企業勤労者は10万人程度であることから、加入率は2％に満たない。

(単位：人)

26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	2年度	3年度	4年度
1,669	1,687	1,583	1,626	1,688	1,763	1,789	1,774	1,757

(出典：八尾市共済センターの事業報告書)

② 市が運営費を補助している。

中小企業勤労者とその事業主の福利厚生のため市は運営費を補助しているが、実質的には、市内の中小企業勤労者とその事業主の一部が市の支援を受けることとなっている。

なお、現在の八尾市共済センターの加入者が負担する月額額は700円であり、このほかに市が負担する運営費補助は、加入者1人当たり換算すると11,692円（令和4年度の運営費補助実績20,544千円÷1,757人）である。

③ 類似事業を提供する民間サービスがある。

八尾市共済センターは設立趣意書によると、中小企業は従業員が少なくスケールメリットが働かないことや負担能力に問題があることから、勤労者、事業主、市が一体となって勤労者の福利厚生の実施を図るため事業を実施しているとのことである。しかし、平成10年代に福利厚生事業サービスを担う民間事業者が現

れ、現在、地域の中小企業の事業主及び勤労者は、単独で福利厚生事業ができない場合、八尾市共済センターのほか、民間事業者が提供する福利厚生事業サービスの利用も選択することができる状況にある。

参考に、福利厚生事業を実施している民間事業者を3社ほど、以下に紹介する。

	A 社	B 社	C 社
導入実績	16,719 社 1,594 万人	19,200 社 710 万人	2,000 社
入会金 (税抜)	20,000 円～	30,000 円～100,000 円	従業員 100 名以下 : 450,000 円 従業員 101 名以上 : 0 円
1 名あたり 月額料金 (税抜)	1,000 円～	800 円～1,000 円	従業員 100 名以下 : 年会費 20,000 円 従業員 101 名以上 : 1 名 350 円～
備考	利用できる特典は 140 万件	契約社の 73.5%が従業員数 100 名未満の 中小企業	利用可能施設は 5,000 施設

注：利用対象家族の範囲や利用可能サービス数、サービスの内容は各社異なる。

(出典：各社のホームページ)

ただし、民間事業所は全国展開しているため利用施設は全国の数値であり、八尾市の勤労者が利用しづらい施設も含まれていること、事業所により提供するサービス内容が大きく異なっていることにも留意する必要がある。なお、八尾市共済センターは、安価で地元に着した余暇活動の提供と慶弔を含む給付事業や健康管理事業の充実に力を入れている。

八尾市共済センターの加入者数、退会者数はこの数年同じ水準で推移しており、会員数は 1,700 人前後である。

この点、担当課と八尾市共済センターは、新規加入者数の増加のためには、①わかりやすい広報、②簡単に活用できる利便性、③サービスの更なる充実の3点が必要であると考えている。

新規加入者の獲得についての取り組みとして、企業向けセミナー開催時・企業訪問時における口頭説明・チラシ配布による広報、新規加入事業所紹介キャンペーン（ギフトカードプレゼント）などを実施している。

また、退会者には退会理由の聞き取りを実施している。そして、サービス内容については、お得な保険商品の追加、割引がある人間ドックの充実、会費支払い方法の改善など随時に見直しを実施している。

【意見】

勤労者の福利厚生及び中小企業の人材確保・定着支援自体は必要である。将来的に八尾市共済センターが自主運営できる組織となることが望ましいが、そのためには会員数の増加が必須であり、少しでも市の負担が軽減できる状況となるよう、今後、会員数の増加に努めていく必要がある。

また、民間事業者によるサービス提供もあること、その民間事業者との競合関係にもあることを鑑みて、利用者ニーズの高いところにサービスを集中することで、民間事業者との差別化を図るとともに、最終的には自主運営できる事業計画が立てられるように市は指導するなど、八尾市共済センターへの関与の仕方を見直す必要があると考える。

さらに、一般社団法人全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの事業報告書によると、令和3年度中には、特定非営利活動法人枚方市勤労市民会や公益社団法人墨田区勤労者福祉サービスセンター、一般財団法人入間市勤労者福祉サービスセンターが解散しており、その解散事由は、補助金に頼らない自立運営に必要な収入の確保ができないことや、財政支援を行う支援策を勤労者の福利厚生を図る従来の間接的な支援から、区内中小企業へ直接支援を行う施策に切り替えたことが挙げられているほか、制度運営は民間事業者に任せることを選択した市もあった。また、令和4年度末をもって、西宮市中小企業勤労者福祉共済（市による運営）が事業終了している。

このような状況も踏まえたうえで、市が指導を実施してもなお加入者数が増加しないなど、運営費補助との費用対効果等が見込めない場合は、八尾市共済センターの在り方を見直す必要があると考える。

なお、八尾市共済センターでは、運営の改善に活用するため近隣自治体から新規加入者数を増加させる取り組みについて情報収集をしているが、現会員に対する要望・不満を定期的に個別具体的に調査することも、退会者の減少につながるため有用と考える。

【12】観光魅力創造事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	観光・文化財課
事業の概要	八尾の観光魅力を向上する取り組みを行う。 大阪観光局との連携を図りながら、八尾がロケ地等となる映像制作を増やす活動の推進に取り組む。
令和4年度の 実施内容	・八尾市をロケ地とする映像等制作の誘致（八尾市フィルムコミッション活動） ・市民グループとの映画協働事業の実施（80 映画祭、8 ミリフィルム同好会等） ・ロゲイニングイベント等の観光魅力発信事業の実施 ・観光客誘致の検討・実施
令和4年度の 予算決算の状況	予算額 27,974 千円 決算額 27,695 千円（財源内訳：その他 27,695 千円） 執行率 99.0%
支出の内訳	観光魅力創造経費 負担金、補助及び交付金 500 千円、他 23 千円 魅力ある観光創造基金積立金 積立金 27,171 千円
事業の実施状況	八尾の魅力を全国に PR するために、「映画のまち・やお」に向けた取り組みを進め、映画撮影等の誘致を行った。また、やお 80 映画祭に共催し、八尾映画部門を設けることで八尾の魅力を映画で発信した。

（出典：事務事業説明及び主要施策実績報告書、事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	やおプロモーションの推進
基本方針	基本方針① 八尾のイメージのブランド化が進み、その魅力が市内外へ届くことにより市外には八尾に興味・関心を持ち、応援する人が増えており、八尾に移り住む人も増えています。
目標となる指標の達成状況	ロケ地の提案件数（計画 4 件、実績 20 件）
施策目標達成への貢献度	高い貢献をした
課題	・大阪・関西万博に向け、観光コンテンツの造成や既存の地域資源の磨き上げを行い、国内外に本市の魅力を発信していく必要がある。 ・フィルムコミッション活動において、より多くの制作会社からのニーズに応えられるよう、ロケーションの協力事業者等を増やしていく必要がある。
今後の進むべき方向性	・あらゆるロケの要望に対応していけるよう、市内ばかりでなく事業者や市民等との連携を深めていく必要がある。 ・大阪・関西万博時における本市への誘客を図るうえで、国内外へ本市の魅力を発信する仕組みを構築する必要がある。

(出典：事業評価シート)

(3) 八尾市フィルムコミッション

市民の新しい希望と明るいまちのにぎわいを創出し、また 2025 年の大阪・関西万博に向けた観光客誘致活動を見据え、令和 3 年八尾市フィルムコミッションが設立された。

なお、フィルムコミッション（以下、「FC」という。）の活動については、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションによると以下のように定義されている。

映画・テレビドラマ・CMといった映像作品のロケーション撮影が円滑に行われるための支援を行う団体で、以下の三要件を満たす公的機関を指す。撮影支援を行うことによって、地域活性に繋げる目的で活動している。

【三要件】

- ① 非営利公的機関である
- ② 撮影支援の相談に対してワンストップのサービスを行っている
- ③ 作品内容を選ばない

また、撮影支援による効果は、以下のように整理されている。

- 1. 滞在費用・機材レンタル・ロケセット等 ⇒ 【直接経済効果】
- 2. マスメディア等への露出 ⇒ 【情報発信】
- 3. 観光客等の増加 ⇒ 【間接経済効果】
- 4. 撮影隊サービス業 ⇒ 【雇用や新事業の創出】
- 5. 創作活動の活発化・地域文化の見直し⇒ 【文化振興】
- 6. 新しい観光・地域資源の発掘・発信 ⇒ 【新たな魅力の発掘】
- 7. 地域への愛着心、チームビルディング ⇒ 【コミュニティ形成】・【地域への誇り】

なお、特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッションによると、全国F C協議会の会員数は、以下のとおり増加傾向に推移している。

	平成 20 年	平成 26 年	平成 29 年	令和元年
全国 F C 協議会 会員数	108 団体	278 団体	305 団体	335 団体

（出典：「フィルムコミッションの活動について」（特定非営利活動法人ジャパン・フィルムコミッション）

（https://www.mext.go.jp/sports/content/20210114-spt_stiiki-000012156_04.pdf）を加工して作成）

府内においては、八尾市のほかに堺市、高槻市、東大阪市がF Cを設立している。なお、このほかにも大阪府内には、大阪府や大阪市、大阪商工会議所など地元行政及び経済界が平成 12 年に設立した日本初のF Cである大阪フィルム・カウンスルがある。

八尾市フィルムコミッションは、「映画のまち・やお」づくりに向けて、市内の自然や町並み、歴史的遺産等の地域資源を、映画やドラマ等の撮影場所とし

て誘致を行い、撮影に使用された場所や物の魅力を全国に発信していくことを目的とし、撮影事業者に映画やドラマのロケ地の誘致活動、撮影場所の提供を行っている。

八尾市フィルムコミッション設立後の撮影実績は以下のとおりである。

	ジャンル	撮影相談	制作支援（撮影済）
令和３年度	映画	10	4
	ドキュメンタリー等	5	5
令和４年度	映画	11	8
	CM	2	1
	ドキュメンタリー等	7	1

（出典：担当課作成資料）

（４）市のイベント共催・後援状況

市ではイベントの内容で賛同できる場合には「後援」とし、継続的なイベントで、担当課の取り組んでいる施策からイベントの趣旨が賛同でき、運営を共同で行う場合には「共催」としている。なお、観光・文化財課が担当する事業において「協賛」しているイベントはない。

観光・文化財課が担当するイベントのうち、令和４年度に市が共催したイベントは以下のとおりである。

開催行事名	共催者	開催日	場所	備考
やお 80” 映画祭 ※	やお 80” 映画祭実行委員会	11 月 26 日	アリオ八尾・MOVIX 八尾	打ち合わせ等から参加、当日は運営補助等実施。負担金は 500 千円。

※「やお 80” 映画祭」は八尾の地名にちなんで「80 秒」で想いを伝える映画祭。

「八尾市の魅力を映画という形で発信したい」という思いから企画された民間イベントで、平成 28 年から開催されている。

また、観光・文化財課が担当するイベントのうち、令和４年度に市が後援したイベントは以下のとおりである。

開催行事名	主催者	開催日	場所
脚本・演技ワークショップ	8 ミリフィルム映像同好会	8 月 6 日	プリズムホール
河内プロレス 八尾まつり	河内プロレス	8 月 7 日	イズミヤ八尾店

信貴山サイクル ロゲイニング 2022	特定非営利活動法人スポー ツサイクリング FABU project	11 月 13 日	信貴山周辺（八 尾市・柏原市・ 三郷町・平群 町）
日本の食まつり	日本の食まつり実行委員会	9 月 10・11 日	久宝寺緑地
日本の食まつり	日本の食まつり実行委員会	2 月 4・5 日	久宝寺緑地
八尾市観光魅力 発信イベント	近畿日本鉄道株式会社	2 月 19 日	近鉄八尾駅前噴 水広場

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

（１）（意見 16）八尾市フィルムコミッション事業の事業計画について

【事実】

八尾市フィルムコミッション事業では、市内の風景や建物などがＣＭや映画のロケ地に採用され、観光名所となるように、撮影の誘致に力を入れている。令和３年度から始めた事業のため、まだ日が浅く、ロケ地として採用件数は少ないが、これから徐々に採用件数を増加させることが期待される。

フィルムコミッション事業は、令和４年度が２年目であり事業開始間もないため、中長期的な事業計画が策定されていない。

また、市内各所がロケ地として採用されるため、担当課はＣＭや映画の制作会社等の希望に沿うロケ地の調査及び庁内の関係部署や企業等との調整を主に行っている。この業務は、新規事業であり担当課において経験がないこと、また業務量も実施タイミングも予測できないことから担当課職員に時間的負担がかかっているとのことである。

【意見】

まずは「長期事業計画」または「長期ビジョン」で、10 年後もしくはさらに遠い未来にめざす姿をまとめて活動指針としたうえで、この「長期事業計画」または「長期ビジョン」を実現するために３年から５年程度で実施すべきことを示す「中期事業計画」を定めることが望まれる。中期事業計画は、中期的にめざす在り方と現在置かれている状況のギャップを埋めるための計画であり、これを策定することにより、次のようなメリットがある。

- ・内部環境（人員、ロケ地、撮影実績、予算、情報、時間など）や、外部環境（競合の活動、制作側のニーズ、経済環境など）を把握して課題を洗い出すことができ、「置かれている現状を把握できる」。
- ・また目標達成に向け、今後の具体的なアクションや達成すべき数値等の「取り組むべき課題が明確化」され、具体的な計画を立てられるため後からの成果を検証しやすくなる。
- ・フィルムコミッション事業に協力している市民、市内の団体・民間企業に加えて、今後協力をしてもらいたいすべての市民、市内の団体・民間企業が一体となった取り組みを行うことができ、「メンバーの意識向上に繋げられる」。

八尾市フィルムコミッション事業においても、中長期的な事業計画が策定されていない状況では、めざすべき姿があいまいとなっており、現在のフィルムコミッション事業の位置づけや今後の展望を明らかにすることができない。

また、新規事業の場合、導入期、成長期、成熟期、衰退期といったフェーズを押さえた中期事業計画を立てることが重要である。それぞれのフェーズの特徴は以下のとおりである。

- 導入期：人・物・資金・情報といった資源が乏しく、アイデア出しと速やかな行動が求められる一方で成果が得にくい時期
- 成長期：事業規模の拡大とともに新たな人材確保も必要な時期
- 成熟期：成長期で築き上げた認知度・実績・人材・顧客などをもとに安定的に事業運営、さらなる事業拡大も視野に入る時期
- 衰退期：何か他に代替されていく時期

これらを踏まえて中期事業計画を立てることで、現在どのフェーズに位置付けられ、いつぐらいに次のフェーズに進む想定で業務にあたっているのか、市や協力団体にどのような効果が得られるのか、今後の必要な協力体制の想定など、事業の全体像が見通せ、協力団体とも共通認識を持てる。この中期事業計画に基づき具体的な単年度の行動計画の策定や人員配置の調整ができることから、新規事業の導入期に起こりやすい担当課の過剰労働や、人員不足によりチャンスを捉え損なうことは回避でき、戦略的に行動することができる。

以上より、八尾市フィルムコミッション事業において、「長期事業計画」または「長期ビジョン」の策定と、「長期事業計画」または「長期ビジョン」に基づく「中期事業計画」の策定の検討が必要である。

(2) (意見 17) 共催イベントのリスク管理について

【事実】

市は、令和4年度は「やお 80” 映画祭」に共催しており、また、令和5年度には「やお 80” 映画祭」に加えて「日本の食まつり 2023in 久宝寺緑地」に共催している。

「共催」とは2つ以上の団体が共同で一つのイベントなどの催しを行うことであり、事故などが生じた場合には責任負担が生じる。雑踏事故や食中毒等の事故、火災、映画の倫理規則違反等で損害を与えた場合などに、市の責任が問われる可能性がある。

しかし、市は、事前にどのような事故や法令違反等が発生するか、事故や法令違反等の発生した場合にどこまで市に責任が及ぶのか、共催者との責任関係はどのようなのかについて検討していない。

自治体の責任が問われた事故の事例として、2001年兵庫県明石市で発生した「明石花火大会歩道橋事故」があり、明石市と兵庫県警察の警備体制の不備等が問題となった。

なお、市は「後援」を行う場合は、「行事後援名義使用依頼申請書」を「企画書」や「収支計画書」とともに入手し、営利目的でないか、資金計画が十分か、政治的又は宗教的活動に関するものでないことを確認し、暴力団排除条例に基づく誓約書入手している。

また、「共催」を行う場合も、「実施計画書」や「収支予算書」、人員体制の情報等を入手し、「後援」と同様の方法で共催の可否を決定している。

【意見】

「共催」の場合「後援」と比べ、事故、法令違反等などがあった場合、市の責任が強く問われる。

したがって、想定される事故・法令違反等の発生可能性、発生した場合の市の責任の範囲を検討したうえで、共催の可否を決定すること、及び共催相手との責任関係を明確にしておくことが必要である。

(参考：「主催」「共催」「後援」「協賛」の違いについて)

「主催」とはイベントの中心となって主体的に動く団体のことで、企画・運営実行者。来場者のけがやトラブルなどが発生したときに対応が求められる。「共催」は主催する団体が2つ以上の場合を指し、イベントへの関与や責任は主催と同じである。「協賛」「協力」「後援」に明確な定義はないが、多くの場合以下のように用いられる。

- 「協賛」は、イベントの趣旨に賛同した団体が資金や物を提供して広告・宣伝をする。
- 「協力」は、イベントの趣旨に賛同した団体が場所、情報、人員等を提供して力を貸す。
- 「後援」は、団体がイベントの趣旨に賛同していることを対外的に表明する。主催者側は後援団体の名義がイベントに載ることで、イベント自体やそれらに関連する物の信頼性が上がることを期待している。

「協賛」「協力」「後援」の共通点はイベントの趣旨に賛同していること、イベントでの責任は負わないことである。

また、「協賛」は金銭的にも物的にも支援するという意味合いが強く、「協力」は金銭的な支援というよりは、物的・人的リソース支援の意味合いが強い。団体が所持する物や所属する人員を提供することでイベントを支援したいと考える企業や自治体が協力という形で賛同する場合が多い。

一方で、「後援」は物的にも金銭的にも支援はなく、名義使用のみを承認している。

次に、「主催」「共催」「後援」「協賛」の定義と責任の範囲については、以下のとおりである。

種類	意味	責任の有無、責任の範囲
主催	中心となって会合や行事などを行うこと。また、その人や団体・機関。	安全配慮義務 (予見義務、 結果回避義務)
共催	二つ以上の団体が共同で一つの催しを行うこと。	
協賛	事業・催し物などの趣旨に賛成し、協力すること。	—
協力	力を合わせて事にあたること。	
後援	仕事や計画などの後ろだてとなって、資金を提供したり便宜を図ったりして援助すること。	

(出典：デジタル大辞泉（小学館）)

イベントの主催者には参加者の安全に配慮する義務が生じ、具体的に予見義務及び結果回避義務が求められ、これらの義務を果たさなければ法的責任を問われることになる。このため主催者としては、会場施設、競技の特性などを勘案したうえで、イベント開催に伴うリスクを洗い出し、各々のリスクを低減するための適切な対策を講じておくことが必要となる。

安全配慮義務：イベントの主催者として参加者の安全に配慮すること

予見義務：イベントの遂行中に発生する可能性のある危険性を予測すること

結果回避義務：予見できた危険によって生じる結果を回避すること

（出典：①（Sportsmedicine 2014 NO.162_Sports&LawNo56[スポーツイベントでの事故における主催者の責任]飯田研吾（スポーツ政策研究会、兼子・岩松法律事務所、弁護士）、②「企業リスクインフォ」＜2013 年度第 3 号＞「スポーツイベント開催におけるリスクへの対応」株式会社インターリスク総研（InterRiskReportNo13-046））

（３）（意見 18）共催イベント来場者に対する市内観光への取り組みについて

【事実】

「日本の食まつり」イベントは全国で開催されているが、八尾市の開催は令和 4 年度が初めてである。初年度である令和 4 年度は「後援」であったが、八尾市外からも多くの来場者がいる好評なイベントであるため、令和 5 年度は「共催」として負担金を支出している。共催となったことでイベントにも企画段階から関与し、開催当日は市の PR ブースを出展している。なお、「日本食まつり」では、テントやキッチンカーなども出展し、食事提供だけでなく、ステージイベントや遊具による遊び、ブースによる体験もある。参加者に食の SDG s の啓発も行っている。

しかし、まだこのような全国的なイベントを誘致した事例は少ないことから、八尾市を知ってもらうという初期の目的は達成しているものの、来場者の八尾市への関心度を高め、再度八尾市に観光に来てもらうための具体的な戦略が描けていないとのことである。

【意見】

共催は、市の魅力発信、周辺地域との連携等に寄与し、また、万博前のイベントとして市との取り組みの連携を図れるものと考えられるため、今後は当該イベントを契機に八尾市を知った人たちをどのように市内観光につなげていくのかについて検討を進め、再度八尾市に来たくなるような仕掛けを戦略的に描いたうえで実行する必要がある。

例えば、観光パンフレットの配布だけでなく、八尾市内特定施設で開催後一定期間使用できるクーポン付きチラシの配布や、市内協力店の割引券の配布、観光施設の無料体験の開催による SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）での一般人による観光情報の発信といった方法も一つの案として考えられる。

【13】 八尾河内音頭まつり振興事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	観光・文化財課
事業の概要	市民・企業等との協働で、河内音頭の本場にふさわしい活気と魅力あるまつりの実施に向けた支援を行うために、八尾河内音頭まつり振興会へ補助金を交付する。また、市民や関係者の意向等を踏まえ、今後のまつりの在り方、新たな手法に関する検討に基づいた実施を行う。
令和4年度の実施内容	・ 第45回八尾河内音頭まつり事業実施のための補助金交付 ・ 八尾河内音頭まつり振興会総会の開催、企画事業部会等の運営に係る事務
令和4年度の予算決算の状況	予算額 11,564 千円 決算額 6,999 千円 (財源内訳：その他 6,999 千円) 執行率 60.5%
支出の内訳	八尾河内音頭まつり振興会補助金 負担金、補助及び交付金 6,999 千円
事業の実施状況	河内音頭の本場にふさわしい活気と魅力あるまつりの実施に向けた支援を行うために、八尾河内音頭まつり振興会へ補助金を交付した。第45回八尾河内音頭まつりは、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、近鉄八尾駅周辺の商業施設内で行った。

(出典：事業別歳出一覧表、事業評価シート)

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	やおプロモーションの推進
基本方針	基本方針② ものづくりと歴史資産あるいは伝統文化など、複数のコンテンツの連携や結びつけによる新たな八尾の魅力資源を創出します。
目標となる指標の達成状況	八尾河内音頭まつり来場者数 (計画 65,000 人、実績 4,064 人)
施策目標達成への貢献度	どちらかといえば貢献した
課題	・新型コロナウイルス感染症の影響で休止期間があったため、実行委員会の統率力の低下が窺えることもあり、引き続き実行委員会方式の検討を行う。 ・次回以降も近鉄八尾駅周辺で開催する際、開催場所の選定や地元商店の協力など調整が必要である。
今後の進むべき方向性	まつりが近鉄八尾駅周辺の活性化につながるよう、実行委員会をはじめ、ボランティアやNPO等とも協力しながら取り組みを進めていく。

(出典：事業評価シート)

(3) 八尾河内音頭まつり来場者数及び協賛企業数

近年の八尾河内音頭まつりの来場者数の推移は以下のとおりである。

開催年	日程	盆踊り会場	来場者数	備考
平成 25 年	9 月 8 日	久宝寺緑地	28,000 人	
平成 26 年	9 月 7 日	久宝寺緑地	62,000 人	
平成 27 年	9 月 6 日	久宝寺緑地	13,000 人	雨天のため途中中止
平成 28 年	9 月 11 日	久宝寺緑地	67,500 人	以降第 2 日曜実施
平成 29 年	9 月 9 日 ・ 10 日	久宝寺緑地	101,300 人	2 日間での実施
平成 30 年	9 月 9 日	久宝寺緑地	0 人	台風のため事前中止
令和元年	9 月 8 日	久宝寺緑地	48,000 人	

開催年	日程	盆踊り会場	来場者数	備考
令和2年		久宝寺緑地	0人	新型コロナウイルス感染症流行のため中止
令和3年		-	0人	新型コロナウイルス感染症流行のため中止
令和4年	9月19日	アリオ八尾 リノアス	4,000人	分散開催 新型コロナウイルス感染症流行のため縮小 (会場分散) 当日台風の影響で時間短縮

分散開催となった令和4年の開催エリア別のイベント内容は以下のとおりである。

開催エリア	イベント内容
リノアス	子ども向けワークショップ
アリオ八尾	河内音頭グランプリ/盆踊り大会

協賛企業及び協賛金額の推移は以下のとおりである。

開催年	日程	協賛企業数(社)	協賛金額(円)	備考
平成25年	9月8日	102	6,330,000	
平成26年	9月7日	103	6,080,800	
平成27年	9月6日	98	5,775,530	
平成28年	9月11日	116	6,995,200	
平成29年	9月9日 ・10日	144	9,960,000	※1
平成30年	9月9日	116	7,944,844	
令和元年	9月8日	107	7,237,120	
令和2年	中止	-	-	
令和3年	中止	-	-	
令和4年	9月19日	3	672,000	※2

(※1) 40回記念で個人から協賛金募集

(※2) 新型コロナウイルス感染症の影響で、開催の判断を先延ばしにしたため、開催の決定が遅れ協賛金の募集自体を行っていない。ただし、市と包括連携協定を締結している企業からは協賛金を受領している。

八尾河内音頭まつり振興会（以下、「振興会」という。）の概要は、以下のとおりである。

（目的）

全市民が参加する行事「八尾河内音頭まつり」を開催し、市民の親睦と郷土愛の育成をはかり、八尾市の振興発展を期することを目的とする。

（構成員）

本会の目的に賛同する市内の諸団体の代表者並びに市民をもって組織する。

（機構）

事業実施を円滑に推進するため実行委員会を置く。実行委員会は総務部会、財務部会、企画事業部会、その他会長が必要と認める部会を置く。

（会務の分掌）

総務部会：総括的な事務及び組織運営、各種団体への協力依頼、会場確保、交通規制及び交通整理、まつりのPR等

財務部会：資金調達、予算・決算案の作成、資機材及び業務委託の発注

企画事業部会：総合的事業計画の立案、運営

（会議）

総会、役員会、実行委員会及び部会があり、総会、役員会は会長が、実行委員会は実行委員長が、部会は部会長が招集し議長を務める。

総会は年1回以上、その他は必要に応じて開催し、いずれも出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

（事務局）

事務局は、八尾商工会議所及び八尾市役所に置く。

（出典：八尾河内音頭まつり振興会規約）

上述のとおり事務局は八尾商工会議所と八尾市役所が担当しているが、主に八尾商工会議所は会計を担当し、市は、企画、運営を担当している。また、振興会の監事に担当課を所管する魅力創造部の部長が就任している。

また、名誉会長は八尾市長、会長は八尾商工会議所会頭、実行委員長（兼企画事業部会長）は八尾納税協会青年部が務めているが、このほか顧問が7名、相談役1名、参与が13名、副会長が14名、副実行委員長が6名、監事2名、会計1名、常任理事32名から構成されている。これらは、市職員、市議会議員、商工会議所、青年会議所、八尾納税協会、消防団、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、その他公的機関や民間会社、非営利法人など多くの団体の代表が就任している。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 19) 八尾河内音頭まつりの在り方について

【事実】

八尾河内音頭まつり振興事業における補助金支援は、「河内音頭の本場にふさわしい活気と魅力あるまつりの実施」のためであり、「『河内音頭』は、本市の伝統文化、地域資源であり、一人でも多くの市民、企業の方にその魅力を知ってもらい、親しみを持っていただくため、河内音頭を広く PR し、八尾河内音頭まつりの発展につなげる」ことが目的である。一方で、担当課は、「まつりが近鉄八尾駅周辺の活性化につながる」ことも視野に入れて取り組みを進めている。

そこで、八尾河内音頭まつりの事務局として市が、開催地ごとに市が負担する費用について把握し、開催地ごとの事業の効果を各目的に照らして比較検討を行っているか質問したところ、実施していないとのことであった。

【意見】

活気と魅力あるまつりの開催のためには、会場が広く、多数の来場者が期待できる久宝寺緑地開催が効果的であると考えられる一方、近鉄八尾駅周辺の活性化のためには、近鉄八尾駅周辺のショッピングセンターや商店街での実施が効果的であると考えられる。

この点、開催地にかかわらず、市職員は担当課職員以外も、振興会の事務局運営や開催時（開催日前後を含む）の応援で関与している。

したがって、八尾河内音頭まつりの運営資金となっている当事業の補助金や委託費等実費に加えて、市職員の関与にかかるコスト（従事日数に概算の時間単価で試算）も集計して、当事業の効果を分析する必要がある。そして、補助金の規模や市職員の関与度が、八尾河内音頭まつりの開催規模や運営方法に大きく影響を及ぼすことを踏まえて、八尾河内音頭まつりの在り方自体を検討することが必要になると考える。

なお、市においてもまつりの在り方として、開催場所をはじめ財源確保や、民間の主体性が高まる開催手法について検討を進めていると伺っている。市のコスト負担（資金および人員）が合理的な水準かどうかを含め、在り方の検討を進められたい。

また、八尾河内音頭まつりを開催するにあたっては、新型コロナウイルス感染症対策、天候・猛暑対策、地元産業の活性化等考慮すべき課題は多い。在り方を検討する際には、例えば、実施可能なイベント数、イベント参加者数、来場者数、気温、降水

量、医療、渋滞、開催経験、参加事業者数（飲食店やイベント実施店等）、事業実施経費（感染症対策、猛暑対策、警備、シャトルバス運行等）等も考慮することが考えられる。

（２）（意見 20）八尾河内音頭まつりの来場者数の調査について

【事実】

八尾河内音頭まつりの来場者数は、実行委員会が開催場所を決めるうえでの重要な指標の一つとなっているが、事務局である市において来場者数として集計する対象や調査方法について文書化されたものがない。

また、令和３年度から開催場所が久宝寺緑地公園から近鉄八尾駅周辺のショッピングセンター等に変更となったことから、来場数の調査方法も変更している。久宝寺緑地公園での開催時は、「来場口近くの特定の場所に一定数の職員を配置し、一定の時間にそこを通る来場者を目視で数えて、期間中の来訪者数を推定する」という方法で毎年来場者数の調査を行っていた。しかし、市内中心部のショッピングセンター等での分散開催となった令和３年度以降は、特定の場所の通行人が、八尾河内音頭まつりが目的の来場者なのか、一般の買い物客なのか判別することが困難となったことから、まつり関連のイベントを実施していたショッピングセンターでは、イベントの参加者数を来場者としている。

【意見】

八尾河内音頭まつりの来場者数は、開催場所を決めるうえでの重要な指標の一つである。開催場所によって調査方法が異なることはやむを得ないが、関係者に納得感のある調査方法を定めておくことが必要である。また、まつりの目的をどの程度達成できたか評価するためには、どれだけの方に八尾河内音頭まつりに触れてもらい、楽しんでもらえたかを測定する必要があるが、毎年のまつりの効果を適切に評価するためにも、来場者数として集計する対象はルール化しておく必要がある。

したがって、八尾河内音頭まつりの来場者数の基本的調査方針を定め、そのなかで調査対象を明確にし、各年度の調査方法は開催形式や会場に沿って具体的に計画、調査を進める必要がある。また、基本方針や実施計画、調査の実施状況は文書として残す必要がある。

【14】 国内交流事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	観光・文化財課
事業の概要	国内交流都市（大分県宇佐市他）の自然や歴史、郷土、伝統行事等について、様々な機会を通じて、紹介、情報発信を行う。
令和4年度の実施内容	・国内交流都市のホームページ等での八尾市の紹介（歴史、文化、観光スポット等） ・パネル展の開催
令和4年度の予算決算の状況	予算額 - 千円 決算額 - 千円
支出の内訳	—
事業の実施状況	国内交流都市は、以下のとおりである。 ①大分県宇佐市 ②岡山県和気町 ③奈良県五條市 ④和歌山県新宮市 本事業は、国内交流都市とそれぞれのまちの魅力や特産品等のPRを行うことを目的としていることから、令和4年度は八尾河内音頭まつりの開催時期に合わせて、情報発信コーナーにて1カ月間交流都市のパネル展示を行った。 また、上記4都市と「災害時相互応援に関する協定」を締結し、災害時における物的・人的支援を相互に行い、円滑な応急対策及び復旧対策の体制確立に向けて連携協力を図ることを確認している。

（出典：事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	やおプロモーションの推進
基本方針	基本方針③ 市内の多様な主体の連携を深めるとともに、近隣自治体をはじめ様々な自治体や（公財）大阪観光局等との広域的な取り組みを通じた新たな観光資源の活用や発信力の強化や、公民連携をさらに進めるための体制充実により、インバウンド等の観光客の増加及び地域経済の活性化につなげます。
目標となる指標の達成状況	国内交流イベントもしくは事業の件数（WEB の活用含む） （計画 10 回、実績 1 回）
施策目標達成への貢献度	どちらかといえば貢献した
課題	国内交流市町との相互交流に関して、観光施策をはじめとした経済効果をもたらす内容に至っていないため、新たな手法を見直す必要がある。
今後の進むべき方向性	国内交流都市の取り組みについて、ホームページへの掲載とパネル展示での紹介のみに留まっており、新たな取り組みを模索する必要がある。

（出典：事業評価シート）

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) （意見 21）事業評価の指標が見直されていないことについて

【事実】

令和 3 年度まで、国内交流事業は、国内交流都市（大分県宇佐市、岡山県和気町、奈良県五條市、和歌山県新宮市）の河内音頭まつりへの招待、市の担当職員による国内交流都市のまつりへの参加、市役所内の一角にある市民ロビーにおける国内交流都市のパネル紹介を行っていた。

そのため、国内交流事業の事業評価における評価指標は、以下のとおりであり、これらのイベントをすべて実施すれば 10 件となることから、近年は、事業評価の計画値は 10 件で設定されていた。

- ・国内交流 4 都市の河内音頭まつりへの招待：4 件

- ・国内交流都市のまつり（和気和文字まつり、宇佐夏越まつり）への参加：2件
- ・国内交流4都市のパネル紹介（年4回）：4件

令和4年度から特定の人員による相互訪問事業から市民全体が享受できる事業に事業内容を見直し、その結果、市の担当職員による国内交流都市へのまつりの参加は事業計画において除外している。そのため、実現可能なイベントは国内交流4都市の河内音頭まつりへの招待及び年4回の国内交流4都市のパネル紹介の最大で8件となった。

しかし、令和4年度の事業評価の指標の計画値は10件のままで見直しが行われていない。また、令和5年度の事業評価の指標の計画値も10件のままである。

【意見】

事業評価の指標の計画値を活動目標とするのであれば、事業計画の見直しに合わせて指標の見直しが必要である。

事業評価の指標をイベント実施件数とするのであれば、イベント実施予定や実施可能性などを検討したうえで、計画値を設定すべきである。

令和4年度以降は、令和3年度までの事業計画から見直しが行われ、イベントの実施可能件数が減少しているため、指標の計画値を10件とすることは活動目標を評価基準とするうえでは適当ではなく、実施可能な8件にすべきである。

(2) (意見 22) 国内交流都市を紹介する市のホームページについて

【事実】

市は、国内交流都市の自然や歴史、郷土、伝統行事等について、紹介、情報発信を行うため、市のホームページにおいて国内交流都市の紹介をしている。

【国内交流都市】宇佐市の紹介

[2018年8月28日] ID:31411

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

シェア ツイート

宇佐市（大分県）

【人口】約60,823人（平成22年12月末現在）
【面積】439.12平方キロメートル

大分県北部地域に位置し、北に風光明媚な周防灘が開け、南は由布市に接し、西は中津市、東は豊後高田市等に接しています。南北30km、東西20kmの広大な地勢で、海浜地域から平野地域、都市的地域、中山間地域、内陸盆地地域、大規模な森林地域まで多様な地域構成となっています。宇佐市では、八幡宮の総本宮である宇佐神宮や鎮西（こてえ）、石橋などの歴史遺産が多く残るまちであり、周防灘からの豊かな水産物、平野部での土地利用型農業、山間部での高付加価値農業、情報技術・自動車等の技術産業、歴史遺産やグリーンリズムを活かした交流・観光など多彩な産業活動も活発に行われています。

[宇佐市ホームページ](#) ※外部サイトに移動します。

八尾市からのアクセス

【電車】
近鉄八尾またはJR八尾駅→JR新大阪駅→（山陽新幹線）→JR小倉駅→（日豊本線）→JR柳井浦駅または宇佐駅（所要時間 約4時間）

【車で】
近畿自動車道→中国自動車道または山陽自動車道10号線（所要時間 約13時間）

【船】
八尾→大阪南港～（船）～大分別府港
【別府港から車で】大分自動車道→宇佐別府港
【別府港から電車で】連絡バス→JR別府駅→（飛行機）
近鉄八尾→（リムジンバス）→大阪空港→大分

これまでの交流

平成13年度に河内音頭まつりに来市され、以降、八尾市からも平成14年度から宇佐市の「夏越（なつこし）祭り」をPRしています。また平成24年1月24日に「対策」を締結しました。相互に応援活動を行っています。

宇佐市の見どころ、特産品

【宇佐エリア】
=見どころ・・・宇佐神宮（八幡宮の総本宮）、城跡など
=特産品・・・からあげ、ぶどう、ねぎ、いちご など

お問い合わせ

八尾市魅力創造部観光・文化財課
電話：072-924-8555
ファックス：072-924-3995
電話番号のかけ間違いにご注意ください！
[お問い合わせフォーム](#)

【国内交流都市】宇佐市の紹介

> [【平成30年度】宇佐市との交流](#)

【国内交流都市】奈良県五條市の紹介

[2011年12月8日] ID:15262

ソーシャルサイトへのリンクは別ウィンドウで開きます

シェア ツイート

五條市の概要

【人口】約3万7千人
【面積】292.05平方キロメートル

五條市は、奈良県の南西部に位置し、北は御所市と大阪府、西は野迫川村と和歌山県、南及び東は吉野郡に接しています。市の北部は金剛生駒紀泉国定公園、東部は吉野熊野国立公園に指定されており、四季折々の美しい姿を醸し出す山々、吉野川、紀野川等の清らかな水が流れる河川等、恵まれた自然環境を有しています。また、栄山寺をはじめ、寶名生（あろう）皇居跡、大塔宮遺跡などの社寺、仏閣、古墳等の貴重な歴史資源が数多く分布しています。市内には和歌山につながる「紀州街道」や、大阪につながる「河内街道」奈良市につながる「下街道」、地域を南北に貫く「西織野街道」、さらにはかつては水運が盛んであった吉野川などがあり、交通の要衝として古くから多くの人々や文化の往来を育んできました。その中で、旧紀州街道筋の新町には、今も古い町並み残り、当時の面影を今に伝えています。

[五條市ホームページはこちら（別ウィンドウで開く）](#) ※外部サイトに移動します。

八尾市からのアクセス

<電車>
(1)近鉄大阪線八尾駅→近鉄大和八木駅→奈良交通バスでJR五條駅に至る。
(2)JR大和路線八尾駅→JR和歌山線王寺駅→JR五條駅

<車で>
国道25号→国道165号→国道24号→五條市に至る。

いつから交流が始まったの？

お問い合わせ

八尾市魅力創造部観光・文化財課
電話：072-924-8555
ファックス：072-924-3995
電話番号のかけ間違いにご注意ください！
[お問い合わせフォーム](#)

(出典：市のホームページから一部抜粋)

しかし、国内交流都市の紹介のホームページは、以下のとおり長期間更新されていない。

国内交流都市	最終更新日
大分県宇佐市	平成 30 年 8 月 29 日
岡山県和気町	平成 30 年 8 月 29 日
和歌山県新宮市	平成 23 年 12 月 8 日
奈良県五條市	平成 28 年 1 月 13 日

そのため、奈良県五條市の紹介ページに、「【八尾市民・八尾市在勤者限定】大塔コスミックパーク星のくに 宿泊割引のご案内」があり、当該施設のホームページへのリンクが作成されていたが、リンクにアクセスすると「検索したページが見つかりません」と表示された。

【意見】

市のホームページにおける国内交流都市の紹介は、市民が情報収集するための重要な手段である。例えば、他の国内交流都市での祭りやイベント情報、お得なクーポン情報、民間同士での交流の紹介等を載せることが考えられ、これらの情報に市民が触れることで、市民の国内交流都市への関心が促進され、訪問等新たな交流活動につながる可能性が高い。

したがって、国内交流都市と連携して、国内交流都市を紹介するホームページの内容は、定期的に更新すべきである。

(3) (意見 23) 国内交流都市の相互交流について

【事実】

事務事業評価シートの「今後の実施に向けて考えられる改善点や課題」には、「国内交流市町との相互交流に関して、観光施策をはじめとした経済効果をもたらす内容に至っていないため、新たな手法を見直す必要がある。」とある。そこで、国内交流都市とのまつりの相互訪問とパネル展示による紹介のほかに実施していることについて担当課にヒアリングしたところ、国内交流都市のうち 1 都市から特定施設への割引による招待があるとの回答を得た。

具体的には、奈良県五條市による「八尾市民は五條市の特定の施設を 1 割引き又は 1,000 円引きで利用できる」という内容などである。この五條市による特定施設への

割引による招待は、市のホームページで情報発信をしたものの利用者はおらず、その理由を市の職員に質問したところ、担当課内で当該情報が埋もれてしまい周知を十分にできていなかったことが考えられるとのことであった。

なお、ホームページで国内交流都市について検索してみると、前述のとおり、ホームページが更新されておらず、対象施設へのリンクが外れ「検索したページが見つかりません」と表示された。

【意見】

前述のとおり国内交流事業の予算が削減され、実施可能な事業に制限があるなか、国内交流都市からの提案は有効に利用すべきである。

また、国内交流都市と調整して、割引可能な特定施設の範囲を拡大させることや、市のホームページの更新だけでなく広報誌等でも情報発信するなど、市民への効果的な周知方法も検討するべきである。これにより、興味を持った市民が実際に足を運ぶ可能性も出てくる。

さらに、八尾市でも国内交流都市の市民による八尾市の特定施設利用の割引などを行うことで相互に交流できれば、八尾市にも経済効果をもたらすため検討されたい。

なお、大阪府内の他市の国内交流都市事業の事例を、いくつか以下にてご紹介する。各自治体の取り組みも参考に事業内容を再考されると良い。

自治体	内容	参加都市
枚方市 (友好・交流都市物産展の開催)	2023年11月18日、19日に、友好都市・交流都市のグルメや特産品を紹介	高知県四万十市、北海道別海町、沖縄県名護市、北海道伊達市、奈良県天川村、長崎県波佐見町
寝屋川市 (友好都市宿泊施設の宿泊利用補助制度)	● 寝屋川市民が友好都市の宿泊施設を利用するとき宿泊料金の一部を都市提携連絡協議会が補助する制度(友好都市宿泊施設寝屋川市民宿泊利用促進事業) ● 寝屋川市電子申請システムによる申請も可能	和歌山県すさみ町

(出典：枚方市、寝屋川市のホームページ)

(4) (意見 24) 国内交流事業の取組状況、効果に係る現状把握について

【事実】

過去から市民に国内交流事業に関連する実態調査（アンケート等）を実施していない。そのため、市民の国内交流都市への関心や市民の国内交流の取組状況、パネル展開催の効果など国内交流事業の個別の施策が、八尾市の魅力の再発見や郷土愛に繋がっているのかどうかについて、市は現状を把握できていない。

【意見】

イベント参加者をはじめとして市民からのニーズを把握できておらず、実施する個々のイベントが事業目的の達成に寄与しているかの判断に必要な情報が不足している。そのため、国内交流事業の効果を測り、個別の事業内容を見直すための実態調査が必要である。特に新型コロナウイルス感染症の5類移行後において、これまでどおりの事業効果が得られない可能性もあることから、事業実施の前後での実態把握は必要と考える。例えば、毎年実施する市民意識調査の調査項目への追加やパネル展の開催場所でのアンケートなどにより、市民の意識調査を行うことが考えられる。

また、実態調査では国内交流の活動実態の把握にも努め、市民同士で国内交流をしている実績があれば、市のホームページで紹介し、市民の行動意欲を刺激することが望まれる。

これらの実態調査で収集する情報は、後述する「(6) 事業評価の指標がアウトプットのみであることについて」において実施すべきと述べる「指標をアウトカムに見直す」ときに必要となる市民からの情報とも共通する部分があるため、連携して取り組むと良い。

(5) (意見 25) 国内交流事業の継続について

【事実】

前述のとおり、国内交流事業は、「異なる気候風土、伝統、文化を有する国内交流都市との交流は、互いに比較することで本市の魅力を再発見し、郷土愛を育むことに繋がる」ため、「国内交流都市（大分県宇佐市他）の自然や歴史、郷土、伝統行事等について、様々な機会を通じて、紹介、情報発信を行う」ものとされている。

そのために、これまでは、「国内交流都市が相互に様々な手法での国内交流都市の紹介（パネル展、イベントの案内、観光情報の発信等）を実施することにより、さらなる市の魅力発見、発信を図っている」とのことである。令和4年度も継続して市のホームページやパネル展で国内交流都市の紹介を実施しており、事業目的に沿った取り組みを行っている。

一方で、担当課によると、「市の担当職員による国内交流都市のまつりへの参加は市の担当職員同士の交流にはなっても市民の交流などにつながっていない」という状況を踏まえたうえで事業の見直しを進め、これまで毎年、市の担当職員が参加してきた国内交流都市のまつり（和気和文字まつり、宇佐夏越まつり）には、新型コロナウイルス感染拡大を契機に令和2年度から不参加となっている。

【意見】

令和4年度の国内交流事業のうちパネル展は、展示準備や片付け作業、展示スペースの確保が必要である。また、国内交流都市からの河内音頭まつりへの招待にも一定の人員が必要となる。このパネル展やまつりの招待の効果が測定されていなかったこと、また、国内交流都市から提案された割引特典の紹介も積極的には行っておらず、特典の拡大に向けた活動も実施していなかったこと、さらには、国内交流都市の紹介ページの更新も長期間実施していなかったこと、以上を鑑みて、市として国内交流事業を継続する意義があるのか疑問である。

したがって、「(3) 国内交流事業の取組状況、効果に係る現状把握について」の項で述べたとおり、国内交流事業の現状把握を行ったうえで、「国内交流」とは何を意味し、何を目的に国内交流事業を実施するのか、国内交流事業そのものを継続の要否や、他の観光関連事業との一体での事業展開といったことについて検討すべきと考える。

(6) (意見 26) 事業評価の指標がアウトプットのみであることについて

【事実】

事業評価の指標の計画値は、イベント開催件数等を設定しているため、イベントを実施することを通じて、市が生み出したい変化や成果とはなっていない。

また、当事業の継続により、市の目標とする国内交流の水準がどのように推移し、当事業が国内交流に貢献しているのかどうかの判断できない。

【意見】

アウトプット（成果）を事業評価の指標とすることは、予算がない環境下では一定の理解はできるものの、目標に対する創意工夫を生み出しにくい。

したがって、事業活動の成果である「アウトプット」のみを事業評価の指標とはせず、成果物によってもたらされる効果・効用である「アウトカム」も事業評価の指標に含めるべきである。

その場合、アウトカムの指標の設定が課題となる。アウトプットに比べてアウトカムの指標設定は難しいが、担当課との質疑応答において、国内交流事業の活動の目的は、市民が他市と関わりを持つことで地元の魅力（自然や歴史、文化、伝統行事等）について感じてもらい市への愛着を高めてもらいたいとのことであったため、例として以下の項目が考えられる。

- 市（地域）に愛着を感じる人が増えているか
- 市に魅力があると感じる部分がどこかについてより多くの項目をあげられるようになっているか、その魅力を感じたきっかけが国内交流事業によるものか
- 国内交流都市の認知度は高くなっているか
- 国内交流事業の活動状況認知が高くなっているか、実際に交流した市民や交流活動をしたいと考える市民が増えているか

上記を参考に、これまでの事業を継続するにしても、アフターコロナの時代に合った事業内容へ転換して新たに取り組んでいくにしても、事業を実施する際には、アウトカムを指標に設定したうえで取り組むことが望まれる。

また、国内交流が生む効果（アウトカム）には、産業や観光、雇用にも影響があると考えられるため、それらを事業評価の指標とすることも考えられる。

【15】観光活動支援育成事業

1. 実施事業の概要

(1) 実施内容と予算決算の状況

担当課	観光・文化財課
事業の概要	一般社団法人八尾市観光協会（以下、「観光協会」という。）が行う市全体の PR 強化や観光事業の展開が、円滑でかつ効果的なものとなるよう、地域資源に関わる市民、事業者、関係団体との連携支援を図るとともに、2025 年開催の大阪・関西万博に受けた観光の誘致をめざす。
令和 4 年度の 実施内容	・観光協会の事業への支援 ・観光協会と関係団体との連携支援 ・各自治体の観光協会等との連携の取り組み実施
令和 4 年度の 予算決算の状 況	予算額 17,000 千円 決算額 17,000 千円（財源内訳：一般財源 17,000 千円） 執行率 100%
支出の内訳	観光協会運営補助金 負担金、補助及び交付金 17,000 千円
事業の実施状 況	観光協会を活用し、市民や事業者との協働による観光施策を実施するとともに、将来の観光事業を担える人材や組織の育成、支援を進めた。また、八尾の地域資源を深く紹介する季刊誌「Yaomania」の作成・発行、「八尾物語」事業やレンタサイクル事業を実施した。

（出典：事業別歳出一覧表、事業評価シート）

(2) 評価指標と施策への貢献度

施策	やおプロモーションの推進
基本方針	基本方針③ 市内の多様な主体の連携を深めるとともに、近隣自治体をはじめ様々な自治体や（公財）大阪観光局等との広域的な取り組みを通じた新たな観光資源の活用や発信力の強化や、公民連携をさらに進めるための体制充実により、インバウンド等の観光客の増加及び地域経済の活性化につなげます。

目標となる指標の達成状況	八尾物語の参加者の満足度（計画 84%、実績 98%） 八尾物語の市外からの参加者数（計画 30 人、実績 45 人）
施策目標達成への貢献度	どちらかといえば貢献した
課題	・地域が有する観光資源を再発見し、八尾の魅力をより広域的に発信する必要がある。 ・各資源の特徴や性格を見極めながら、観光協会が主体となって、企画、アイデアを提供する必要がある。 ・ふるさと納税の事務委託を受けているため、ふるさと納税の繁忙期に観光業務の取り組みが実施できていない。
今後の進むべき方向性	観光協会の事業見直しを行いつつ、観光協会の在り方についても検討を進める。また、大阪・関西万博に向け、大阪観光局などと連携し新たな観光誘客の取り組みを検討していく必要がある。

（出典：事業評価シート）

なお、令和4年度の「八尾物語」開催実績は、以下のとおりである。

カテゴリー	ツアータイトル	累計参加者数
体験	河内木綿文様 ハンカチ藍染体験	25 名
体験	本照寺で写経体験と境内めぐり	12 名
山徳イベント	一期一会 老舗料亭山徳の味&筆手紙体験教室	24 名
遊覧飛行	大阪満喫！遊覧飛行ツアー	9 名
山徳イベント	料亭山徳～世界にひとつだけの花～色を楽しむプリザードフラワー	21 名
工場見学	八尾物語 世界でふたつのフライパン物語	10 名
まち歩き	古民家×神社仏閣を訪ねる 恩智「パワースポット体験」	10 名
まち歩き	のびのび描こう！絵日記散歩体験	4 名
体験	世界でふたつの筆手紙体験	12 名
八尾特産物イベント	八尾地区成年部連合会会員×八尾物語 八尾えだまめ収穫体験	15 名
八尾特産物イベント	八尾物語マルシェ JR 八尾駅 八尾の夏 観光 PR イベント えだまめ販売会	完売

(3) 市と観光協会との関係

① 設立の経緯

観光協会は、八尾市及びその周辺地域の観光に関する事業を、市民、事業者、団体、行政が協働して推進し、様々な地域資源を活用して、訪れる人にも住む人にも魅力あるまちであることを発信し、賑わいと交流を創造するため、八尾市と八尾商工会議所が設立時社員として公共交通機関をはじめとする市内事業者に呼びかけ、平成 25 年 11 月 1 日に設立したものである。

観光協会では、観光案内所を活動拠点として、市内産業の活性化につながる地域文化の振興等、活力あるまちの形成をめざし、市民生活の向上に寄与することを目的とした情報発信をはじめとする事業を実施している。

② 補助の交付

市は、一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱に基づき、「八尾市及びその周辺地域の観光に関する事業を、市民、事業者、団体、行政と協働して推進し、様々な観光資源を活用して、訪れる人にも住む人にも魅力あるまちであることを発信し、賑わいと交流を創造する協会の活動を支援し、産業の活性化につながる地域文化の振興等、活力あるまちの形成をめざし、市民生活の向上に寄与すること」を目的として、観光協会に対して補助金を交付している。

具体的には、市は、観光協会から提出された補助金交付申請書、補助事業に係る事業計画書、補助事業に係る経費配分等収支予算書等に基づき、予算の範囲内で、観光協会の管理に要する経費及び観光協会の事業に要する経費を交付する。

③ 観光協会の実施事業

観光協会が実施し、補助事業として関連する経費の補助を申請している事業は以下のとおりである。

(ア) 観光案内所運営

(イ) 観光振興事業

(A) 八尾物語事業

(B) Yaomania 事業

(C) 観光ガイドマップ作成事業

(D) 観光大使プロモーション事業

- (E) 広告 PR 事業
- (F) 観光ボランティアガイド支援事業
- (G) ホームページ管理事業

また、上記のほか、ふるさと納税の事務委託を受けている。

補助事業においては、ホームページ管理事業があるが、観光協会ホームページ等アクセス数は、以下のとおりである。

年度	ホームページ アクセス数	Facebook アクセス数	Instagram アクセス数
平成 26 年度	51,625	247,227	－
平成 27 年度	83,546	383,046	－
平成 28 年度	112,530	532,297	－
平成 29 年度	155,858	420,540	－
平成 30 年度	167,051	433,201	－
令和元年度	184,958	486,528	－
令和 2 年度	165,979	355,146	－
令和 3 年度	171,766	404,661	83,823
令和 4 年度	255,834	328,593	168,963

(出典：市提供資料)

新型コロナウイルス感染症が全国的に流行し外出自粛が続いた令和 2 年度から 3 年度にかけてはホームページアクセス数が落ち込んでいるものの、令和 4 年度は反動で大幅に増加している。また、SNS は、Facebook の活用に加え、令和 3 年度からは利用人数が拡大している Instagram も利用開始するなど、複数の媒体を使った情報発信を進めている。

観光協会は、設立して 10 年が経過しているが、これまで補助金が交付されることで事業が成り立っていたところである。そのため、観光協会が設置されたときの趣旨を踏まえたうえで、今後の観光協会の在り方について検討しているのか質問したところ、現在、観光協会の事業見直しを行いつつ、観光協会の在り方についても検討を進めており、また、自主財源の獲得も進めているとのことである。今後の取り組みを期待したい。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (結果3) 観光協会の公式サイトの情報セキュリティについて

【事実】

市は、一般社団法人八尾市観光協会補助金交付要綱に基づき、観光協会に対して補助金を交付している。補助事業計画書によれば、観光協会は「ホームページ管理事業」を実施しており、市の観光情報を載せた観光協会ホームページ管理及びフレーム変更、データ編集の更新を継続的に実施するとされている。

これは、市の観光に係る詳細な案内は、観光協会が運営する WEB サイトにおいて掲載しているためである。

そこで、観光協会の WEB サイトにアクセスしたところ、アドレスが「http://～」から始まる通信が暗号化されていない通信規格であり、情報セキュリティが脆弱であった。

また、観光協会が、通信の内容が不正に取得・改ざんされるリスクがある通信規格を使っていることを担当課は把握していなかった。

【結果】

通信が暗号化された WEB サイトとして現在広く普及している、アドレスが「https://～」から始まる通信規格を観光協会の WEB サイトが採用していないため、観光協会のホームページにアクセスしたユーザーのデバイス（パソコンやスマートフォン、タブレット等）のセキュリティレベルの設定によっては、観光協会の WEB サイトを閲覧できない。

そのため、市の観光情報に興味を持ち観光協会の WEB サイトにアクセスしたものの閲覧ができないネットユーザーが一定数存在すると想定される。

これは、市に観光にきてもらう機会、関心を高めてもらう機会を逃しかねず、市の観光情報の市外に向けて提供することで「訪れる人にも住む人にも魅力あるまちであることを発信する」とする補助目的が達成できない要因となりかねない。

市全体のPR強化や観光事業の展開の一環として、観光促進のための観光協会にホームページの管理、運営をさせるのであれば、観光協会のサイトの通信規格が十分な情報セキュリティ水準を確保して、誰もが安心してアクセスできるように、市は補助事業の実施状況の確認手続の一環で、指導すべきである。

【参考】 ホームページの URL における「http」と「https」の違いについて

HTTPとは「Hyper Text Transfer Protocol（ハイパーテキストトランスファープロトコル）」のことである。文字だけでなく画像や動画などのデータをサーバとクライアントの間で通信するときの通信規約（プロトコル（ルール））がHTTPである。

HTTPに対してHTTPSには「S」が付いている。この「S」は「Secure（セキュア）」の「S」である。HTTPSもHTTPと同じプロトコルの一つで、HTTPSではSSL（Secure Socket Layer）というプロトコルが使用されている。

HTTPS通信では、SSLを使用して暗号化を行いWEBサイトの安全性を高めている。通信の暗号化とは、決められた鍵を使って通信に暗号をかけることを言い、鍵がないと暗号が解除できないような仕組みになっている。

サイトにSSLサーバ証明書が使われていない通信では、通信の内容が不正に取得・改ざんされるリスクがある。例えばオンラインショッピングでは名前や住所、クレジットカード番号などの個人情報を入力することが多く、SSLを使用していないと悪意ある第三者に情報が漏れてしまう危険性が高まる。

HTTPとHTTPSの主な違いは通信内容が暗号化されていないか、されているかの違いである。

通常のHTTPは通信内容が暗号化されておらず、中間者攻撃（通信している二者間の経路に不正な手段で割り込むことで、通信内容を盗聴したり改ざんを行ったりする攻撃）等によって通信内容の盗聴や改ざんが行われる可能性があり、通常のHTTPは安全ではないとされている。

（出典：サイバーセキュリティ.com 株式会社セキュアオンラインが運営する、サイバーセキュリティに関する情報ポータルサイトより監査人が抜粋）

(2) (意見 27) 事業評価の指標に係る実績値の根拠について

【事実】

観光活動支援育成事業の事業評価の指標は、観光協会が実施の「八尾物語の参加者へのアンケート」による「八尾物語の参加者の満足度」である。八尾物語とは観光協会が企画したイベントであり、市内の名所等で様々な体験を行うイベントである。観光協会では参加者に対しイベント実施後にアンケート調査を行っている。

事業評価の指標である「八尾物語の参加者の満足度」の値について、担当課では観光協会から値のみを入手し、根拠となるアンケートの集計方法やアンケート項目、集計結果等は把握しておらず、それらが妥当かどうか検討していなかった。

【意見】

事業評価の指標は、事業の有効性を検討する重要な指標であり、その値は、当然のことながら、信頼しうる数値でなくてはならず、担当課は根拠を理解し、数値に責任を持たなくてはならない。

したがって、担当課は、事業評価の指標である満足度調査の結果については、集計値のみ入手して完了するのではなく、その根拠としてのアンケートの項目やアンケートの収集範囲、集計結果のデータを把握し、信頼できるものか検討したうえで採用すべきである。

【16】観光振興の計画について

本監査では、観光関連事業において、今後の在り方の検討やビジョンの策定が必要と考える事業がいくつかあった。

以下、個別の事業執行において発見したもののうち、今後の在り方の検討やビジョンの策定が必要とした意見である。

	事業名	結果・意見の内容	頁
1	観光魅力創造事業	八尾市フィルムコミッション事業において、「長期事業計画」または「長期ビジョン」の策定と、「長期事業計画」または「長期ビジョン」に基づく「中期事業計画」の策定の検討が必要である。	104
2	八尾河内音頭まつり振興事業	八尾河内音頭まつりの運営資金となっている当事業の補助金や委託費等実費に加えて、市職員の関与にかかるコスト（従事日数に概算の時間単価で試算）も集計して、当事業の効果を分析する必要がある。そして、補助金の規模や市職員の関与度が、八尾河内音頭まつりの開催規模や運営方法に大きく影響を及ぼすことを踏まえて、八尾河内音頭まつりの在り方自体を検討することが必要になると考える。	111
3	国内交流事業	国内交流事業の現状把握を行ったうえで、「国内交流」とは何を意味し、何を目的に国内交流事業を実施するのか、国内交流事業そのものを継続の要否や、他の観光関連事業との一体での事業展開といったことについて検討すべきと考える。	120

そこで、これらについて、市全体の観光振興の計画のなかで各事業の位置付けを理解したほうが良いと考え、市の観光振興に係る取り組み、全体の計画の策定状況を確認したところ以下のような状況であった。

1. 観光振興への取り組み

市は、まちづくりの指針となる『八尾市第5次総合計画』がスタートした平成23年度を観光・魅力発信元年と位置づけ、八尾の魅力発見・発信という新たな分野への取り組みを開始した。

平成24年3月には、市がめざす観光振興の姿とその実現に向けた方向性についてまとめた『八尾市の「魅力創造」と「観光振興」の基本方針』を策定し取り組みを進めるなか、平成25年度には一般社団法人八尾市観光協会（以下、「観光協会」という。）を設立し、八尾の魅力発信と観光振興を進める体制づくりにも努めてきた。観光の視点からまちを活性化させることを目的に、より具体的で実効性のある『八尾市観光振興プラン』を平成27年3月に策定した。計画期間は、平成27年度から令和2年度までの6か年計画で、3年で見直しを実施するものである。

計画の基本理念は、市内外の人が八尾の日常を楽しむことを市の「観光」と捉え、「八尾のまちの楽しみの創出」である。まち歩きを中心として、八尾のまちを楽しむプログラムを「八尾探（やおたん）」と名付け、観光協会を中心に、市民、事業者、NPO等と行政がより一層連携し、まちの活性化につなげることを八尾市観光振興プランの柱としている。

（第2期観光振興プランの検討準備会議について）

令和元年度において、第2期観光振興プランの検討にあたり、様々な人の参画を促し、過去に実際に実施してきた経験や知識を出し合うために、八尾市魅力創造戦略アドバイザー、市内観光関連団体、商工団体、商業関係、旅客運輸業者等を交えた観光振興プラン検討準備会議を開催し、令和2年3月には成果報告書を公表している。

しかし、新型コロナウイルス感染症蔓延の影響によりその後検討会議は開催されておらず、観光振興プランの策定には至っていない。

2. 監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

(1) (意見 28) 観光振興の計画策定について

【事実】

市は、これまで観光に関する事業は、「観光振興プラン」に基づき実施されていた。しかし、市の観光振興の基本的な考え方をまとめた当該「観光振興プラン」の計画対象期間は、平成27年から令和2年の6か年計画である。前述のとおり、第2期「観光振興プラン」は、令和元年度に検討が進められたものの、最終的に策定されていない。

「観光振興プラン」の更新について担当課に質問したところ、令和2年からの世界的な新型コロナウイルス感染症の流行の影響で全国的に外出自粛となり、観光業の先行きが不透明の状態が続いていたことから策定しておらず、現時点では各観光振興事業は実施計画上で行う方向としているとのことである。

【意見】

令和5年5月8日に感染症法での新型コロナウイルス感染症の取扱いが第5類感染症に移行したこともあり、全国的に観光客が戻りつつある。また、2025年大阪・関西万博開催に伴い日本全国または世界からの注目が大阪・関西に集まっている。この点、府内の他市において、例えば堺市では「堺観光戦略」が令和3年度から令和7年度までの計画期間で策定されており、高槻市では「高槻産業観光振興ビジョン」が令和3年度から令和12年度までの計画期間で策定されている。新型コロナウイルス感染症の流行があっても、基本戦略のもとで事業を推進しているものと考えられる。

また、担当課である観光・文化財課は令和3年4月の組織機構改革で、魅力創造部の一部署として、観光振興に係る組織を新たに設置されたものである。新型コロナウイルス感染症への対応で繁忙であったことも想像できるが、組織機構改革で観光・文化財課が魅力創造部の一つの課として設置された目的や、求められている役割を踏まえて、事業を推進するためには、市内観光関連団体、商工団体、商業関係、旅客運輸業者等の事業環境を踏まえた観光振興計画の策定が、担当課として今後の観光振興を担う際の一つの行動指針になるため重要であると考ええる。

新型コロナウイルス感染症の流行の前後で、人の流れや観光に求めるものが変わった可能性もあるが、そのような環境変化があるときこそ、観光関連の事業を進め、実行戦略を策定するうえで拠り所となる観光振興計画を策定し、環境変化に合わせて計画を見直ししながら、毎年の実施計画を定めていくことが望まれる。

【個別の事務執行の監査を通じて発見した共通の課題について】

本監査では、事業の効果の測定や評価に関して見直しが必要と考える事業がいくつかあった。

以下、個別の事業執行において発見したもののうち、事業の効果の測定または評価に関する意見の一覧である。

	事業名	結果・意見の内容	頁
1	産業立地誘導推進事業	事業目標にも挙げられている「税収及び雇用の確保」を推進するための目標（例えば一定の規模を超える工場の奨励金指定件数や、制度利用者の従業員数の増加、税収の増加）を事業の成果から得られた変化や効果（アウトカム）として事業評価の指標に加えることが有用と考える。	36
2	国内交流事業	事業活動の成果である「アウトプット」のみを事業評価の指標とはせずに、成果物によってもたらされる効果・効用である「アウトカム」も事業評価の指標に含めるべきである。	121
3	オープンイノベーション推進事業	オープンイノベーションの拠点である「みせるばやお」の施設がオープンして令和5年8月で5年経過することもあり、現在の立地に「みせるばやお」の施設があることで、どれだけ地域のにぎわいを創出できたのか評価する必要がある。その結果を踏まえて今後も現在地にて運営する必要があるのか、一定期間ごとに検討する体制を整備するべきと考える。	52
4	地域企業振興事業	すべての事業者に対して意欲ある事業者経営・技術支援補助金の支出の効果を評価する仕組みは設けるべきである。	65
5	産業ブランディング事業	市内のお店の利用促進や、商業の活性化と質の高い生活環境の充実、そして八尾の歴史・文化・自然・生活への市民理解の深化といった「On-Do（音頭）ネット」の目的に照らして、民間事業者の自社サイトや他の紹介サイトでは得られない効果が「On-Do（音頭）ネット」にはあるのか、社会的環境の変化も踏まえて、測定・評価することが必要な時期にあると考える。	72

そこで、市の事業評価に関する制度概要、取り組みを確認したところ以下のような状況であった。

1. 事務事業評価の制度概要

市は、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」（平成 18 年 3 月 31 日八尾市条例第 20 号）第 13 条の規定に基づき行政評価を実施している。行政評価は施策評価と事務事業評価に分かれるが、なかでも事務事業評価は施策を実現する手段の一環として実施されている。

八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例

（行政評価）

第 13 条 市は、市が実施し、又は実施しようとする施策及び事務事業について、その成果及び達成度を明らかにするため、行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。

2 市は、前項の行政評価の結果について、市民が意見を述べる機会を設けるよう努めなければならない。

市は事務事業評価を概ね下記の手順で実施している。また評価内容は施策実績書とあわせて予算決算常任委員会参考資料である「実施計画実績書」として取りまとめられ、市民へ結果が公表される。

- 1) 市の実施計画等策定担当者は事務事業に係る活動・成果指標を予め設定（※）
- 2) 活動・成果指標の実績値を入力
- 3) 事務事業について、3つの観点（妥当性評価・有効性評価・効率性評価）から A～D の 4 段階評価を行う。
- 4) 施策目標達成への貢献度として総合評価（4 段階評価）が決定する。

（※）活動・成果指標はそれにより「取り組み内容ごとに予算や人的資源を投入することによる実績を把握できる」必要があるとされている。

（出典：市提供資料より監査人が作成）

2. 事業評価の指標について

P132 に記載した個別の事業執行における事業の効果の測定または評価についての意見は、アウトプットだけではなく、アウトカムも事業評価の指標に加え、事業を実施

することで、市の在りたい姿に近づいているか評価することを求めている。インプット、アウトプット、アウトカムについて考え方を整理すると以下のとおりである。

インプット	行政が事業を実施するにあたり、利用した資源（資金、人員、資産等）の分量を測定するための指標である。主に、事業費、関連経費、従事した人員数（労働時間等）がある。
アウトプット	投入して実施した行政の活動の分量を計測するための指標である。
アウトカム	行政が事業を実施した結果、実現した成果（社会や住民等に対する影響や変化）のことである。

事業評価にアウトカムの指標を入れるべきと言われて久しいが、今回の監査の過程では事業評価がアウトプットの指標にとどまり、アウトカムの指標も追加して欲しいと考えるケースが少なからずあった。もちろん、行政の活動目的やめざす姿を定義し、これを測定することは、かなり難しい作業であることは理解している。

しかし、社会に対する変化または市民が便益を得られることを期待して、市は事業を推進していることから、事務事業の評価としては、アウトプット指標も継続しておきつつ、可能なものについては、事業目的の達成度や事業継続の可否を検討・評価するうえで長期的な視点で目標管理できるアウトカムを指標に加えることが望ましい。

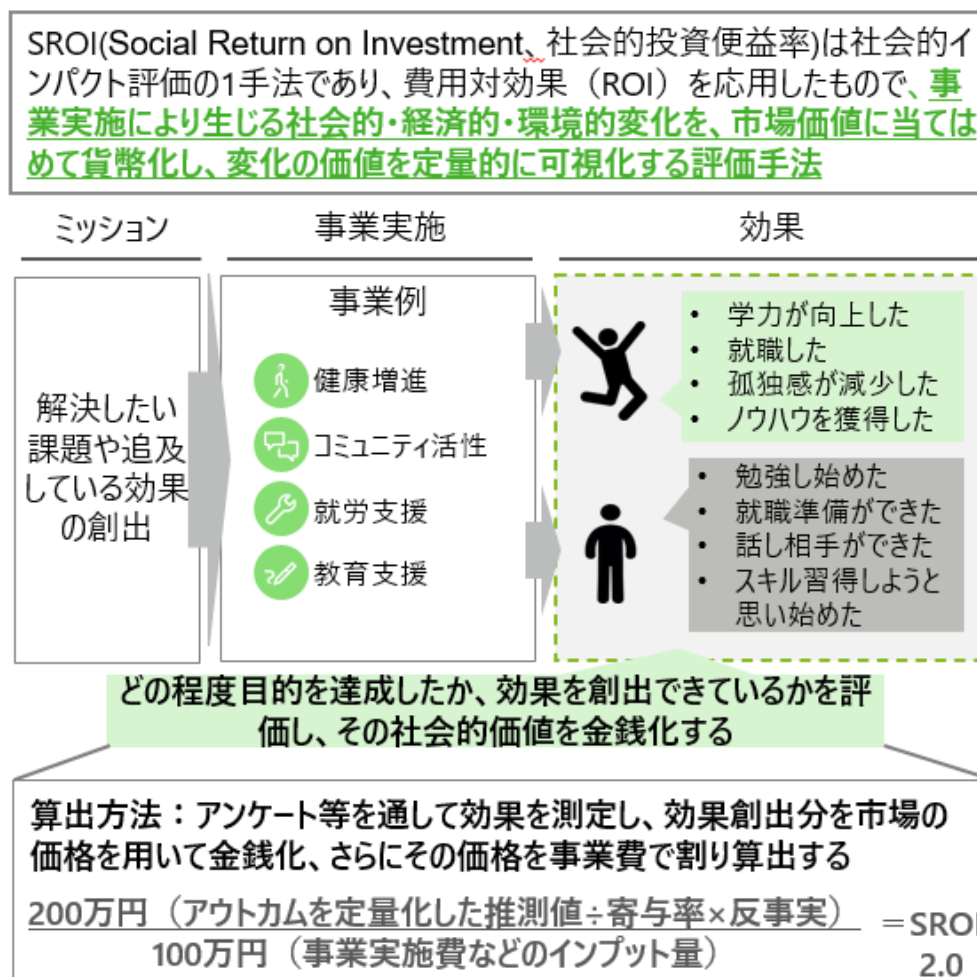
なお、例えば「研修への参加」という指標は、一見アウトプット指標とも見えるが、任意参加の研修会であれば、「研修への参加」は参加意欲の高まり・浸透といったアウトカムとしての指標としても使うことができるため、すべてのアウトプットの指標を見直すものではない。

また、アウトカムの定義、指標設定を踏まえて、最近では社会的インパクト（事業や活動の短期・長期の変化を含めた結果から生じた社会的・環境的な変化）を金銭的代理指標でとらえるといった新たな効果測定の方法（社会的投資収益率（SROI）等）もある。これらは、アウトカムの定義、指標設定を前提としたうえでの測定方法である。そこで、次項では、新たな効果の算定方法のうち、社会的投資収益率（SROI）について紹介する。

3. 新たな効果の算定方法について（社会的投資収益率（SROI）の紹介）

産業振興施策を始めとして国や自治体が取り組む事業は、その効果が短期的に表れるものではないものも多く、その効果測定において様々な課題があるといわれている。効果を評価するにあたり、様々な有効性効果の試算方法（ロジックモデルによる評価、ルーブリックを用いた評価等）が生み出されているが、ここでは、社会的投資収益率（SROI）を用いた算出方法を紹介したい。

社会的投資収益率（SROI）の全体像は以下のとおりである。



社会的投資収益率（SROI）は、事業に必要な資源（資金、時間、人員、施設など）がインプットとして投入されれば、活動が起こり、その活動を通じて直接的な結果（研修への参加など）がアウトプットされ、その結果を通じて事業の対象に変化（成

果＝アウトカム）が起きるという関係に、その成果を金銭的に評価しなおしてインパクトとして測定するものであり、インプットからどれだけのインパクトを生み出したか評価するものである。これまで事務事業評価における設定が難しいとされていたアウトカムに対して、さらにそれを貨幣価値で評価する点が特徴である。

なお、社会的投資収益率（SROI）ではあらゆるアウトカムを測るのではなく、最も重要なアウトカムを計測するものである。

また、金銭的評価のためには、無償活動の価値の貨幣化を行う必要があり2つの方法が代表的であるため紹介する。

機会費用法	無償労働等を行うために市場に労働を提供しないことによって失った賃金で評価する方法（例えば、勉強会への参加で環境問題の知見を高めたことと引き換えに、労働できなかった時間の賃金相当を使う方法がある）
代替費用法	無償労働等によって生産しているサービスと類似のサービスを市場で供給している者が受領する賃金で評価する方法（例えば、提供される業務に対応する専門職種の労務単価を使う方法がある）

ここでいうインパクトは、アウトカムのなかでも、その事業の実施によって純粹に生じたとされるアウトカムであり、他の施策がアウトカムに影響を及ぼしている場合はそれを除外したうえでの実際の貢献度のみを反映させる必要がある（寄与率・帰属率）ほか、当該事業を一切しなくても自然とアウトカムが得られる場合はこれを除外する必要がある（死荷重または反事実）。このほかに時間の経過でアウトカムが低減する「ドロップ・オフ」や、直接の支援対象者以外にも波及する効果（置換効果）も考慮される。

以上からわかるように社会的投資収益率（SROI）の算定は、アウトカムを金銭で評価することになること、また、寄与率・帰属率、死荷重または反事実といった情報を入手する必要があるため、実務で実施するには難しい部分も多いが、投資効果を定量的に他の事業と比較できるという点でもメリットがあるため、活用場面を探して欲しい。

以降では社会的投資収益率（SROI）について、より理解を深めてもらうために、具体例をもとに考え方を紹介する。例として取り上げるのは、後述の「無料職業紹

介事業」において実施している市の求人サイト「おしごとナビ」の運営である。ステークホルダー、アウトプット、アウトカム、金銭的代理指標について、例えば、以下のように考えることができる。

ステークホルダー	アウトプット	アウトカム 成果説明	アウトカム 指標	金銭的代理指標
求職者	サイトへのアクセス	求人情報を知り、採用面接の申込みができる。	求職者として新規登録者数	① 1人あたりの求人登録手数料（有料サイトの利用割合分）
	採用面接に申込	就職できた。	就職人数	② 1人あたり平均賃金
事業主	求人情報をサイトに登録	人員確保ができた。	事業の存続（退職者補充）や、事業の拡大（新規事業への人材確保）	③ 1人当たりの労働生産性
	面接会を実施	職場環境が改善した。	既存労働者の退職者減	④ 1人当たりの求人費用（サイト、チラシ、情報誌への登録手数料）
		サイトの活用で求人関連費用が削減できた。	採用人数＝就職人数	

以上は監査人による分類・整理である。成果量（アウトカム）を計測できる指標とする必要があることから、期待されるアウトカムの絞込みを行っている。このほかに、女性に優しい、働きやすいまちであることが若年者層の流入で人口増または維持といったアウトカムもあるため実際に社会的投資収益率（SROI）を使う場合は、検討が必要となるだろう。

また、寄与率、反事実の算定にあたっては、就職者へのアンケートが有用と考える。質問項目の例として以下が考えられる。

寄与率	おしごとナビの存在があることは、就業へのあなたの意識や行動に前向きな変化をもたらしたか。
反事実	おしごとナビが存在しなくても、あなたは就業に向けた行動がとれるようになったと思いますか。

この金銭的代理指標を用いて定量化した推測値（アウトカム）に、寄与率、反事実を乗じて算出した「総収益」を、事業に投入された費用である「総費用」で除して算出したものが社会的投資収益率（SROI）となる。これにより投入した資源が効率的、効果的に社会に影響を及ぼしているのかが評価でき、またインパクトを強化する方向での資源管理が可能となっていくため、将来的な利用を考えられたい。

第5 おわりに

八尾市は、製造業を主として多くの中小企業が集まる全国のなかでも有数の「ものづくりのまち」であり、市内の中小企業を中心とした産業に対する振興施策がなされてきた。また、歴史上の名跡等や盆踊りといった無形の観光資源を有しており、観光事業にも取り組んできた。

しかし、新型コロナウイルス感染症は、全国状況と同じく、八尾市内の中小企業、雇用、観光事業等にも大きな影響を与えた。本監査を実施した令和5年度に入り、新型コロナウイルス感染症が感染症法上での第5類に分類されたことにより、全国各地において入が増え、観光事業の復活などが言われ始めている。ウィズコロナ、アフターコロナの時代における中小企業を中心とした産業振興と雇用創出、そして観光振興の在り方について改めて検討する段階にきている。このような状況下において、八尾市における産業振興、雇用創出及び観光振興に係る事務の執行について当年度の監査テーマとして取り上げたことはタイムリーであった。

人口減少傾向にある八尾市において、魅力あるまちづくりをめざし様々な取り組みを進めているが、その取り組みは、本当に当初めざした姿に近づいているのか、そもそも、当初必要であった社会情勢と現在とでは大きく変わったことを反映して再検討されているのか、監査人として疑問を持つ場面も多くあった。担当課は、より有効に活用できないか日々試行錯誤をして業務に取り組んでいる姿勢は十分に見られたものの、そもそも限られた人員と予算のなかで、本当に事業そのものが必要なのかについては、継続在りきではなく、一定の目標を到達することができれば事業の終了も考えていくことが重要であると考ええる。今回の監査においても、事業評価をアウトカムにすること、事業や施策をするうえで行動の拠り所となる計画を立てることが重要と述べてきた。

これまでと変わらず継続して安定した事務執行に努めるだけでなく、経済情勢や社会情勢の変化をとらえ、今、実施している事業は時代、社会が真に求めているものになっているのか、将来を予測して、限られた資金で多くの効果を得られる事業に限られた資源（資金、人員等）を投入できているかなど整理していくべき時期にあると考える。

最後に、日常の激務をこなしながら、本監査に真摯に対応いただいた各部課の方々に深く感謝する。

以 上